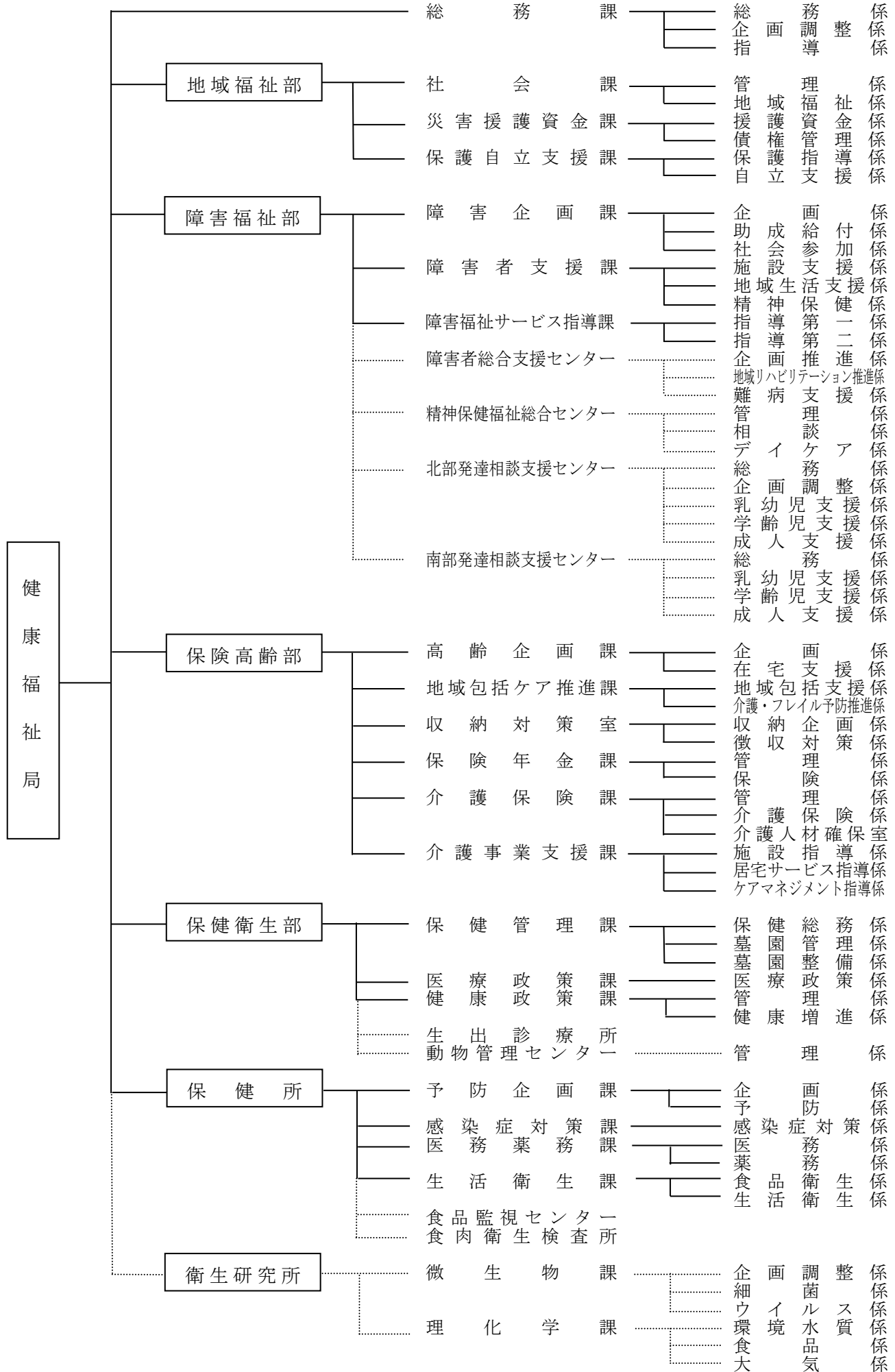




部	課 公 所	係	事 務 分 掌
地 域 福 祉 部	総務課	総務係	・局内事務の連絡調整 ・課の庶務
		企画調整係	・保健福祉に係る総合的な企画及び調整 ・局内の予算及び決算 ・区保健福祉センターとの連絡調整
		指 導 係	・社会福祉法人の設立認可及び監督 ・社会福祉連携推進法人の認定及び監督 ・社会福祉施設の指導監査に係る連絡調整 ・社会福祉事業従事職員の研修 ・民間社会福祉施設に対する補助（他課の所管に属するものを除く。） ・社会福祉法人設立認可及び施設整備補助に関する審査委員会
	社会課	管理係	・福祉事務所に係る事務（他課の所管に属するものを除く。）の総括 ・ひとにやさしいまちづくり事業の推進（他課の所管に属するものを除く。） ・社会福祉統計事務の総括（他課の所管に属するものを除く。） ・中国残留邦人等に対する地域生活支援事務 ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の総括 ・戦傷病者・戦没者遺族等援護事務の総括 ・東日本大震災に係る被災者の生活再建支援事務 ・災害義援金に係る事務の総括 ・災害見舞金に係る事務の総括 ・災害救助法に基づく国庫負担金に係る事務 ・低所得世帯への物価高対策緊急支援給付金に係る事務 ・仙台市福祉整備審議会 ・仙台市福祉有償運送運営協議会 ・宮城社会福祉センター，泉社会福祉センター及び福祉プラザに関すること ・部内事務の連絡調整 ・課，災害援護資金課及び保護自立支援課の庶務
			・社会福祉に係る総合的な企画及び調整 ・せんだい支えあいのまち推進プランの推進 ・地域福祉の推進に係る事務の総括 ・民生委員児童委員に係る事務の総括 ・災害時要援護者情報登録制度 ・（社福）仙台市社会福祉協議会に関すること ・仙台市社会福祉審議会 ・仙台市民生委員推薦会
	災害援護資金課	援護資金係	・災害援護資金の総括（債権管理係の所管に属するものを除く。）
		債権管理係	・災害援護資金に係る支払督促，訴訟及び強制執行
	保護自立支援課	保護指導係	・生活保護に係る企画，調整及び指導監査 ・保護施設の整備，設置の認可及び運営の指導監査 ・生活保護法に基づく医療・介護機関の指定及び指導監督 ・行旅病人及び行旅死亡人に関する事務の総括 ・特定中国残留邦人等に対する支援給付に係る企画，調整及び指導監査 ・法外援護事務の総括 ・仙台市医療扶助審議会
		自立支援係	・生活困窮者の自立支援に係る企画及び調整 ・生活困窮者就労訓練事業の認定 ・生計の途がなく，かつ，一定の住居を持たない者で，野外において生活している者の自立の支援等に関する企画及び調整 ・無料低額宿泊所の届出及び指導監査 ・日常生活支援住居施設の認定及び指導監査

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
障 害 福 祉 部	障害企画課	企 画 係	・ 障害者の保健福祉に係る総合的な企画及び調整 ・ 仙台市障害者保健福祉計画，仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画 ・ 障害者の権利擁護に関する事務の総括 ・ 仙台市障害者施策推進協議会 ・ 仙台市障害者差別相談調整委員会 ・ 部内事務の連絡調整 ・ 課，障害者支援課及び障害福祉サービス指導課の庶務 ・ （社福）緑仙会に関すること
		助成給付係	・ 自立支援給付費等の支払 ・ 介護給付費，訓練等給付費，障害児通所給付費等の支給事務の総括（社会参加係，他課公所の所管に属するものを除く。） ・ 心身障害者医療費助成事務の総括 ・ 心身障害者扶養共済制度事務の総括 ・ 障害児福祉手当，特別障害者手当，経過的福祉手当及び外国人重度障害者等福祉手当の支給事務の総括 ・ 自立支援医療（更生医療）の事務の総括 ・ 障害者基本システムの管理 ・ 仙台市障害支援区分判定等審査会
		社会参加係	・ 障害者の自立及び社会参加の支援に係る企画及び調整 ・ 障害者の就労支援 ・ 施設自主製品の販売促進 ・ 訓練等給付費（就労選択支援（10月～），就労移行支援，就労継続支援及び就労定着支援に係るものに限る。）の事務の総括（他課の所管に属するものを除く。） ・ 障害者の文化芸術振興 ・ 障害者スポーツ及びレクリエーションの推進 ・ 交通費助成（ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券）事務の総括 ・ 障害者のコミュニケーション及び情報バリアフリー化支援 ・ 障害者就労支援センター，パル三居沢及びパルいずみに関すること
	障害者支援課	施設支援係	・ 障害者関係施設に係る事務の総括 ・ 障害者関係施設及び障害児関係施設の整備 ・ 介護給付費（生活介護，療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。），訓練等給付費（自立訓練，共同生活援助に係るものに限る。），障害児通所給付費等の事務の総括（他課公所の所管に属するものを除く。） ・ 小規模地域活動センターの運営指導 ・ 泉ふれあいの家，泉ひまわりの家，ウインディ広瀬川及び仙台市児童福祉施設条例に基づく児童発達支援センターに関すること ・ 宮城野障害者福祉センター，若林障害者福祉センター，太白障害者福祉センター及び泉障害者福祉センターに関すること
		地域生活支援係	・ 障害者の在宅保健福祉に係る事務の企画及び調整 ・ 障害者総合相談に係る事務の総括 ・ 介護給付費，訓練等給付費等（施設支援係の所管に属するものを除く。）の事務の総括（他課の所管に属するものを除く。） ・ 地域生活支援事業の事務の総括（他課公所の所管に属するものを除く。） ・ 仙台市障害者自立支援協議会
		精神保健係	・ 精神保健福祉に係る事務の企画及び調整 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医師の指定等届出事務及び精神科病院の指定 ・ 精神科病院実地指導，実地審査 ・ 措置入院 ・ 自殺対策に係る事務の総括 ・ ひきこもり相談及び支援に係る事務の総括 ・ 仙台市精神保健福祉審議会 ・ 仙台市自殺対策連絡協議会
	障害福祉サービス指導課	指導第一係	・ 青葉区及び泉区の区域に所在する事業所に係る次に掲げる事務 ・ 指定障害福祉サービス事業者等の指定及び運営の指導監査 ・ 基準該当サービス事業者の登録 ・ 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の監督
		指導第二係	・ 宮城野区，若林区及び太白区の区域に所在する事業所に係る次に掲げる事務 ・ 指定障害福祉サービス事業者等の指定及び運営の指導監査 ・ 基準該当サービス事業者の登録 ・ 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の監督

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
障 害 福 祉 部	障害者総合 支援センター	企画推進係	・障害者の自立及び社会参加に係る普及啓発及び調査研究（他課の所管に属するものを除く。） ・身体障害者手帳交付事務の総括 ・身体障害者福祉法に基づく医師の指定 ・自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る医療機関の指定 ・自立支援医療（更生医療）の判定 ・補装具・日常生活用具費支給事務の総括 ・補装具の処方及び適合判定（地域リハビリテーション推進係との共管事務） ・センターの維持管理 ・センターの庶務
		地域リハビリ テーション 推進係	・身体障害者の専門相談支援 ・身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに支援 ・補装具の処方及び適合判定（企画推進係との共管事務） ・地域リハビリテーション支援事業 ・重度障害者コミュニケーション支援事業 ・障害者の福祉に従事する人材の育成
		難病支援係	・難病対策（他課の所管に属するものを除く。） ・指定難病医療費助成事務の総括 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医の指定 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ・遷延性意識障害者治療研究事業 ・仙台市指定難病審査会
	精神保健福祉 総合センター	管 理 係	・精神障害者保健福祉手帳交付事務の総括 ・自立支援医療（精神通院医療）の事務の総括及び判定 ・自立支援医療（精神通院医療）に係る医療機関の指定 ・仙台市精神医療審査会 ・関係職員に対する教育研修 ・センター使用料及び手数料の収納 ・センターの維持及び財産管理 ・センターの庶務
		相 談 係	・地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業） ・地域自殺対策推進センター事業 ・アルコール・薬物等依存症に関する相談及び助言指導 ・社会復帰施策・地域精神保健福祉に関する企画立案 ・関係職員に対する教育研修 ・精神保健福祉活動の推進等に関する調査研究 ・自助グループ等の組織の育成
		デイケア係	・デイケア指導（生活指導，作業指導，就労指導）の実施 ・精神保健福祉に関する相談指導及び普及啓発 ・社会復帰施策・地域精神保健福祉に関する企画立案 ・関係職員に対する教育研修 ・精神障害者の社会復帰に関する調査研究

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
障 害 福 祉 部	北部発達相談 支援センター	総 務 係	- 療育手帳交付事務の総括 - 青葉区、宮城野区及び泉区に係る次に掲げる事務 - 障害児通所給付費に係る支給及び利用者負担上限月額の決定（他課の所管に属するものを除く。） - 療育手帳の交付 - センターの維持管理 - センターの庶務
		企画調整係	- 発達障害者支援センター事業 - 発達障害児（者）支援体制整備事業 - 関係機関及び施設への支援の総括 - 障害児等の福祉に関する普及啓発 - 児童福祉施設等への入所措置及び入所後の支援（他公所の所管に属するものを除く。） - 児童福祉施設等措置費の徴収（他公所の所管に属するものを除く。） - 青葉区、宮城野区及び泉区に係る次に掲げる事務 - 障害児入所給付費、障害児入所医療費の支給及び利用者負担上限月額の決定（他課の所管に属するものを除く。） - 介護給付費（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）、療養介護医療費の支給及び利用者負担上限額の決定（他課の所管に属するものを除く。） - 発達障害者支援地域協議会 - 南部発達相談支援センターとの連絡調整
		乳幼児支援係	- 青葉区、宮城野区及び泉区に係る次に掲げる事務 - 乳幼児相談及び発達評価 - 家族支援 - 療育支援 - 療育手帳に係る判定 - 障害児等の児童福祉施設への入所相談 - 関係機関及び施設への支援
		学齢児支援係	- 青葉区、宮城野区及び泉区に係る次に掲げる事務 - 学齢児相談及び発達評価 - 家族支援 - 療育手帳に係る判定 - 障害児等の児童福祉施設への入所相談 - 関係機関及び施設への支援
		成人支援係	- 青葉区、宮城野区及び泉区に係る次に掲げる事務 - 成人相談及び発達評価 - 家族支援 - 療育手帳に係る判定 - 関係機関及び施設への支援
	南部発達相談 支援センター	総 務 係	- 若林区及び太白区に係る次に掲げる事務 - 障害児入所給付費、障害児通所給付費及び障害児入所医療費に係る支給及び利用者負担上限月額の決定（他課の所管に属するものを除く。） - 療育手帳の交付 - センターの維持管理 - センターの庶務
		乳幼児支援係	- 若林区及び太白区に係る次に掲げる事務 - 乳幼児相談及び発達評価 - 家族支援 - 療育支援 - 療育手帳に係る判定 - 障害児等の児童福祉施設への入所相談 - 関係機関及び施設への支援
		学齢児支援係	- 若林区及び太白区に係る次に掲げる事務 - 学齢児相談及び発達評価 - 家族支援 - 療育手帳に係る判定 - 障害児等の児童福祉施設への入所相談 - 関係機関及び施設への支援
		成人支援係	- 若林区及び太白区に係る次に掲げる事務 - 成人相談及び発達評価 - 家族支援 - 療育手帳に係る判定 - 関係機関及び施設への支援

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 険 高 齢 部	高齢企画課	企 画 係	・ 高齢社会対策の企画調整及び調査研究 ・ 仙台市高齢者保健福祉計画の推進 ・ 高齢者の社会参加活動及び生きがいづくり対策（在宅支援係の所管に属するものを除く。） ・ （公社）仙台市シルバー人材センターに関すること ・ （公財）仙台市健康福祉事業団に関すること ・ 老人福祉センターに関すること ・ 市立デイサービスセンターに関すること ・ シルバーセンターに関すること ・ 部内事務の連絡調整 ・ 課の庶務
		在宅支援係	・ 高齢者の保健福祉に係る事務の総括 ・ 措置実施機関に対する指導監査 ・ 高齢者の在宅生活の支援に係る事務の企画調整及び総括（企画係及び地域包括ケア推進課の所管に属するものを除く。） ・ ひとり暮らし高齢者対策 ・ 高齢者の権利擁護に係る事務の総括 ・ 高齢者の社会参加活動及び生きがいづくり対策（敬老祝金、敬老記念品、長寿高齢者訪問、老人つどいの家（好日庵）、高齢者銭湯等利用交流支援事業） ・ 老人クラブ助成等
	地域包括ケア推進課	地域包括支援係	・ 地域包括ケアシステム推進の企画調整 ・ 高齢者総合相談に係る事務の総括 ・ 地域包括支援センターの総括 ・ 地域ケア会議の総括 ・ 在宅医療・介護連携に係る調整（医療政策課の所管に属するものを除く。） ・ 認知症対策の推進 ・ 仙台市介護保険審議会の地域包括支援センター運営委員会 ・ 仙台市認知症対策推進会議 ・ 課の庶務
		介護・フレイル予防推進係	・ 介護・フレイル予防の推進に係る企画調整 ・ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業等）の総括 ・ 訪問指導に係る事務の総括
	収納対策室	収納企画係	・ 国民健康保険料及び介護保険料その他の徴収金並びに後期高齢者医療保険料（以下、収納対策室の所掌事務において「徴収金」という。）の徴収事務及び収納事務に係る企画 ・ 徴収金の収納 ・ 徴収金の督促 ・ 国民健康保険の特別療養費の対象者に対する資格確認書 ・ 室の庶務
		徴収対策係	・ 徴収金の滞納整理 ・ 徴収金の滞納処分 ・ 徴収金の滞納処分の停止及び欠損処分 ・ 徴収金の囑託及び受託
	保険年金課	管 理 係	・ 国民健康保険事業特別会計等の予算及び決算 ・ 国民健康保険事業に関する国庫支出金等 ・ 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金システムの運用及び改修 ・ 国民年金事業の総括 ・ 国民年金事務費交付金 ・ 国民年金事業の調査及び広報 ・ 特別障害給付金事業の総括 ・ 年金生活者支援給付金事業の総括 ・ 特定健康診査及び特定保健指導の総括 ・ 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施に係る企画調整 ・ 仙台市国民健康保険運営協議会 ・ 課の庶務
		保 険 係	・ 国民健康保険事業の総括（収納対策室の所管に属する徴収事務を除く。） ・ 後期高齢者医療事業の総括（収納対策室の所管に属する徴収事務を除く。） ・ 国民健康保険に関する事業報告等 ・ 国民健康保険事業の啓発及び広報 ・ 国民健康保険関係団体との連絡調整 ・ 診療報酬に係る資格照会及び点検審査 ・ 不正・不当利得及び第三者行為（区役所の所管に属するものを除く。） ・ 高額療養費の受付（区役所の所管に属するものを除く。）

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 險 高 齢 部	介護保険課	管 理 係	・介護保険事業特別会計等の予算及び決算 ・介護保険事業に係る国庫支出金等 ・介護保険制度に係る広報の総括 ・介護保険事業計画の策定・進行管理 ・介護保険システムの運用及び改修の総括 ・関係団体、事業者等との連絡調整 ・仙台市介護保険審議会（他課の所管に属するものを除く。） ・統計事務 ・課及び介護事業支援課の庶務
		介護保険係	・介護保険事業の資格、賦課、徴収、収納及び給付事務に関する総括（収納対策室の所管に属する徴収、収納事務を除く。） ・要介護認定及び要支援認定事務の総括 ・認定調査の連絡調整 ・保険給付の審査支払等に係る県国保連との調整 ・介護保険システムの運用及び改修 ・仙台市介護認定審査会 ・介護保険に係る苦情処理・審査請求事務の総括
		介護人材確保室	・介護人材確保に関すること（他課の所管に属するものを除く。）
	介護事業支援課	施設指導係	・介護老人保健施設の整備及び開設の許可 ・老人福祉施設等の整備及び設置の届出等（居宅サービス指導係の所管に属するものを除く。） ・介護保険施設等の指定及び運営の指導監査 ・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業の運営の指導監査（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護及び（介護予防）特定施設入居者生活介護に限る。） ・指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営の指導監査（地域密着型介護老人福祉施設、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に限る。） ・軽費老人ホームに関すること ・有料老人ホームに関すること ・介護サービス事業者の業務管理体制の監督（介護保険施設等を有する事業者に限る。）
		居宅サービス指導係	・老人福祉施設等の整備及び設置の届出等（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に限る。） ・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業の運営の指導監査（施設指導係の所管に属するものを除く。） ・指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営の指導監査（施設指導係の所管に属するものを除く。） ・介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス事業者の指定及び指定事業者が行う介護予防・日常生活支援総合事業の運営の指導監査 ・基準該当サービス事業者の登録及び基準該当サービスの事業の運営の指導監査（ケアマネジメント指導係の所管に属するものを除く。） ・介護サービス事業者の業務管理体制の監督（施設指導係及びケアマネジメント指導係の所管に属するものを除く。） ・仙台市介護保険審議会の地域密着型サービス運営委員会
		ケアマネジメント指導係	・指定居宅介護支援事業者の指定及び指定居宅介護支援の事業の運営の指導監査 ・指定介護予防支援事業者の指定及び指定介護予防支援の事業の運営の指導監査 ・基準該当サービス事業者の登録及び基準該当サービスの事業の運営の指導監査（基準該当居宅介護支援に限る。） ・介護支援専門員等の研修及び介護支援専門員の指導監査 ・介護サービス事業者の業務管理体制の監督（指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所を有する事業者に限る。）

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 健 衛 生 部	保健管理課	保健総務係	・保健衛生に係る総合的な企画及び調整（他課の所管に属するものを除く。） ・人口動態統計及び保健統計に係る事務の総括 ・仙台市地域保健・保健所運営協議会 ・保健センターに係る事務（他課の所管に属するものを除く。） ・公衆衛生関係学生実習に係る事務（他課の所管に属するものを除く。） ・旧看護専門学校に係る事務 ・部内事務の連絡調整 ・課、医療政策課及び健康政策課の庶務
		墓園管理係	・改葬の許可 ・市民墓地の管理 ・葛岡斎場の管理及び整備 ・墓地等の経営の許可
		墓園整備係	・いずみ墓園の整備 ・北山霊園、葛岡墓園の施設整備
	医療政策課	医療政策係	・地域医療に係る企画及び調整 ・救急医療対策（災害時医療を含む。） ・（公財）仙台市医療センターに関すること ・（公財）仙台市救急医療事業団に関すること ・仙台市地域医療対策協議会 ・急患センター、北部急患診療所及び夜間休日こども急病診療所に関すること
	健康政策課	管 理 係	・健康診査事業の総合調整 ・市民健康診査の実施の総括 ・受動喫煙防止対策の推進 ・健康増進センターに関すること
		健康増進係	・地域保健に係る総合的な企画及び調整並びに保健所が行う施策の調整 ・公衆衛生看護業務の総合調整 ・健康増進に係る事務の企画及び調整 ・いきいき市民健康プランの推進 ・食育の推進に係る事務の総括 ・成人保健に係る事務（他課の所管に属するものを除く。）の総括 ・生活習慣病予防対策の総括 ・歯科保健（他課の所管に属するものを除く。）の総括 ・仙台市口腔保健支援センター ・栄養改善の総括 ・仙台市食育推進会議
	生出診療所		・診療所の運営管理 ・患者の診療 ・診療報酬の請求及び収納 ・薬品の調達及び管理 ・所の庶務
	動物管理センター	管理係	・狂犬病予防 ・動物愛護・動物適正飼養普及啓発 ・犬及びねこの引取り及び負傷動物等収容 ・第一種動物取扱業の登録等 ・第二種動物取扱業の届出等 ・特定動物の飼養又は保管の許可等 ・動物愛護管理・狂犬病予防手数料の収納 ・センターの維持及び財産管理 ・仙台市動物愛護協議会 ・センターの庶務

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 健 所	予防企画課	企画係	・感染症対策に係る総合的な企画及び調整 ・仙台市感染症対策協議会 ・所内事務の連絡調整 ・課、感染症対策課、医務薬務課及び生活衛生課の庶務
		予防係	・予防接種の総括 ・仙台市予防接種健康被害検討委員会
	感染症対策課	感染症対策係	・感染症対策（結核・エイズ・その他感染症）の総括 ・仙台市感染症診査協議会 ・仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会 ・仙台市感染制御地域支援チーム
	医務薬務課	医 務 係	・医療機関等に対する監視・指導及び許可等 ・医療安全研修会 ・医療相談 ・医療従事者免許申請の受付
		薬 務 係	・薬局等に対する監視・指導及び許可等 ・毒物劇物事業者に対する監視・指導及び許可等 ・薬物乱用防止啓発 ・献血推進の総括
	生活衛生課	食品衛生係	・食品衛生に係る事務の企画及び調整 ・保健統計（食中毒統計） ・せんだい食の安全サポーター ・仙台市食品安全対策協議会
		生活衛生係	・生活衛生に係る事務の企画及び調整 ・家庭用品の衛生 ・特定建築物の衛生 ・ラブホテル等の指導 ・保健統計（生活衛生統計） ・化製場等の衛生 ・住宅宿泊事業に係る届出の受理
	食品監視センター		・中央卸売市場本場・市場外施設における食品衛生の監視、指導及び収去検査並びに衛生教育 ・中央卸売市場本場における食品営業の許可及び届出 ・広域流通食品の製造施設等に対する監視、指導及び調整 ・H A C C Pに係る研修の企画及び調整 ・食品の輸出に係る食品衛生（食肉衛生検査所の所管に属するものを除く。） ・合成樹脂製の食品用器具・容器包装に関する安全確保 ・センターの維持管理 ・センターの庶務
	食肉衛生検査所		・と畜場における獣畜の生体検査、解体検査、B S E検査及び理化学、細菌学、病理組織学等の精密検査 ・検査に基づくとさつ解体禁止、廃棄等の措置 ・食肉市場内における食品衛生の監視、指導及び収去検査並びに衛生教育 ・食肉市場内における食肉の輸出に係る食品衛生 ・検査手数料の収納 ・検査所の維持管理 ・所の庶務

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
衛 生 研 究 所	微 生 物 課	企画調整係	・保健衛生・環境に係る試験検査及び調査研究等の企画及び調整 ・試験検査物の受付，成績書の交付及び手数料の収納 ・衛生試験統計 ・公衆衛生に係る情報の収集，解析及び提供 ・食品衛生検査施設における試験検査に関する事務の管理（信頼性確保業務に限る。） ・所の維持及び財産管理 ・所内事務の連絡調整 ・所の予算及び決算 ・所の庶務
		細 菌 係	・感染症に係る細菌検査及び調査研究 ・食品の細菌検査及び調査研究 ・食中毒の細菌検査及び調査研究 ・感染症発生動向調査に係る細菌検査及び調査研究 ・生活環境に係る細菌検査及び調査研究 ・結核の分子疫学的検査及び調査研究
		ウイルス係	・感染症に係るウイルス検査及び調査研究 ・感染症発生動向調査に係るウイルス検査及び調査研究 ・食品のウイルス検査及び調査研究 ・食中毒のウイルス検査及び調査研究
	理 化 学 課	環境水質係	・公共用水域及び地下水の検査及び調査研究 ・事業場排水の検査及び調査研究 ・産業廃棄物等の検査及び調査研究 ・飲用水等の検査及び調査研究 ・家庭用品の検査及び調査研究
		食 品 係	・食品中の添加物の検査及び調査研究 ・食品中の残留農薬及び残留動物用医薬品の検査及び調査研究 ・食品中の遺伝子組換え体の検査及び調査研究 ・食品中の有害物質の分析及び調査研究 ・食中毒の化学的分析及び調査研究 ・食品中の医薬品成分の検査及び調査研究
		大 気 係	・ばい煙，粉じん等の発生源に係る測定及び調査研究 ・環境大気に係る測定及び調査研究 ・悪臭成分の測定及び調査研究 ・室内環境中の有害物質の測定及び調査研究

§3 人員配置

(令和7年8月1日現在)

	計	職 級 別 人 員							
		局長級	次部長級	課長級	係長級	総括主任以下			嘱託・短時間再任用・ 会計年度任用等
						事務職	技術職	その他	
健康福祉局	4	2	1	1					
総務課	13			2	3	7			1
地域福祉部	1		1						
社会課	19			2	3	10			4
災害援護資金課	27			1	2	10			14
保護自立支援課	20			1	2	12			5
地域福祉部計	67	0	1	4	7	32	0	0	23
障害福祉部	3		2	1					
障害企画課	42			1	4	21			16
障害者支援課	29			3	3	13	3		7
障害福祉サービス指導課	21			1	2	12			6
障害者総合支援センター	40			1	4	8	7		20
精神保健福祉総合センター	42		1	2	2	9	6		22
北部発達相談支援センター	105		1	6	12	27	13		46
南部発達相談支援センター	56			2	10	15	12		17
障害福祉部計	338	0	4	17	37	105	41	0	134
保険高齢部	2		2						
高齢企画課	21			2	5	9			5
地域包括ケア推進課	23		1	1	2	8	4		7
収納対策室	29			1	2	11			15
保険年金課	42		1	2	5	14	4		16
介護保険課	20			1	3	13			3
介護事業支援課	32			1	4	13	1		13
保険高齢部計	169	0	4	8	21	68	9	0	59
保健衛生部	4		2	1	1				
保健管理課	18			2	3	4	3		6
医療政策課	9			1	2	4	1		1
健康政策課	31		1		7	3	4		16
生出診療所	19			1			3		15
動物管理センター	22			2	2	1	4	1	12
保健衛生部計	103	0	3	7	15	12	15	1	50
保健所	2		2						
予防企画課	16			1	3	6			6
感染症対策課	15			1	1	3	4		6
医務薬務課	21			2	3	4	3		9
生活衛生課	11			2	3		5		1
食品監視センター	12			1	3		7		1
食肉衛生検査所	27			1	2		20		4
保健所計	104	0	2	8	15	13	39	0	27
衛生研究所	1		1						
微生物課	21			3	4	2	9		3
理化学課	19			3	4		12		
衛生研究所計	41	0	1	6	8	2	21	0	3
健康福祉局合計	839	2	16	53	106	239	125	1	297

§ 4 附属機関等

1 法令に基づく附属機関

名称	所掌事項	根拠法令	委員定数	任期	所管課
仙台市社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議	社会福祉法 社会福祉法施行令 仙台市社会福祉審議会条例	70人以内	3年	社会課
仙台市民生委員推薦会	民生委員児童委員候補者の推薦	民生委員法 民生委員法施行令 仙台市民生委員推薦会規則	14人以内	3年	社会課
仙台市福祉整備審議会	高齢者、身体障害者等による施設等の円滑な利用に関する事項の調査審議	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則	30人以内	2年	社会課
仙台市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金、災害障害見舞金等を支給するにあたり、災害と死亡（障害）との因果関係について判定	災害弔慰金の支給等に関する法律 災害弔慰金の支給等に関する条例 災害弔慰金の支給等に関する規則	6人以内	2年	社会課
仙台市医療扶助審議会	生活保護法に基づく医療扶助の適正実施に関する調査審議	生活保護法 仙台市医療扶助審議会条例	10人以内	2年	保護自立支援課
仙台市障害者施策推進協議会	障害者に関する施策の推進に必要な事項の調査審議及び施策の実施状況の監視、並びに関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議	障害者基本法 仙台市障害者施策推進協議会条例	25人以内	3年	障害企画課
仙台市障害者差別相談調整委員会	通常の相談支援では解決せず申立がなされた障害者差別に関する相談事案の解決にむけた関係者への事実確認調査及び助言・あっせん等の調整	仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例施行規則	7人以内	3年	障害企画課
仙台市障害支援区分判定等審査会	障害福祉サービスを利用する際に必要な障害支援区分の審査判定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例 仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則	60人以内	2年	障害企画課

名称	所掌事項	設置要綱等	委員定数	任期	所管課
仙台市精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 仙台市精神保健福祉審議会条例	20人以内	3年	障害者支援課
仙台市指定難病審査会	指定難病医療費助成の支給認定に関する審査	難病の患者に対する医療等に関する法律 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	15人以内	2年	障害者総合支援センター
仙台市精神医療審査会	措置入院及び医療保護入院に係る届等並びに退院等の請求に関する審査	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	25人	2年	精神保健福祉総合センター
仙台市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する審議	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 仙台市国民健康保険条例 仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則	23人	3年	保険年金課
仙台市介護認定審査会	介護保険の要介護認定等に係る審査判定	介護保険法 介護保険法施行令 仙台市介護保険条例 仙台市介護保険条例施行規則	274人	2年	介護保険課
仙台市介護保険審議会	介護保険事業の運営に関する必要事項の調査審議	仙台市介護保険条例 仙台市介護保険条例施行規則	20人以内	3年	介護保険課
仙台市地域保健・保健所運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項の審議	地域保健法 仙台市地域保健・保健所運営協議会条例	30人以内	2年	保健管理課
仙台市食育推進会議	食育推進計画の作成と推進及び食育推進に関する重要事項の審議	食育基本法 仙台市食育推進会議条例	20人以内	2年	健康政策課
仙台市感染症診査協議会	保健所長の諮問に応じ、感染症患者の入院勧告等について必要な事項の審議	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・仙台市感染症診査協議会条例	12人	2年	感染症対策課

2 要綱等に基づく機関

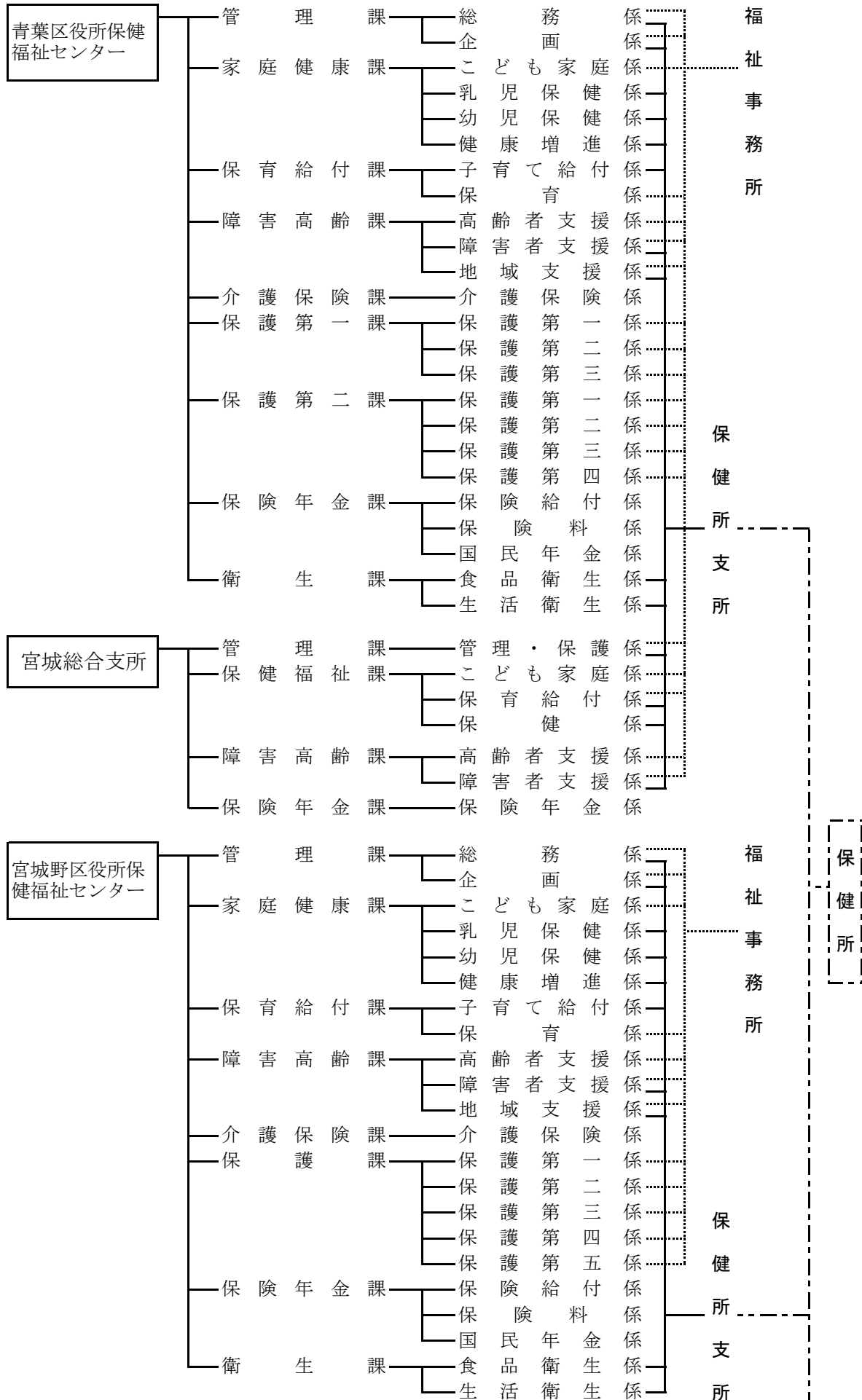
名称	所掌事項	設置要綱等	委員定数	任期	所管課
仙台市福祉有償運送運営協議会	NPO法人等が実施する移動制約者への移送サービスについて道路運送法等に定める事項に関する協議	道路運送法 仙台市福祉有償運送運営協議会設置要綱	10人以内	2年	社会課
仙台市災害義援金配分委員会	大規模災害により被災した市民に対し、市内外から寄せられた義援金の配分対象、基準、時期、方法等の審議	仙台市災害義援金配分委員会設置要綱	9人	配分終了時まで	社会課

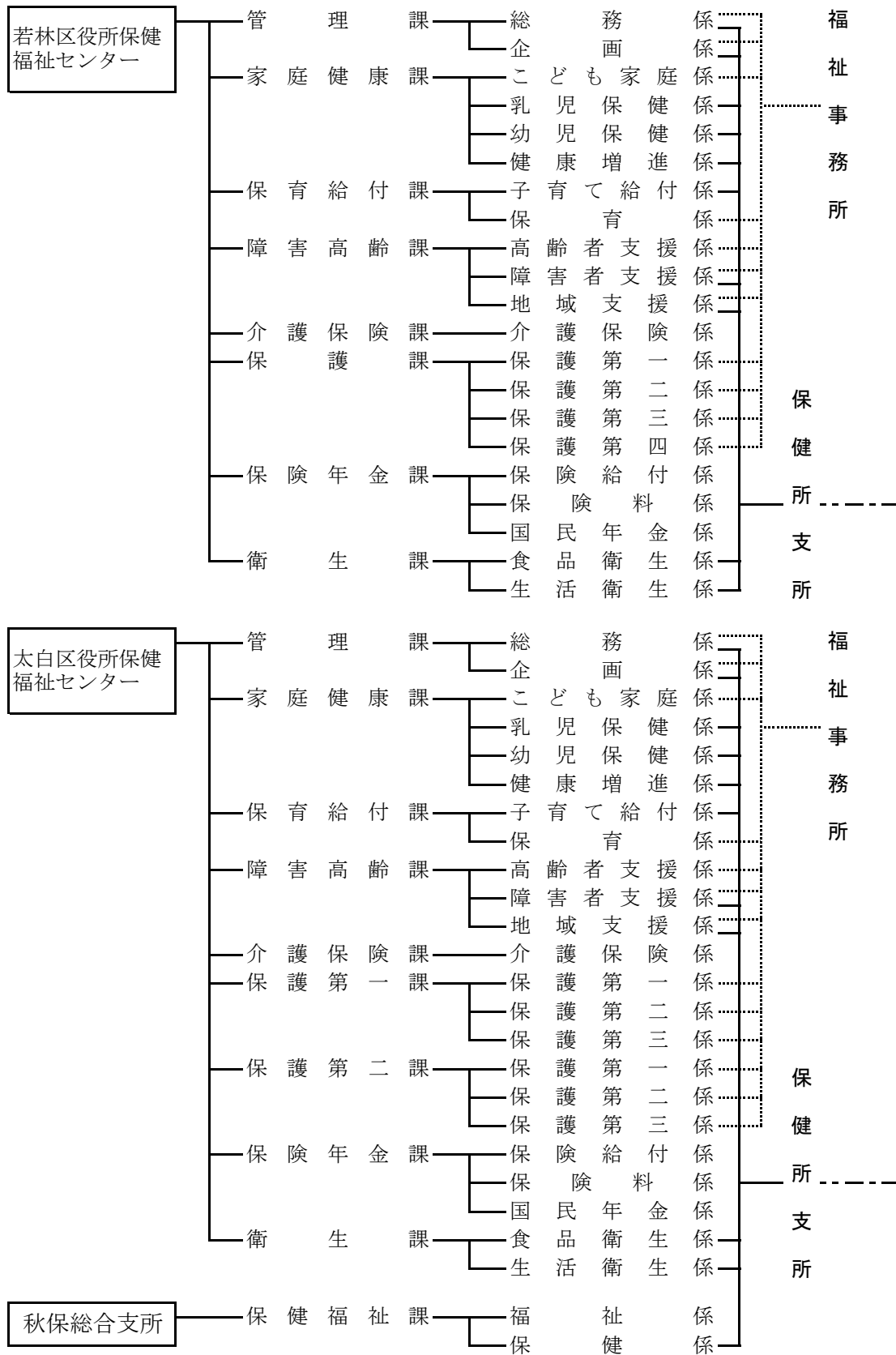
名称	所掌事項	設置要綱等	委員定数	任期	所管課
仙台市自殺対策連絡協議会	自殺対策の推進に関する協議	仙台市自殺対策連絡協議会設置要綱	20人以内	2年	障害者支援課
仙台市障害者自立支援協議会	相談支援事業者の運営評価、指導及び助言、関係機関によるネットワークの構築、障害者等への支援体制の整備を図るための協議	仙台市障害者自立支援協議会設置要綱	20人以内	3年	障害者支援課
仙台市発達障害者支援地域協議会	発達障害児者支援体制に関する協議、関係機関とのネットワーク強化に関する協議	仙台市発達障害者支援地域協議会設置要綱	20人以内	3年	北部発達相談支援センター
仙台市認知症対策推進会議	認知症対策推進に関する関係機関との協議、情報交換	仙台市認知症対策推進会議設置運営要綱	20人以内	2年	地域包括ケア推進課
仙台市胃がん検診胃内視鏡検査運営協議会	胃がん検診胃内視鏡検査の運営、精度管理に関する協議	仙台市胃がん検診胃内視鏡検査運営協議会設置要綱	6人以内	3年	健康政策課
仙台市動物愛護協議会	動物の愛護、適正飼養、人と動物が共生する街づくり等に関する協議	仙台市動物愛護協議会設置要綱	8人	2年	動物管理センター
仙台市感染症対策協議会	新型インフルエンザ及び重大な感染症に対する医療体制の検討	仙台市感染症対策協議会設置要綱	10人以内	3年	予防企画課
仙台市予防接種健康被害検討委員会	救済措置請求がなされた予防接種健康被害についての医学的見地からの検討	仙台市予防接種健康被害検討委員会設置要綱	10人以内	2年	予防企画課
仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会	エイズ及び性感染症の予防及びまん延防止対策に関する協議	仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会設置要綱	20人以内	3年	感染症対策課
仙台市感染制御地域支援チーム	疫学調査、予防、感染制御等への助言および医療機関等への情報提供、技術的指導	仙台市感染制御地域支援チーム設置要綱	20人以内	3年	感染症対策課
仙台市食品安全対策協議会	食品の安全性確保に関する施策、食品衛生監視指導計画等に関する協議	仙台市食品安全対策協議会要綱	14人	2年	生活衛生課

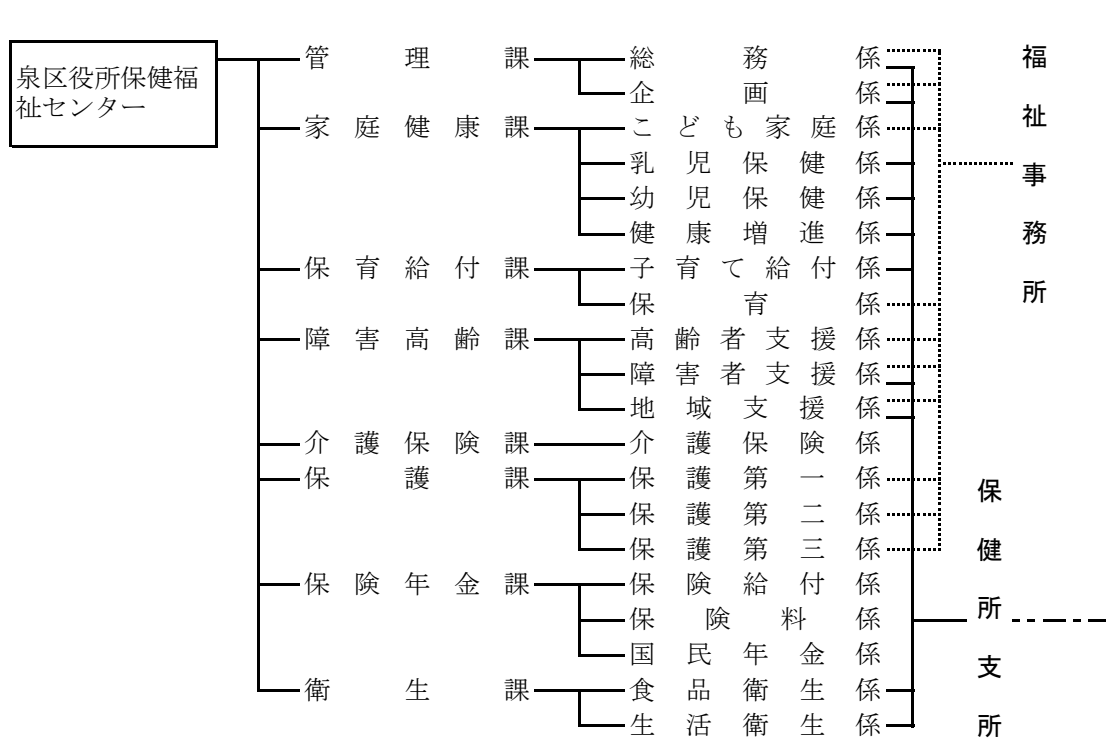
第二章 区役所の組織・事務分掌(健康福祉関係分)

§ 1 組織

令和7年4月1日現在







部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 健 福 祉 セ ン タ ー	管 理 課	総 務 係	・地域福祉の推進 ・災害見舞金の支給 ・墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬又は火葬に係る市長の義務に係る調整 ・戦傷病者、戦没者遺族等の援護 ・民生委員児童委員 ・社会福祉統計 ・献血推進事業 ・社会福祉・公衆衛生関係学生実習及び医師・歯科医師地域保健研修の調整 ・センター職員研修 ・保健センターの運営管理（保健所青葉支所を除く。） ・センター内事務の連絡調整 ・課の庶務
		企 画 係	・区保健福祉に係る企画及び調整 ・地区保健活動の総括 ・人口動態統計及び保健統計 ・公衆衛生看護業務の総括 ・健康危機管理 ・結核、エイズ等感染症対策 ・公害に係る健康診断及び保健指導
	家 庭 健 康 課	こども家庭係	・こども家庭総合相談（乳児保健係との共管事務） ・子ども家庭応援センター ・児童、ひとり親家庭等の福祉 ・要保護児童対策 ・女性支援 ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還 ・ひとり親家庭等日常生活支援 ・青少年等健全育成 ・課の庶務
		乳児保健係	・こども家庭総合相談（こども家庭係との共管事務） ・子ども家庭応援センター ・母子保健及び母体保護 ・予防接種 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・産後ケア事業 ・健康相談及び健康教育 ・訪問指導 ・地区保健活動
		幼児保健係	・幼児健康診査 ・健康相談及び健康教育（乳児保健係の所管に属するものを除く。） ・訪問指導 ・地区保健活動 ・子ども家庭応援センター
		健康増進係	・区の地区保健活動の企画・調整 ・地区保健活動 ・健康増進・生活習慣病予防 ・市民健康診査、国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導 ・歯科保健 ・栄養改善 ・食育推進 ・健康相談及び健康教育 ・健康手帳の交付 ・訪問指導 ・介護予防事業（他課の所管に属するものを除く。） ・子ども家庭応援センター
	保 育 給 付 課	子育て給付係	・児童手当 ・児童扶養手当・特別児童扶養手当（こども支援給付課の所管に属するものを除く。） ・子ども及び母子・父子家庭医療費助成 ・養育医療の給付決定（こども支援給付課の所管に属するものを除く。） ・自立支援医療費（育成医療）の支給決定（こども支援給付課の所管に属するものを除く。） ・小児慢性特定疾病対策（こども家庭保健課の所管に属するものを除く。） ・子ども家庭応援センター ・課の庶務
		保育係	・子どものための教育・保育給付認定事務（認定給付課の所管に属するものを除く。） ・保育施設等の利用に係る調整事務 ・保育料等の決定、収納 ・過誤納還付金の支払並びに口座振替 ・子ども家庭応援センター

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 健 福 祉 セ ン タ ー	障害高齢課	高齢者支援係	・高齢者の保健福祉(地域支援係との共管事務) ・高齢者総合相談(地域支援係との共管事務) ・ひとり暮らし高齢者支援事業 ・老人つどいの家(好日庵)への助成 ・老人クラブへの助成 ・敬老行事及び敬老祝金 ・敬老乗車証等交付 ・老人憩の家 ・高齢者福祉施設への入所措置等の事務(地域支援係との共管事務) ・高齢者虐待に係る対応(地域支援係との共管事務) ・課の庶務
		障害者支援係	・障害者の保健福祉(地域支援係との共管事務) ・障害者総合相談(地域支援係との共管事務) ・障害児福祉手当、特別障害者手当等の認定並びに支給 ・心身障害者扶養共済制度 ・障害児(者)の地域生活支援 ・障害者交通費助成事業 ・介護給付費、訓練等給付費及び障害児通所給付費に係る支給及び利用者負担上限月額の決定(他公所の所管に属するものを除く。) ・補装具費の支給及び利用者負担上限月額の決定 ・自立支援医療(更生医療)に係る支給及び利用者負担上限月額の決定 ・自立支援医療(精神通院医療)の支給認定申請及び経由 ・地域生活支援事業の利用決定 ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請及び経由 ・難病対策(障害者総合支援センターの所管に属するものを除く。) ・障害者虐待に係る対応(地域支援係との共管事務) ・心身障害者医療費助成
		地域支援係	・高齢者の保健福祉(高齢者支援係との共管事務) ・障害者の保健福祉(障害者支援係との共管事務) ・地区保健活動 ・高齢者総合相談(高齢者支援係との共管事務) ・障害者総合相談(障害者支援係との共管事務) ・介護予防・日常生活支援総合事業(他課の所管に属するものを除く。) ・地域包括支援センターの統括 ・介護家族の支援 ・在宅療養の支援 ・認知症の人の支援 ・訪問指導 ・高齢者福祉施設への入所措置等の事務(高齢者支援係との共管事務) ・高齢者虐待に係る対応(高齢者支援係との共管事務) ・障害者虐待に係る対応(障害者支援係との共管事務) ・精神障害者に係る緊急対応 ・心の健康相談 ・地域ケア会議 ・障害者自立支援協議会
	介護保険課	介護保険係	・介護保険に係る次に掲げる事務(収納対策室の所管に属するものを除く。) ・被保険者の資格得喪 ・被保険者証の交付 ・要介護認定及び要支援認定 ・認定調査の依頼 ・主治医意見書の作成依頼 ・居宅サービス計画作成事業者の届出 ・保険料の賦課及び調定 ・保険料の減免及び徴収猶予 ・保険料の収納 ・保険料の滞納対策 ・保険料の不納欠損処理 ・保険料の過誤納金 ・特例居宅介護サービス費及び特例施設サービス費等の支給 ・福祉用具購入費及び住宅改修費の支給 ・高額介護サービス費の支給 ・高額医療合算介護サービス費の支給 ・利用者負担等の減免 ・介護報酬に係る適正化事務 ・不正・不当利得及び第三者行為 ・広報及び情報提供 ・苦情処理・審査請求事務 ・介護認定審査会の合議体 ・課の庶務

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 健 福 祉 セ ン タ ー	保 護 課 (青葉区役所 及び太白区役 所を除く。)	保護第一係	・生活保護法による保護 ・医療扶助 ・介護扶助 ・保護金品の支給 ・生活保護統計 ・生活困窮者の自立支援(保護自立支援課の所管に属するものを除く。) ・生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者 ・行旅病人及び行旅死亡人 ・路上生活者等自立支援ホーム ・生活保護申請に関する相談 ・特定中国残留邦人等に対する支援給付 ・保護世帯等緊急援護資金の貸付 ・課の庶務
		保護第二係	・生活保護法による保護
		保護第三係	・保護第二係と同じ
		保護第四係 (泉区役所を除く。)	・保護第二係と同じ
		保護第五係 (若林・泉区役所を除く。)	・保護第二係と同じ
	保護第一課 (青葉区役所 及び太白区役 所に限る。)	保護第一係	・生活保護法による保護 ・課及び保護第二課の医療扶助 ・課及び保護第二課の介護扶助 ・課及び保護第二課の保護金品の支給 ・課及び保護第二課の生活保護統計 ・生活困窮者の自立支援(保護自立支援課の所管に属するものを除く。) ・生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者 ・行旅病人及び行旅死亡人 ・路上生活者等自立支援ホーム ・生活保護申請に関する相談 ・特定中国残留邦人等に対する支援給付 ・課及び保護第二課の保護世帯等緊急援護資金の貸付 ・課及び保護第二課の庶務
		保護第二係	・生活保護法による保護
		保護第三係	・保護第二係と同じ
	保護第二課 (青葉区役所 及び太白区役 所に限る。)	保護第一係	・生活保護法による保護 ・生活困窮者の自立支援(保護自立支援課の所管に属するものを除く。) ・生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者 ・行旅病人及び行旅死亡人 ・路上生活者等自立支援ホーム ・生活保護申請に関する相談 ・特定中国残留邦人等に対する支援給付
		保護第二係	・生活保護法による保護
		保護第三係	・保護第二係と同じ
		保護第四係 (青葉区役所に限る。)	・保護第二係と同じ

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
保 健 福 祉 セ ン タ ー	保険年金課	保険給付係	・国民健康保険に係る次に掲げる事務 ・療養の給付及び療養費の支給 ・高額療養費の支給 ・高額介護合算療養費の支給 ・出産育児一時金及び葬祭費の支給 ・不正・不当利得及び第三者行為 ・後期高齢者医療に係る次に掲げる事務 ・資格得喪に係る届出の受付 ・資格確認書の交付申請の受付及び引渡し ・保険料の額に係る通知書の引渡し ・保険料の軽減及び減免に係る申請書の提出の受付 ・特別療養費の対象者に対する資格確認書の引渡し ・給付に係る各種申請書の提出の受付 ・課の庶務
		保険料係	・国民健康保険に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。） ・被保険者の資格得喪 ・資格確認書の交付・管理 ・保険料の賦課及び調定 ・保険料の軽減及び減免 ・保険料の収納整理 ・保険料過誤納金の整理 ・保険料の徴収 ・保険料の不納欠損処理 ・保険料納付証明書の発行 ・特別療養費の対象者に対する資格確認書の交付・管理及び給付の一時差止め ・後期高齢者医療に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。） ・保険料の収納整理 ・保険料過誤納金の整理 ・保険料の徴収 ・保険料の徴収猶予の申請書の提出の受付 ・保険料の不納欠損処理 ・保険料納付証明書の発行
		国民年金係	・被保険者の資格得喪 ・付加保険料に係る届出 ・保険料の免除申請 ・国民年金の裁定請求 ・国民年金の給付に係る諸届 ・老齢福祉年金の裁定請求 ・老齢福祉年金の給付に係る諸届 ・国民年金に関する相談 ・特別障害給付金の認定請求 ・特別障害給付金に係る諸届 ・年金生活者支援給付金の認定請求 ・年金生活者支援給付金に係る諸届
	衛 生 課	食品衛生係	・食品営業の許可及び届出 ・食品営業の施設の監視指導，収去検査及び衛生教育 ・食品衛生に関する相談及び苦情の処理 ・食中毒の調査及び指導 ・課の庶務
		生活衛生係	・興行場，公衆浴場及び旅館の営業の許可及び施設の監視指導等 ・理容所，美容所及びクリーニング所の開設届の受理及び施設の監視指導等 ・化製場等の設置の許可及び施設の監視指導等 ・簡易給水施設等の届出の受理及び施設の監視指導等 ・温泉の利用許可及び施設の監視指導等 ・公害，生活環境等に関する苦情の処理 ・宅地用空地の除草指導 ・遊泳プールの届出受理及び指導 ・河川浄化住民運動の支援（泉区役所を除く。） ・ねずみ及び衛生害虫の駆除の相談，助言 ・町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付

宮城総合支所

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
宮 城 総 合 支 所	管 理 課	管理・保護係	・災害見舞金の支給 ・墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬又は火葬に係る市長の義務に係る調整 ・戦傷病者、戦没者遺族等の援護 ・民生委員児童委員 ・保健センターの運営管理 ・献血推進事業 ・公害、生活環境等に関する苦情の相談 ・宅地用空地の除草指導 ・ねずみ及び衛生害虫の駆除相談 ・町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付 ・生活保護法による保護 ・医療扶助 ・介護扶助 ・保護金品の支給 ・生活保護統計 ・生活困窮者の自立支援（保護自立支援課の所管に属するものを除く。） ・生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者 ・行旅病人及び行旅死亡人 ・保護世帯等緊急援護資金の貸付 ・生活保護申請に関する相談 ・管理課、保健福祉課、障害高齢課及び保険年金課内事務の連絡調整 ・課の庶務

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
宮 城 総 合 支 所	保健福祉課	こども家庭係	・こども家庭総合相談(保健係との共管事務) ・子ども家庭応援センター ・児童,ひとり親家庭等の福祉 ・要保護児童対策 ・女性支援 ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還 ・ひとり親家庭等日常生活支援 ・青少年等健全育成 ・課の庶務
		保育給付係	・児童手当の受給者認定 ・児童扶養手当・特別児童扶養手当（こども支援給付課の所管に属するものを除く。） ・子ども及び母子・父子家庭医療費助成の受給資格の登録, 受給者証の交付 ・養育医療の給付決定（こども支援給付課の所管に属するものを除く。） ・自立支援医療費（育成医療）の支給決定（こども支援給付課の所管に属するものを除く。） ・小児慢性特定疾病対策（こども家庭保健課の所管に属するものを除く。） ・子どものための教育・保育給付認定事務（認定給付課の所管に属するものを除く。） ・保育施設等の利用に係る調整事務 ・保育料等の決定, 収納 ・過誤納還付金の支払並びに口座振替 ・子ども家庭応援センター
		保 健 係	・地区保健活動 ・地域保健の推進 ・こども家庭総合相談(こども家庭係との共管事務) ・高齢者総合相談（障害高齢課高齢者支援係との共管事務） ・障害者総合相談（障害高齢課障害者支援係との共管事務） ・保健統計 ・エイズ, 結核, 感染症その他の疾病の予防 ・子ども家庭応援センター ・母子保健及び母体保護 ・予防接種 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・産後ケア事業 ・幼児健康診査 ・健康相談及び健康教育 ・訪問指導 ・健康増進・生活習慣病予防 ・市民健康診査, 国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導 ・歯科保健 ・栄養改善 ・食育推進 ・介護予防・日常生活支援総合事業（他課の所管に属するものを除く。） ・健康手帳の交付 ・地域包括支援センターの支援 ・介護家族の支援 ・在宅療養の支援 ・認知症の人の支援 ・精神障害者に係る緊急対応 ・心の健康相談

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
宮 城 総 合 支 所	障害高齢課	高齢者支援係	・高齢者の保健福祉 ・高齢者総合相談(保健福祉課保健係との共管事務) ・ひとり暮らし高齢者支援事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・老人つどいの家(好日庵)への助成 ・老人クラブへの助成 ・敬老行事及び敬老祝金 ・敬老乗車証等交付 ・老人憩の家 ・高齢者福祉施設への入所措置等の事務 ・高齢者虐待に係る対応 ・成年後見制度(高齢者に限る。) ・介護保険に係る次に掲げる事務(収納対策室の所管に属するものを除く。) ・被保険者の資格得喪 ・被保険者証の交付 ・要介護認定及び要支援認定の申請 ・認定調査の依頼 ・主治医意見書の作成依頼 ・居宅サービス計画作成事業者の届出 ・保険料の賦課及び調定 ・保険料の減免及び徴収猶予の申請 ・保険料の収納 ・保険料の滞納対策 ・保険料の不納欠損処理 ・保険料の過誤納金 ・特例居宅介護サービス費及び特例施設サービス費等 ・高額介護サービス費の申請 ・高額医療合算介護サービス費 ・利用者負担等の減免の申請 ・広報及び情報提供 ・苦情処理・審査請求事務 ・課の庶務
		障害者支援係	・障害者の保健福祉 ・障害者総合相談(保健福祉課保健係との共管事務) ・障害児福祉手当, 特別障害者手当等の認定並びに支給 ・心身障害者扶養共済制度 ・障害児(者)の地域生活支援 ・障害者交通費助成事業 ・介護給付費, 訓練等給付費及び障害児通所給付費に係る支給及び利用者負担上限月額決定(他公所の所管に属するものを除く。) ・補装具費の支給及び利用者負担上限月額の決定 ・自立支援医療(更生医療)に係る支給及び利用者負担上限月額の決定 ・自立支援医療(精神通院医療)の支給認定申請及び経過 ・地域生活支援事業の利用決定 ・身体障害者手帳, 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請及び経過 ・難病対策(障害者総合支援センター及び他課の所管に属するものを除く。) ・成年後見制度(障害者に限る。) ・障害者虐待に係る対応 ・心身障害者医療費助成の受給資格の登録, 受給者証の交付

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
宮 城 総 合 支 所	保険年金課	保険年金係	・ 国民健康保険に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。） ・ 被保険者の資格得喪 ・ 資格確認書の交付・管理 ・ 保険料の賦課及び調定 ・ 保険料の軽減及び減免 ・ 療養の給付及び療養費の支給 ・ 高額療養費の支給 ・ 高額介護合算療養費の支給 ・ 出産育児一時金及び葬祭費の支給 ・ 保険料の収納整理 ・ 保険料過誤納金の整理 ・ 保険料の徴収 ・ 保険料の不納欠損処理 ・ 保険料納付証明書の発行 ・ 特別療養費の対象者に対する資格確認書の交付・管理及び給付の一時差し止め ・ 後期高齢者医療に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。） ・ 資格得喪に係る届出の受付 ・ 資格確認書の交付申請の受付及び引渡し ・ 保険料の額に係る通知書の引渡し ・ 保険料の軽減及び減免に係る申請書の提出の受付 ・ 医療給付に係る各種申請書の提出の受付 ・ 保険料の収納整理 ・ 保険料過誤納金の整理 ・ 保険料の徴収 ・ 保険料の徴収猶予の申請書の提出の受付 ・ 保険料の不納欠損処理 ・ 保険料納付証明書の発行 ・ 特別療養費の対象者に対する資格確認書の引渡し ・ 国民年金に係る次に掲げる事務 ・ 被保険者の資格得喪 ・ 付加保険料に係る届出 ・ 保険料の免除申請 ・ 国民年金の裁定請求 ・ 国民年金の給付に係る諸届 ・ 老齢福祉年金の裁定請求 ・ 老齢福祉年金の給付に係る諸届 ・ 国民年金に関する相談 ・ 特別障害給付金に係る次に掲げる事務 ・ 特別障害給付金の認定請求 ・ 特別障害給付金に係る諸届 ・ 年金生活者支援給付金に係る次に掲げる事務 ・ 年金生活者支援給付金の認定請求 ・ 年金生活者支援給付金に係る諸届 ・ 課の庶務

秋保総合支所

部	課 公 所	係	事 務 分 掌
秋 保 総 合 支 所	保健福祉課	福 祉 係	・ 太白福祉事務所が行う生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に定める援護、育成又は更生の措置等に係る相談 ・ 災害見舞金の支給 ・ 民生委員児童委員 ・ 敬老乗車証交付 ・ 敬老行事及び敬老祝金 ・ 老人クラブへの助成 ・ 心身障害者扶養共済制度 ・ 障害者交通費助成事業 ・ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当（こども支援給付課の所管に属するものを除く。） ・ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者 ・ 国民健康保険（収納対策室の所管に属するものを除く。） ・ 後期高齢者医療（収納対策室の所管に属するものを除く。） ・ 国民年金 ・ 特別障害給付金 ・ 年金生活者支援給付金 ・ 子ども、心身障害者及び母子・父子家庭医療費助成の受給資格の登録、受給者証の交付 ・ 児童手当の受給者認定 ・ 戦傷病者、戦没者遺族等の援護 ・ 介護保険（収納対策室の所管に属するものを除く。） ・ 青少年等健全育成 ・ 課の庶務
		保 健 係	・ 保健統計 ・ 献血推進事業 ・ 生活環境等に関する苦情の相談 ・ 宅地用空地の除草指導 ・ ねずみ及び衛生害虫の駆除相談 ・ 町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付 ・ エイズ、結核、感染症その他の疾病の予防 ・ 市民健康診査、国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導 ・ 健康相談及び健康教育 ・ 訪問指導 ・ 地区保健活動 ・ 地域包括支援センターの支援 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 母子保健及び母体保護（子ども家庭応援センター乳児・幼児保健係機能含む） ・ 予防接種 ・ 産後ケア事業 ・ 精神保健福祉 ・ 心の健康相談 ・ 歯科保健 ・ 栄養改善 ・ 食育推進 ・ 難病対策 ・ 在宅療養の支援 ・ 秋保診療所の運営管理

第三章 健康福祉局関係の予算・主要事業

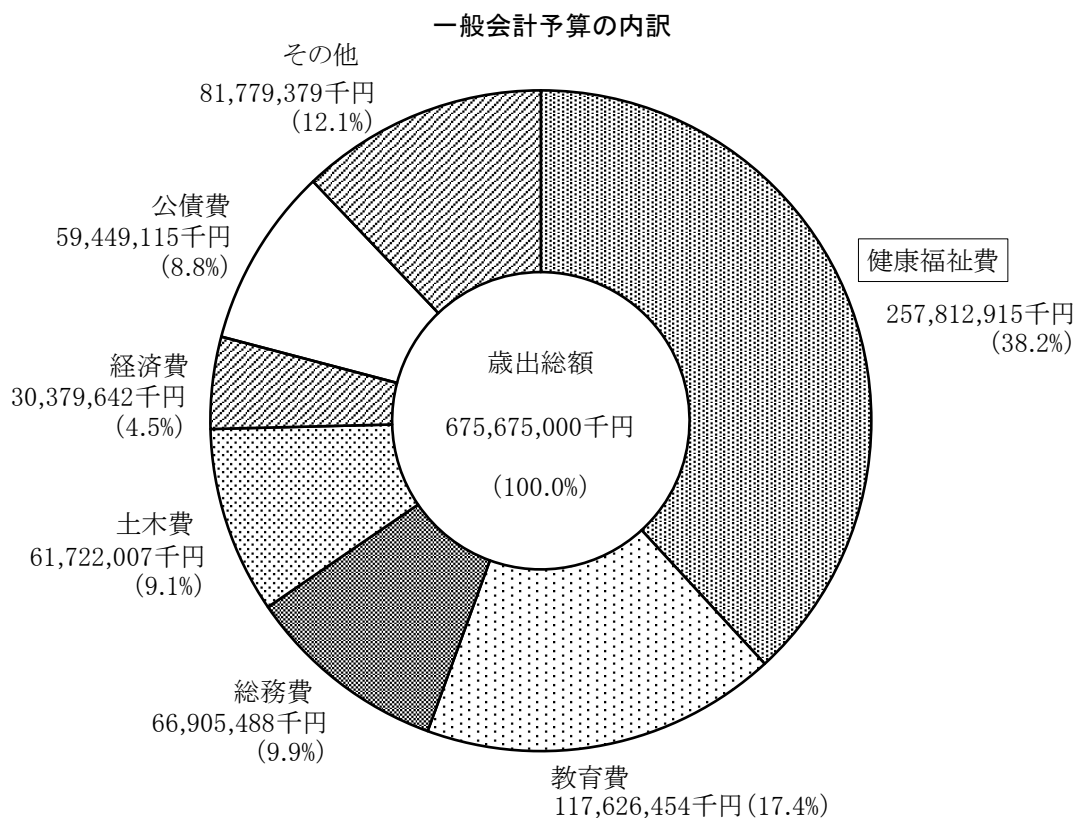
§ 1 令和7年度保健福祉関係の予算

〔一般会計〕

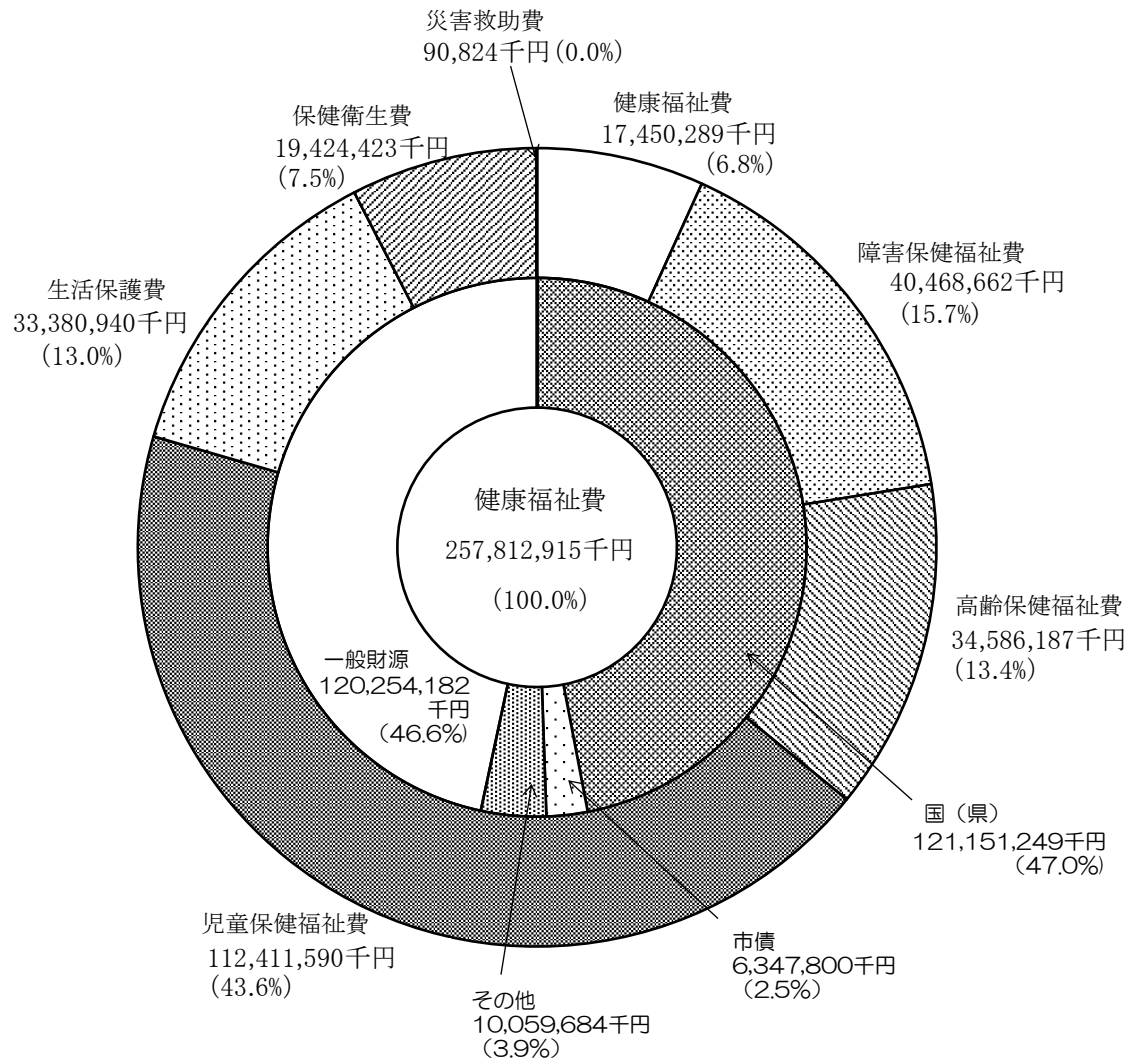
本年度の健康福祉費当初予算額は、2,578億1,291万円で、前年度に比べ91億7,685万円（3.7%）の増加となっている。また、本市一般会計予算6,756億7,500万円に占める割合は38.2%である。

（単位：千円，％）

	令和6年度	令和7年度	比較増減	
			金額	率
健康福祉費	248,636,064	257,812,915	9,176,851	3.7
健康福祉費	17,220,144	17,450,289	230,145	1.3
障害保健福祉費	38,349,193	40,468,662	2,119,469	5.5
高齢保健福祉費	32,612,124	34,586,187	1,974,063	6.1
児童保健福祉費	104,841,213	112,411,590	7,570,377	7.2
生活保護費	32,656,220	33,380,940	724,720	2.2
災害救助費	82,763	90,824	8,061	9.7
保健衛生費	22,874,407	19,424,423	△ 3,449,984	△ 15.1
一般会計歳出総額	648,053,000	675,675,000	27,622,000	4.3
健康福祉費予算割合	38.4%	38.2%	—	—



健康福祉費の内訳(財源内訳)



[特別会計]

(単位:千円, %)

	令和6年度	令和7年度	比較増減	
			金額	率
国民健康保険事業	92,416,521	89,644,325	△ 2,772,196	△ 3.0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	238,237	84,736	△ 153,501	△ 64.4
新墓園事業	696,760	872,048	175,288	25.2
介護保険事業	87,010,824	88,839,394	1,828,570	2.1
後期高齢者医療事業	15,964,345	16,724,353	760,008	4.8
特別会計合計	196,326,687	196,164,856	△ 161,831	△ 0.1

§ 2 令和7年度 健康福祉局主要事業(当初予算)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
■ 地域福祉の推進		975,290	(970,652)
成年後見制度利用促進等	成年後見制度や日常生活自立支援事業等権利擁護に係る取組みを支援する。	188,517	(181,439)
民生委員事業	民生委員及び民生委員協力員へ活動費等を支援する。	243,742	(224,415)
災害時要援護者情報登録	災害時に安否確認や避難誘導等の支援を必要とされる方として登録された災害時要援護者に対する、地域における避難支援体制づくりを推進する。	7,902	(3,014)
再犯防止推進	刑事司法機関等とともに設置した仙台市再犯防止推進ネットワーク会議により、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰や支援における連携課題の把握・協議等を目的とした取組みを進める。	663	(405)
包括的相談支援体制の推進	当事者の属性を問わずに支援を行う24時間包括的相談支援体制に係る取組みを支援するとともに、孤独・孤立に関する周知啓発を強化する。	13,336	(12,336)
戦没者慰霊祭等	令和7年度は戦後80年の節目となるため、仙台大空襲のあった7月10日の戦没者・戦死死者合同慰霊祭とあわせて、戦争の悲惨さを伝える展示を行う。	879	(332)
地域福祉活動への支援	ボランティアセンターの運営や小地域福祉ネットワーク推進事業、コミュニティソーシャルワーカー配置を通して地域福祉活動への支援を行う。	222,944	(223,781)
自立相談支援・就労準備支援等	生活困窮者に対するワンストップでの総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら、継続的な自立支援として生活支援、就労支援等を実施する。	135,834	(135,039)
住居確保給付金支給	離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、家賃の全部または一部を補助するとともに、要件を満たす生活困窮者に対し家賃の低廉な住宅への転居費用を補助する。	48,761	(74,345)
生活困窮者等住まいの確保緊急支援	住まいを失った生活困窮者等に対し、一時的に個室型の宿泊場所を供与するとともに、生活自立・仕事相談センター「わんすてっぶ」等と連携し、安定した居宅生活への移行を支援する。	33,535	(34,022)
路上生活者等自立支援ホーム運営等	ホームレス状態となった生活困窮者等に対して、宿泊場所や衣食等の提供を行いながら、自立意欲の喚起・助長を図り、自立に向けた就労等の支援を行う。	79,177	(81,524)
■ 障害者保健福祉の推進		41,725,410	(38,922,562)
共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	障害理解の入口となるポータルサイトやweb広告、障害のある当事者講師が企業や学校等で講義を行う交流事業、児童対象の手話ワークショップを通じた各種普及啓発等を行う。	17,524	(18,030)
事業者向け普及啓発・支援	市内の事業者に対し、イベント開催時の意思疎通支援者設置費用の補助や障害のある当事者アドバイザーの派遣等の支援を行い、「合理的配慮の提供」について普及啓発を行う。	530	(795)
パラスポーツによる障害理解・交流促進	パラスポーツの体験会や教室、パラアスリートとの交流会等の実施を通して、パラスポーツの普及・振興およびパラスポーツを通じた障害理解の促進、障害者の社会参加を広く推進する。	5,871	(5,702)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
障害者の文化・芸術活動振興	公募展を共催するとともに市役所本庁舎の仮囲いをアート展示に活用することで、市民に対する障害理解の促進を図る。	2,355	(2,067)
【新】多職種チームによるアウトリーチ支援	精神科治療中断者・未治療者や、ひきこもり者のうち医療的支援を必要とする者、自殺未遂者等に対し、精神科医等を含む多職種チームによるアウトリーチ支援を行う。	23,866	(—)
入院者訪問支援	精神科病院の入院者のうち、市長同意による医療保護入院者等の希望に基づき、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とする訪問支援員を派遣する。	5,853	(—)
心のサポーター養成	精神疾患に対する正しい知識と理解をもった「心のサポーター」を養成し、地域における市民の見守りや支え合いを広げ、精神疾患の予防や早期発見・早期治療を推進する。	550	(550)
障害児施設給付・措置	障害児施設に入所・通所する児童の保護に必要な費用を支弁し、障害児の福祉の向上を図る。	7,339,570	(6,780,734)
児童発達支援施設運営管理	社会福祉法人等を指定管理者として、就学前の障害児やその保護者に対して発達の援助、生活指導、運動療法及び保護者への療育相談等を行う児童発達支援センターを設置・運営する。	652,182	(658,185)
発達障害児者の支援体制の整備	発達障害者支援法に基づき、高機能自閉症、学習障害、注意欠如多動性障害等の発達障害児者について、乳幼児期から成人期まで対応する一貫した支援体制の整備を図る。	25,972	(25,754)
自閉症児者相談センター運営	継続的かつ頻回な支援が必要な発達障害児者やその家族を対象に、より生活に密着した支援を行う地域の身近な相談支援機関として、市内に2か所の自閉症児者相談センターを設置する。	79,478	(78,484)
医療的ケア児者等支援体制整備	重症心身障害・医療的ケア児者の現状と課題を共有し、医療・福祉・教育等のネットワークを構築することで、支援体制の整備を図る。	1,213	(1,416)
就学前療育支援推進	児童発達支援センターに地域相談員を配置し、地域の中で発達に不安を抱える未就学児・保護者に対しての支援や、地域の幼稚園・保育所等への施設支援を行う。	86,067	(82,202)
児童発達支援センターにおける保護者就労支援モデル事業	児童発達支援センターにおいて、通常の療育時間を延長し児童の療育を実施することで、障害児（重症心身障害児・医療的ケア児等）の保護者の就労支援を行う。	31,958	(31,958)
地域生活支援拠点整備	障害児者が地域の中で孤立することなく住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、緊急時の受入れ先確保やネットワーク形成、緊急事態の予防のため支援体制のコーディネートを行う。	14,319	(13,740)
【新】指定特定相談支援事業所運営研修	医療的ケア児者等のサービス利用に伴う各種調整に係る家族負担軽減のため、指定特定相談支援事業所の運営に関する研修会等を行い、既存事業者の対応力向上や新規事業者の参入を促す。	1,484	(—)
【新】共生型生活介護事業所開設支援モデル事業	医療的ケアのある障害者の通所先が確保されるよう、看護小規模多機能型居宅介護事業所における共生型生活介護事業所の開設を促進するため、運営費の一部を補助する。	5,150	(—)
【新】医療的ケア児者等受入事業所開設支援補助	医療的ケア児者等の受入れ可能な事業所の開設を促進するため、事業開始から3年間の固定資産税・都市計画税相当額を補助する。	5,250	(—)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
【新】重症心身障害児向け放課後等デイサービス事業所等開設支援補助	重症心身障害児の通所先となる放課後等デイサービス事業所の開設時に必要となる設備・備品の導入経費の一部を補助する。	3,000	(—)
相談支援事業の実施	障害児者の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助等を行うほか、地域の相談支援体制の強化に取り組む。	463,552	(424,922)
重度障害者コミュニケーション支援	進行性神経難病患者や重度障害者の生活の質の向上のために、在宅訪問によるコミュニケーション支援の提供を中心とした、技術的支援を行う。	25,257	(25,132)
視覚障害者支援	視覚障害者の地域生活を支援し、就労を含めた社会参加の促進を図るため、総合相談・視覚障害リハビリテーション・交流会・研修会・地域活動推進センター等を実施する。	35,588	(34,740)
在宅重度身体障害者訪問入浴サービス	重度身体障害者の自宅を訪問し、訪問入浴車の設備により、洗髪・洗体・洗顔、衣服着脱に関する介助を行うもので、令和7年度から利用回数を月9回に増加する。	127,816	(93,408)
医療型短期入所事業所開設支援	医療的ケア児者や重症心身障害児者のため、医療機関や介護老人保健施設等に対して医療型短期入所事業所の開設を働きかけるとともに、事業運営等に関する個別相談を強化する。	5,187	(4,000)
医療型短期入所事業所における病床確保業務	医療的ケア児者や重症心身障害児者が短期入所を利用しやすいよう、医療型短期入所事業所において、常時1床の病床を確保する。	3,447	(3,894)
医療的ケア障害児者等短期入所コーディネート事業	医療的ケア児者や重症心身障害児者の短期入所利用のため、宮城県と共同でコーディネーターを配置し、医療型短期入所の利用調整や事業所間の連携強化、人材育成のための研修を行う。	2,560	(2,560)
医療的ケア障害児者等短期入所	医療的ケア児者や重症心身障害児者の短期入所利用を促進するため、福祉型短期入所事業所に看護師を配置するための人件費の補助を行う。	10,749	(10,749)
医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助	医療的なケアを要する障害者を受け入れるグループホームに対して運営費の補助を行う。	6,750	(6,956)
精神科救急システム整備	24時間365日体制の精神科救急システム（通年夜間帯の診療・入院応需や休日日中帯の診療・入院応需等）を、宮城県と共同で運営する。	59,163	(59,311)
地域自殺対策推進センター運営	「仙台市こころの絆センター」を設置し、自死関連の相談に応じるとともに、自殺対策関係者への研修等を実施することで、自殺対策の総合的な支援体制の強化等を図る。	15,288	(15,230)
自殺予防対策	SNSを活用し、様々な困りごとや悩みに関する相談窓口を通年で設置するほか、弁護士や臨床心理士等による対面相談や困りごとの解決に向けたソーシャルワーカーによる伴走型支援を行う。	24,957	(28,736)
自殺予防対策強化	若年者向けの相談窓口やゲートキーパーに関する普及啓発、職場内ゲートキーパー養成に取り組むほか関係機関間の連携強化に向けた官民協働プラットフォームを設置する。	2,535	(2,597)
ひきこもり地域支援センター体制強化	ひきこもり支援ニーズ調査で把握したひきこもり状態にある方への相談対応の充実に向け、ひきこもり地域支援センターの人員体制の強化を図る。	4,405	(4,405)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
ひきこもり地域支援センター運営等	ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、電話・訪問等による相談支援のほか、家族向けの家族教室や本人向けの居場所支援を行う。	31,229	(25,858)
ひきこもりに関する情報発信	ひきこもりに関する体験談等を掲載した情報誌や支援情報などを掲載したポータルサイトにより、ひきこもり状態にある方やその家族等への情報発信を行う。	3,251	(1,990)
ひきこもり支援体制検討及びネットワーク形成	支援ニーズ調査結果を踏まえた支援プログラムの検討を行うほか、ひきこもり支援に関するネットワーク形成に向け、医療、保健福祉、就労分野等の関係機関によるネットワーク会議を行う。	812	(812)
ひきこもり者・困難を抱える若者向けオンライン居場所支援	オンラインの居場所を開設し、当事者同士の交流や専門職による個別相談を提供する。	13,921	(7,262)
【新】ひきこもり者向け心理カウンセリング	ひきこもり状態にある方やその家族を対象に、社会と再びつながる前段階として重要である心理的葛藤の解消や自己理解を促すため、心理専門職によるカウンセリングを提供する。	5,758	(—)
親なきあと生活設計	経済的困難を抱えるひきこもり者や障害者の家族を対象に、ファイナンシャルプランナーによる生活設計相談や、ソーシャルワーカーによる関係機関と連携した対応の強化を図る。	11,952	(8,747)
中高年ひきこもり者向けの居場所の提供	中高年ひきこもり者が安心して対人交流できる居場所や、状態にあわせた支援プログラムを提供し、社会参加の促進を図る。	4,732	(4,383)
補装具費支給等	障害児者や難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替するための補装具の購入や修理の費用を支給する。	384,301	(342,768)
障害者自立支援医療給付	身体障害者及び精神障害者の心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する。	3,798,759	(3,813,839)
指定難病医療費助成	指定難病の診断を受けた方のうち、一定の要件を満たす方について、医療費等の自己負担額を助成する。	2,599,512	(2,544,662)
【新】医療的ケア児者向け非常用外部電源購入費補助	電源喪失により生命維持が困難となる在宅の医療的ケア児者に対して非常用外部電源の購入費用を補助することにより、災害による停電時にいのちをつなぐ取組みを推進する。	10,463	(—)
障害者就労支援センター運営	障害者の雇用促進、職業の安定を図るため、総合相談窓口設置、障害者やその家族、支援者、事業者等からの就労相談対応、職場定着支援、就労体験実習、職場開拓、市民啓発等を行う。	62,524	(59,600)
障害者就労プロモート	障害者の安定した雇用が実現される就労環境づくりのため、障害者本人・企業等の多様なニーズに対応したセミナー開催、障害者雇用貢献事業者への市長表彰事業等を実施する。	517	(1,484)
障害者施設自主製品販売促進事業助成	障害のある方の社会参加や障害理解の促進を図るために、施設自主製品の販売機会の確保と販売促進を図る。	6,355	(6,843)
障害者雇用促進	知的障害者を会計年度任用職員として雇用し、障害特性に応じた業務内容、業務量の検討を行い、知的障害者の雇用促進を図るほか一般就労のための支援を行う。	12,932	(11,805)
福祉的就労ステップアップ	障害のある方の社会参加や障害理解の促進を図るために、施設自主製品の販売機会の確保と販売促進を図る。	6,364	(6,364)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
障害者スポーツ振興	パラスポーツの普及・振興を通じて、障害のある方の体力の維持・増進を図り、明るい生活の形成に寄与するとともに、障害者の社会参加を推進する。	74,244	(77,186)
重度障害者等就労支援	通勤支援や職場等における支援を実施し、重度障害者の就労機会拡大等を促進する。	10,655	(4,089)
介護給付・訓練等給付	障害者等が利用した障害福祉サービスに要する費用を支給する。	24,801,401	(22,834,630)
精神障害者社会復帰施設運営管理	精神障害者社会復帰施設において、精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な訓練及び支援等を行う。	187,847	(174,284)
障害者小規模地域活動センター運営費補助	地域における障害者福祉の向上を目的とし、障害者の通所施設である小規模地域活動センターの運営費を補助する。	160,644	(157,673)
障害福祉サービス事業所等整備費補助	グループホームの整備促進・受入環境の向上のため、強度行動障害者の受入・定着のための改修費用や、老朽化施設の建替え等も新たに対象とした消防設備の設置費用を補助する。	7,657	(7,657)
強度行動障害支援者養成研修費補助	グループホーム等の職員を対象に研修受講費及び代替人件費を補助し、事業所での強度行動障害者の支援体制整備を促進する。	1,170	(1,170)
障害者施設等の維持補修・改修等	公設の障害福祉施設の維持補修・改修・新設等を行う。	112,128	(170,481)
障害福祉分野のICT導入モデル事業	障害福祉サービス事業者における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築する。	6,000	(12,750)
【新】障害者ピアサポート研修事業	研修の実施により、障害当事者が自らの経験に基づいて、他の障害のある方の支援を行うピアサポート活動の推進及び質の向上、障害者の社会参加促進を図る。	2,842	(—)
障害福祉サービス人材確保・定着	人材確保と定着を目的として、事業所向けセミナーや学生を対象とした交流イベント等を開催するほか、障害福祉サービス事業所における人材確保・育成・定着に係る好事例集を作成する。	7,509	(2,061)
障害者相談支援事業所（びばっと支倉）大規模改修	公共施設総合マネジメントプランに基づき、障害者相談支援事業所（びばっと支倉）の改修を行う。	41,000	(71,741)
障害福祉事業関連事務の効率化	各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を進め、負担を軽減することで、適正な事務執行と市民サービスの向上を図る。	269,485	(156,166)
■ 高齢者保健福祉の推進		6,124,275	(5,320,063)
高齢者生きがい健康祭（スポーツ交流大会）の開催	スポーツや文化活動の交流の場として高齢者生きがい健康祭を開催することで、高齢者の健康増進や積極的な社会参加促進を図る。	3,000	(3,000)
全国健康福祉祭（ねりんピック）への選手派遣	スポーツを中心とした全国の高齢者の交流の場である全国健康福祉祭に選手団を派遣する。	11,325	(13,601)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
老人クラブ連合会及び単位老人クラブ並びに老人つどいの家(好日庵)運営	公益社団法人仙台市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対し、運営費等の補助を行うことで、高齢者の生きがいや健康づくり、社会活動への参加、保健福祉の向上を図る。	73,612	(75,988)
敬老乗車証の交付	社会参加を促進し、その福祉向上に資することを目的として、70歳以上の方に対し、市バス、宮城交通バス及び地下鉄の3つの交通機関を共通に利用できる敬老乗車証を交付する。	3,014,506	(2,555,943)
【新】敬老乗車証対象交通機関拡大に向けた実証実験	民間事業者が運行する路線バスへの対象拡大に向けて、紙回数券利用の課題整理や運行効果の検証を行う。	40,699	(—)
シルバーセンター大規模改修	公共施設総合マネジメントプランに基づき、シルバーセンターの大規模改修工事を行う。	1,313,522	(1,312,367)
高砂老人福祉センター大規模改修	公共施設総合マネジメントプランに基づき、高砂老人福祉センターの大規模改修工事を行う。	253,176	(23,020)
eスポーツの活用による高齢者の健康・生きがいづくり推進	老人福祉センターにおけるeスポーツの体験会の開催のほか、地域住民の自主的活動の支援などにより、健康づくりや生きがいづくりを推進する。	3,117	(3,919)
高齢者食の自立支援サービス(特別会計)	要支援・要介護等の認定を受けている食事の用意が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を手渡しで配食し、安否確認を行うことで、在宅生活の質の向上を図る。	94,892	(91,352)
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム	65歳以上のひとり暮らし高齢者等に、仙台市が委託する警備会社にて24時間体制で通報できる機器を貸与し、日常生活上の安全確保と不安の解消を図る。	46,013	(46,171)
第1層生活支援コーディネーターの配置	地域に共通する課題の把握・分析や、支援の担い手である団体間での連携強化などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置する。	38,400	(38,400)
地域ケア会議推進(特別会計)	高齢者の医療や介護、生活支援などの暮らしに係る地域課題について、医療・介護専門職、住民等で対応策を検討することで、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを進める。	11,910	(11,910)
在宅医療・介護連携(特別会計)	医療と介護関係者間で高齢者の在宅生活に係る課題の把握や対応策の検討を重ねることなどを通じ、医療・介護従事者の連携体制の強化を図る。	12,257	(12,166)
在宅医療等に関する普及啓発(特別会計)	講演会の開催やパンフレットの配布等により、在宅医療・終末期医療の普及啓発を行う。	2,038	(2,038)
地域包括支援センター運営	地域の高齢者支援窓口として市内53か所の地域包括支援センターを設置運営し、地域包括ケアシステムの構築、深化を図る。	1,013,672	(1,031,758)
【新】地域包括支援センター支援体制強化	地域包括支援センター職員の処遇改善を図ることで、安定的なセンターの事業展開やサービスの質の向上につなげる。	86,250	(—)
認知症ピアサポート活動支援	認知症カフェ及び認知症サポーター養成講座等に認知症の当事者団体等より認知症の本人とパートナーを派遣し、正しい認知症の理解の普及促進等を行う。	503	(536)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
認知症総合支援（特別会計）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症対策を推進する。	30,890	(30,823)
【新】認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせる共生社会づくり（特別会計）	「仙台版チームオレンジ」の設置など、認知症の本人が希望を持って家族、認知症サポーター、パートナーらと一体的に活躍できる地域づくりや、新しい認知症観の普及啓発を推進する。	1,306	(—)
認知症疾患医療センター運営	認知症疾患医療センターを設置し、関係機関と連携を図りながら認知症疾患に関する対応や相談支援等を実施する。令和7年度は認知症の人や家族に対する診断後等支援機能を拡充する。	28,768	(28,594)
【新】認知症の人と家族への一体的支援プログラム（特別会計）	家族をひとつの単位とした支援を行い、他の家族との出会いによる自然な学びを得て、家族関係の再構築や良好な家族関係の維持調整に役立つプログラムを実施する。	916	(—)
認知症の人の見守りネットワーク（特別会計）	認知症の人が行方不明となった場合に、24時間365日間家族等からの電話を受け付け、協力者に電子メールを配信し協力を依頼することで、早期発見・保護の一助とする。	2,640	(2,742)
【新】夜間・休日高齢者電話相談（特別会計）	高齢者や介護家族等が相談しやすい環境を整備するため、区役所や地域包括支援センターなどの対応時間外である夜間・休日専用の電話相談窓口を開設する。	7,000	(—)
介護サービス情報の公表（特別会計）	利用者が介護サービスや事業所、施設を比較、検討して適切に選ぶための情報を提供する。	33,863	(35,735)
■ 介護予防・日常生活支援総合事業		3,482,701	(3,304,545)
介護予防ケアマネジメント（特別会計）	地域包括支援センターにおいて、総合事業のサービス等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。	347,401	(339,041)
介護予防・生活支援サービス事業（特別会計）	ホームヘルプサービスやデイサービスといった日常生活支援に加え、身体的な機能回復を図る介護予防プログラムなど要支援高齢者向けのサービスを総合的に提供する。	2,868,144	(2,869,450)
フレイル予防アウトリーチ支援（特別会計）	商業施設等で地域包括センター職員と医療専門職等が連携して啓発やフレイルチェック等を行い、フレイルの早期発見につなげる。	6,498	(4,993)
【新】アクティブシニア・ボランティアポイント制度	高齢者の社会参加や健康寿命の延伸を後押しするため、ボランティアや介護・フレイル予防等の活動に応じて地元商店街での買い物等に使用できるポイントを付与するモデル事業を実施する。	116,600	(—)
介護予防普及啓発（特別会計）	市民に広く介護・フレイル予防に取り組む重要性についての理解促進を図るため、デジタル機器を活用したフレイルチェック等の取組みやマスメディアなどと連携した普及啓発を展開する。	24,901	(14,681)
市民協働フレイル予防（特別会計）	地域に出張してフレイルチェックを行うサポーターの養成を強化し、通いの場におけるフレイルチェックの機会を拡充することで、高齢者のフレイル予防に向けた行動変容を促す。	16,552	(5,658)
フレイル予防応援教室（特別会計）	65歳以上の方が地域で気軽に運動習慣等を身につけることができるよう介護・フレイル予防の推進につながる教室の事業所数を拡充して開催する。	58,805	(26,506)
介護予防教室等の実施（特別会計）	地域包括支援センターが地域の実情に応じた介護予防に資する内容の教室や講話等を企画して実施する。また、栄養士の派遣により高齢期の食の重要性を学ぶための講座などを実施する。	33,927	(33,825)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
健康づくり応援等 (特別会計)	既に地域で行われている通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣し、普段の活動にちょっとした運動を取り入れ、通い慣れた地域の間での介護予防活動を推進する。	2,331	(2,845)
介護予防自主グループ支援	介護予防運動サポーターの人材育成や、地域の介護予防自主グループの活動支援を行い、地域における介護予防活動を推進する。	6,442	(6,251)
加齢性難聴周知啓発事業の実施(特別会計)	高齢者を対象に加齢性難聴に関する講座の開催や簡易的な聴力検査を実施することで、加齢性難聴に関する正しい理解や、早期対策と適切な対応の重要性等についての周知啓発を行う。	1,100	(1,295)
■ 介護サービス基盤整備・介護人材確保		535,542	(571,187)
小規模多機能型居宅介護事業所建設費補助	民間事業者が行う小規模多機能型居宅介護の整備に要する経費に対し、補助金を交付する。	118,800	(109,800)
看護小規模多機能型居宅介護事業所建設費補助	民間事業者が行う看護小規模多機能型居宅介護の整備に要する経費に対し、補助金を交付する。	118,800	(109,800)
高齢者福祉施設等開設準備経費補助	民間事業者が行う施設整備について、施設等の開設、増床時等に必要の初度経費に対し、補助金を交付する。	258,905	(319,662)
介護職の離職防止・魅力発信等(特別会計)	市内介護関係団体と連携した介護人材の定着・離職防止及び介護職の魅力向上の取組みや、事業者の採用力向上等をテーマとしたセミナーを実施する。	2,494	(3,125)
介護人材確保に向けた各種補助制度(特別会計)	介護助手の募集等に要する経費や、外国人材の受入れに要する費用等を支援し、多様な人材の確保を促進する。	23,650	(27,000)
国内の多様な人材の活用促進(特別会計)	潜在介護福祉士に向けた再就業のためのセミナーや、地域の福祉人材と介護事業者とのマッチング支援を実施する。	2,800	(800)
【新】外国人材の受入促進及び定着支援(特別会計)	外国人材の活用・定着を図るため、事業者と留学生・受入調整機関とのマッチング支援や、外国人材向けの日本語講座・交流会を実施する。	8,193	(—)
海外の送出機関への働きかけ(特別会計)	本市への外国人材の誘致を図るため、タイなど現地の送出機関への働きかけを行い、受入環境の整備を図る。	1,900	(1,000)
■ ヘルスケア向上推進		4,034,212	(3,251,203)
PHR利活用による健康づくり	PHRの利活用により、自身の健康・医療等に関するデータの見える化と、一人ひとりの健康状態や生活習慣を踏まえたアプローチ等により、健康づくりを後押しする。	33,814	(15,000)
歩こう動こう脱メタボプロジェクト	身体活動や運動についての意識の向上と身体活動量増加のきっかけづくりとして、健康情報発信サイトの運営と啓発イベントを実施する。	6,138	(4,742)
みんなで子育てフェスタ&健康フォーラム開催	地域社会における子育てや健康に対する気運醸成につながるイベントを開催する。	7,337	(11,046)
生活習慣病予防	がん予防啓発や健康相談、健康教育等を行う。また、CKD(慢性腎臓病)対策としての病診連携事業及び減塩促進のための食環境整備のほか、ナトカリ比適正化イベントを拡充して実施する。	6,919	(7,008)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
こころの健康づくり	メンタルヘルスケア向上のため、こころの健康に関する啓発や相談会を開催する。	5,855	(5,789)
歯と口の健康づくり	仙台市歯と口の健康づくり計画（第3期）及びアクションプランに基づき、市民のライフステージ毎の特性やライフコースに沿った取組みを関係各課・団体との連携により推進する。	3,625	(3,200)
受動喫煙防止対策推進	仙台市受動喫煙防止対策ガイドラインに基づき、受動喫煙の健康への影響や受動喫煙防止に関する周知啓発を図り、受動喫煙防止対策の推進を図る。	1,144	(999)
がん患者アピアランス支援	がんに罹患した者のアピアランス（外見）の変化に対するケアを目的として、全頭用ウィッグの購入費用の一部に加え、新たに乳房補正具の購入費用の一部への助成を行う。	10,000	(6,000)
健康増進センター大規模改修	公共施設総合マネジメントプランに基づき、大規模改修工事を行う。	1,062,574	(394,537)
総合健康診査等	基礎健康診査や各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診、国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査や特定保健指導を行う。	2,883,861	(2,792,438)
【新】誰もが受診しやすい市民健診の環境整備	健診の受診率向上のため、働き盛り世代も受診しやすい日曜日に、胃・肺・大腸がん検診を同時受診できるモデル事業を行う。	1,637	(—)
高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施	各区・宮城総合支所において、後期高齢者を対象に、健診・医療・介護のデータ分析結果を踏まえた保健指導や、通いの場等における健康教育等を実施する。	5,500	(3,000)
訪問栄養指導・給食施設指導等	訪問等による栄養指導・相談により市民の健康的な食生活の実践を支援する。また、給食施設へ適切な栄養管理の助言・指導を行い、給食を通じた市民の栄養改善を図る。	4,713	(6,263)
仙台市食育推進計画（第3期）計画推進・食育啓発等	仙台市食育推進会議を開催し、関係機関と連携を図りながら、市民が食について多様な視点で関心を持ち健全な食生活を実践できるよう、食育の啓発を行う。	1,095	(1,181)
■ 医療政策推進		1,190,574	(1,162,823)
救急医療電話相談（＃7119）	急な病気やけがに関する市民の相談に対し、受診可能な医療機関の案内や、応急処置の助言等を行う救急医療電話相談について、相談時間を毎日24時間に拡充し、受診相談体制の充実を図る。	20,741	(23,123)
休日夜間診療所の運営管理	急患センター、北部急患診療所、夜間休日こども急病診療所の運営管理を行う。	613,613	(600,286)
小児科病院群輪番制運営	小児科の診療を行う医療機関が少ない土日祝日及び年末年始に、市内病院が輪番で診療を行うことにより、小児救急医療体制を確保する。	7,510	(7,450)
仙台オープン病院救急センター運営費補助	救急医療体制の充実を図るため、二次救急医療体制の中核として365日24時間応需体制を敷く仙台オープン病院救急センターの運営に要する経費に対し、補助金を交付する。	468,533	(468,533)
【新】持続可能かつ多様性に配慮した地域医療確保に向けた市民への周知啓発	高齢化や多様化が進む中であっても、市民が必要な医療を受け続けられるよう、適切な受療行動等を促す周知啓発の強化に取り組む。	1,000	(—)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所運営費補助	障害者の口腔衛生の改善向上、休日夜間並びに在宅訪問歯科診療の確保を図るため、仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所の運営に対し、補助金を交付する。	63,431	(63,431)
【新】こどもホスピス支援	生命を脅かされる状態等にあるこども等が安心して過ごせる居場所を提供する地域型こどもホスピスを支援するため、関係者による協議の場の設置や民間団体等への運営費助成等を行う。	15,746	(—)
■ 救急体制整備		108,454	(29,700)
救急医療病院間連携推進	救急搬送の増加が続く中であっても、市内医療機関の役割分担と連携により、救急患者受入病床を確保し、救急医療の安定的な提供を図る。	108,454	(29,700)
■ 感染症対策		4,691,290	(5,120,362)
感染症発生動向調査	市内における感染症の発生状況等を把握し、市民への注意啓発や感染拡大防止に係る取組みを推進する。	15,416	(15,857)
結核予防	結核予防に係る啓発や各種健康診断等を実施するとともに、結核患者に対する適切な医療の提供を行う。	127,996	(138,137)
エイズ・性感染症対策	エイズ・性感染症の予防やHIV感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及啓発を行うとともに、無料匿名検査や医療機関検査など、検査相談体制の充実を図る。	17,444	(17,073)
風しん・肝炎対策	風しんや肝炎の予防に係る啓発を行うとともに、妊娠を希望する女性等に対する風しん抗体検査や、検査を受けたことがない市民を対象とした肝炎ウイルス検査を実施する。	38,982	(73,991)
【新】感染症対応に係る計画的な人材育成体制の整備	感染症対策に携わる職員の計画的な育成を図るため、感染症対策分野の人材育成ガイドラインを策定するとともに、必要な研修等を実施する。	510	(—)
乳幼児等予防接種	乳幼児等に対する麻しん風しん、結核等の定期接種を実施するとともに、おたふくかぜの任意接種に係る接種費用の一部助成を行う。	1,963,827	(2,158,008)
高齢者等予防接種	高齢者等に対するインフルエンザ、肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹の定期接種を実施する。	1,668,213	(1,414,342)
その他予防接種	若年層の女性に対する子宮頸がんの定期接種（キャッチアップ接種の経過措置を含む）を実施する。	353,179	(689,723)
予防接種健康被害救済	国の予防接種健康被害救済制度に基づき、申請の受付等を行うとともに、決定された被害救済に係る各種給付を行う。	505,723	(613,231)
■ 防災・減災対策の推進		44,875	(6,264)
福祉避難所用資機材・備蓄物資整備補助	食料・飲料水の備蓄補助、発電機、毛布の備蓄補助等を行い、福祉避難所の機能強化を図る。	3,365	(3,365)
【新】指定福祉避難所機能強化	指定福祉避難所の指定を受けた社会福祉施設に対し、倉庫・備品等整備のための補助金を交付し、指定福祉避難所の機能強化を図る。	39,000	(—)

(単位：千円)

事業名	事業内容	R7年度予算額	(R6年度予算額)
被災者健康支援	被災された方々の心と身体健康状態を把握し、健康面の支援が必要な方への個別支援、心身機能の低下予防と孤立防止を目的としたコミュニティ支援を行う。	2,510	(2,899)
■ 市税等の収納率向上対策		162,890	(162,890)
滞納整理の強化（一部特別会計）	民間への委託により、仙台市収納業務集約センターを運営する。	162,890	(162,890)
■ Full Digitalの市役所（集中改革期間）		20,688	(18,672)
AIを活用した特定健診受診勧奨（特別会計）	人工知能を活用したデータ解析を行った上で、効率的できめ細かな受診勧奨を行うことにより、特定健診受診率向上に繋げる。	20,688	(18,672)
■ 公共施設マネジメントの推進		2,794	(20,448)
生出地域複合施設整備費（老人憩の家、保健センター、診療所）	老朽化が進む施設の質・量の適正化を図るため、地域協働で太白区生出地域における公共施設の複合化を実施する。	2,794	(20,448)

第四章 健康福祉局関係の事業

I 地域福祉行政

§ 1 地域福祉

家族や地域において支え合う機能が低下し、また身近な交流やコミュニケーションが希薄化している中であって、こどもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、市民誰もが地域において安心して充実した生活を送るために、地域において支え合い、助け合う力を高めていく取り組みが一層重要になっている。

こうしたことから、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するため、「せんだい支えあいのまち推進プラン」を策定し、市民の地域福祉への参加を推進しながら、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア・NPO等地域に関わる様々な担い手が連携して地域福祉を推進する取り組みを進めている。

1 民生委員児童委員

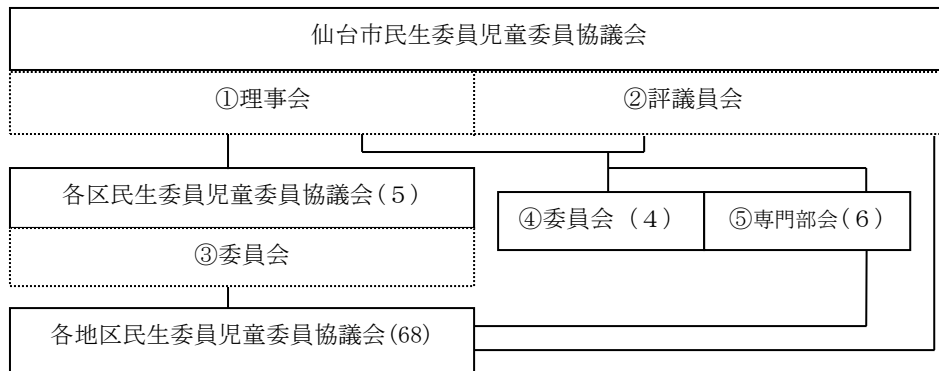
(1) 民生委員児童委員の役割

民生委員は民生委員法に基づき、地域において、各種の相談・援助・調査等自主活動を行うとともに、福祉事務所その他の関係機関への協力活動を行っており、その設置の目的は、地域住民の生活実態に即応した、よりきめ細かな福祉活動を目指したものである。また、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員を兼ね、児童福祉の増進にも重要な役割を果している。

さらに、児童委員活動の一層の推進を図るために、平成6年1月から主任児童委員が設置されている。

(2) 民生委員児童委員の組織

本市では、民生委員法に基づく68の地区民生委員児童委員協議会を設置している。そのほかに、任意に仙台市民生委員児童委員協議会、区ごとの民生委員児童委員協議会を設置している。



- ① 理事会は、各区民生委員児童委員協議会会長（各区1名）、副会長（青葉区、太白区は各2名、その他の区は各1名）により構成される。
- ② 評議員会は、各地区民生委員児童委員協議会会長（68名）及び各専門部会長（6名）により構成される。
- ③ （各区民生委員児童委員協議会）委員会は、各区内地区民生委員児童委員協議会会長により構成される。
- ④ （市民生委員児童委員協議会）委員会は、市民児協副会長、理事及び区民児協より推薦された地区民児協会長または副会長により構成される。ただし、理事会が必要と認める場合は、副会長及び理事以外の民生委員児童委員を委員に充てることができる。
- ⑤ 専門部会は、各地区民児協から1名（主任児童委員部会は全ての主任児童委員）をもって構成される。

(3) 民生委員児童委員数

ア) 定数 1,621人（このうち主任児童委員は136人）

イ) 地区民生委員児童委員協議会の区域ごとの定数は次のとおりとなっている。

地区民生委員児童委員協議会別民生委員児童委員定数

(単位：人)

青 葉 22地区	東二木町	9 (2)	通町	27 (2)	川平	16 (2)	旭ヶ丘	19 (2)
	立町	20 (2)	八幡	30 (2)	台原	24 (2)	宮城東	32 (2)
	東六	22 (2)	国見	30 (2)	北仙台	18 (2)	宮城西	29 (2)
	片平	24 (2)	荒巻	19 (2)	北六	22 (2)	吉成	16 (2)
	上杉	29 (2)	中山	15 (2)	小松島	28 (2)		
		24 (2)	桜ヶ丘	17 (2)	折立	10 (2)		
							計	480(44)
宮城野 13地区	榴岡	31 (2)	新田	23 (2)	高砂第一	27 (2)	燕沢	14 (2)
	幸町	34 (2)	鶴ヶ谷東	20 (2)	高砂第二	32 (2)		
	原町	30 (2)	鶴ヶ谷西	21 (2)	高砂第三	17 (2)		
	東仙台	26 (2)	宮城野	27 (2)	岩切	25 (2)		
							計	327(26)
若 林 9地区	南材	18 (2)	南小泉北	14 (2)	若林	22 (2)		
	荒町	16 (2)	大和	22 (2)	六郷	32 (2)		
	連坊	25 (2)	南小泉南	32 (2)	七郷	29 (2)	計	210(18)
太 白 16地区	向山	28 (2)	鹿野	21 (2)	東中田	21 (2)	秋保	14 (2)
	長町北部	18 (2)	八木山	23 (2)	中田	14 (2)		
	八本松	18 (2)	西多賀	30 (2)	中田西部	19 (2)		
	長町南部	23 (2)	富沢	26 (2)	中田中部	17 (2)		
	郡山	25 (2)	山田	25 (2)	生出	24 (2)		
							計	346(32)
泉 8地区	泉東	36 (2)	南光台	34 (2)	泉中央	30 (2)		
	泉西一	31 (2)	泉南	34 (2)	泉パークタウン	28 (2)		
	泉西二	26 (2)	泉北	39 (2)				
							計	258(16)

※ () は、主任児童委員定数であり内数として計上。

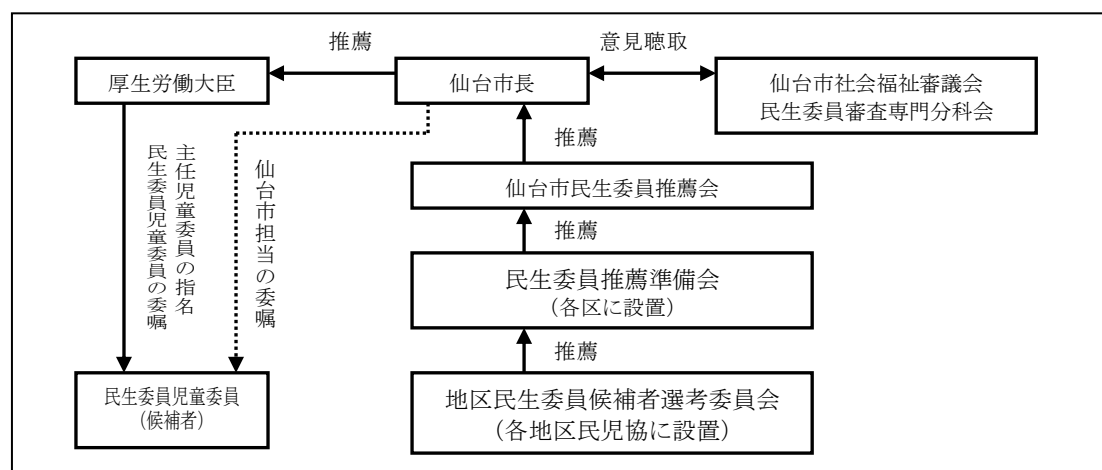
(資料：社会課)

(4) 民生委員児童委員の推薦・委嘱のしくみ

民生委員児童委員は、仙台市民生委員推薦会及び仙台市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の審査を経たうえで、都道府県知事（指定都市市長）が推薦した者について、厚生労働大臣が委嘱するものであり、その任期は3年である。

本市においては、地域に根ざしたより適格な民生委員児童委員候補者を選出するため、地区民生委員児童委員協議会の区域を単位とした地区民生委員候補者選考委員会及び各区の区域を単位とした民生委員推薦準備会を設置している。

民生委員児童委員の推薦・委嘱のしくみ



(5) 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員は、担当区域において、乳幼児、児童、高齢者、障害者、ひとり親世帯等各種の援助を必要とする方々に対し相談・援助を行うとともに、福祉サービスの利用援助、地域福祉活動の推進、生活福祉資金をはじめとする各種貸付の相談、関係行政機関への協力など幅広い活動を行っている。

また、高齢者、障害者、児童等の実態調査、市民の福祉意識調査等の様々な調査に協力し、その結果は本市の福祉施策の立案・実施のための重要な基礎資料となっている。

民生委員児童委員活動状況（令和6年度実績）

（単位：％，件）

		年間取扱件数	構成比	年間一人当たり
内 容 別 相談・支援 件 数	在宅福祉	2,086	4.9	1.4
	介護保険	1,104	2.6	0.7
	健康・保健医療	4,496	10.6	3.0
	子育て・母子保健	603	1.4	0.4
	子どもの地域生活	2,807	6.6	1.9
	子どもの教育・学校生活	1,725	4.0	1.2
	生活費	547	1.3	0.4
	年金・保険	104	0.2	0.1
	仕事	103	0.2	0.1
	家族関係	1,330	3.1	0.9
	住居	772	1.8	0.5
	生活環境	2,215	5.2	1.5
	日常的な支援	10,376	24.4	7.0
	その他	14,342	33.7	9.6
	計	42,610	100.0	28.7
分 野 別 相談・支援 件 数	高齢者に関すること	27,829	65.3	18.8
	障害者に関すること	1,940	4.6	1.3
	子どもに関すること	5,363	12.6	3.6
	その他	7,478	17.5	5.0
	計	42,610	100.0	28.7
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	19,822		13.3
	行事・事業・会議への参加協力	29,802		20.1
	地域福祉活動・自主活動	70,857		47.7
	民児協運営・研修	55,789		37.6
	証明事務	1,246		0.8
	要保護児童の発見の通告・仲介	145		0.1
訪 問 回 数	訪問・連絡活動	176,760 回		119.0 回
	その他	99,655 回		67.1 回
連 絡 調 整 回 数	委員相互	94,081 回		63.4 回
	その他の関係機関	59,839 回		40.3 回
活 動 日 数		225,187 日		151.6 日

※構成比、年間一人当たりは、各項目ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、各項目の合計と計は必ずしも一致しない。
（資料：社会課）

2 災害時要援護者情報登録制度

災害時に安否確認や避難誘導などの支援を必要とする要援護者本人から、自分の情報を地域団体等に提供することについて同意を得たうえで、本市に登録してもらい、その情報を町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供することで、地域における避難支援体制づくりを進めることを目的とする。

※ 令和7年6月13日現在 登録者数 9,041名

3 ひとにやさしいまちづくり

建築物、道路、公園等の施設を、身体障害者、高齢者その他日常生活上、社会生活上の行動に制約を受ける人たちにも円滑に利用できるようにするための整備等を進めている。

このため、平成8年6月に、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、官公庁の施設・社会福祉施設・

商業施設・道路・公園等の公益的施設を建築する際に、施設整備の基準となる「整備基準」を規定した。また、既存施設については、整備基準に適合させるよう配慮すべき義務を規定した。さらに、一定の面積を超える公益的施設に関する施設工事等の届出義務等についても規定している。

なお、届出の対象となる施設工事等の完了後の検査等により、整備基準に適合していることが確認された公益的施設については、当該施設が「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」で定める整備基準に適合しており、どなたも安心して利用ができることを示す適合証を、交付を希望する施行主等に交付している。

(1) ひとにやさしいまちづくり施設整備資金融資あっせん

不特定かつ多数の人が利用する既存建築物等の改善又は新築・全面改築により整備基準等に適合させるバリアフリー工事に対して、限度額の範囲内で融資をあっせんし、利子を補給する。既存建築物等の改善における対象工事は、①出入口の改善（拡幅、自動扉の設置等）②出入口に隣接する敷地内通路の改善（段差解消、スロープ設置等）③廊下等の改善（段差解消、スロープ設置等）④階段の手すり等の設置 ⑤車いす使用者対応トイレの設置 ⑥11人乗り以上のエレベーターの設置 ⑦既存エレベーターの改善工事（音声装置・車いす使用者対応制御装置の設置等）である。新築・全面改築における対象工事は、①階段の手すり等の設置 ②11人乗り以上のエレベーターの設置 ③車いす使用者対応トイレの設置である。

(2) 宮城県「ゆずりあい駐車場利用制度」への協力

平成22年7月より、不特定多数の市民が利用する公共施設において、高齢者、怪我をしている方、身体に障害があり、歩行が困難な方、妊娠している方や乳幼児を連れた方が優先的に利用できる駐車区画として「思いやり駐車区画」を本市が独自に設置していたもの。平成30年9月3日から宮城県において「ゆずりあい駐車場利用制度」が開始されたことから、「思いやり駐車区画」は、全て「ゆずりあい駐車場」へ移行し、協力施設として登録した。

※「ゆずりあい駐車場」協力施設 令和7年7月1日現在 349施設に設置

4 （社福）仙台市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指し、各種事業の実施、調査・企画・広報活動の展開、住民・当事者・ボランティア等の関係者及び団体等との連絡調整など、さまざまな場面で地域福祉の推進に取り組む社会福祉法人である。

仙台市社会福祉協議会は、社会福祉事業法が制定された昭和26年に創立され、昭和34年に社会福祉法人として認可を受けた。昭和43年10月には、地域住民との結びつきをより強め、地域の実情に即応した福祉活動を展開するため、地区社会福祉協議会（現在104地区）を結成し、市民総参加による地域福祉活動の拡充を図っている。

平成3年12月には、全区に区社会福祉協議会の設置がなされ、区を単位とした福祉活動を展開している。

平成8年度からは、地区社会福祉協議会を実施主体とした見守りやサロン活動などの「小地域福祉ネットワーク活動推進事業」を実施し、平成13年度から全市で展開をしている。また、同年度に、各区の実情に応じきめ細かなボランティア支援を行うため、各区社会福祉協議会に区ボランティアセンターを設置した。

平成12年4月の介護保険の施行による措置制度から利用契約制度への転換にあわせ、平成11年10月から利用者保護のための「日常生活自立支援事業」（開始当初は「地域福祉権利擁護事業」）を実施している。

平成18年3月には、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした「第2次地域福祉活動計画（せんだい a i プラン）」を策定するとともに平成19年3月には「杜の都の杜協ビジョン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいる。

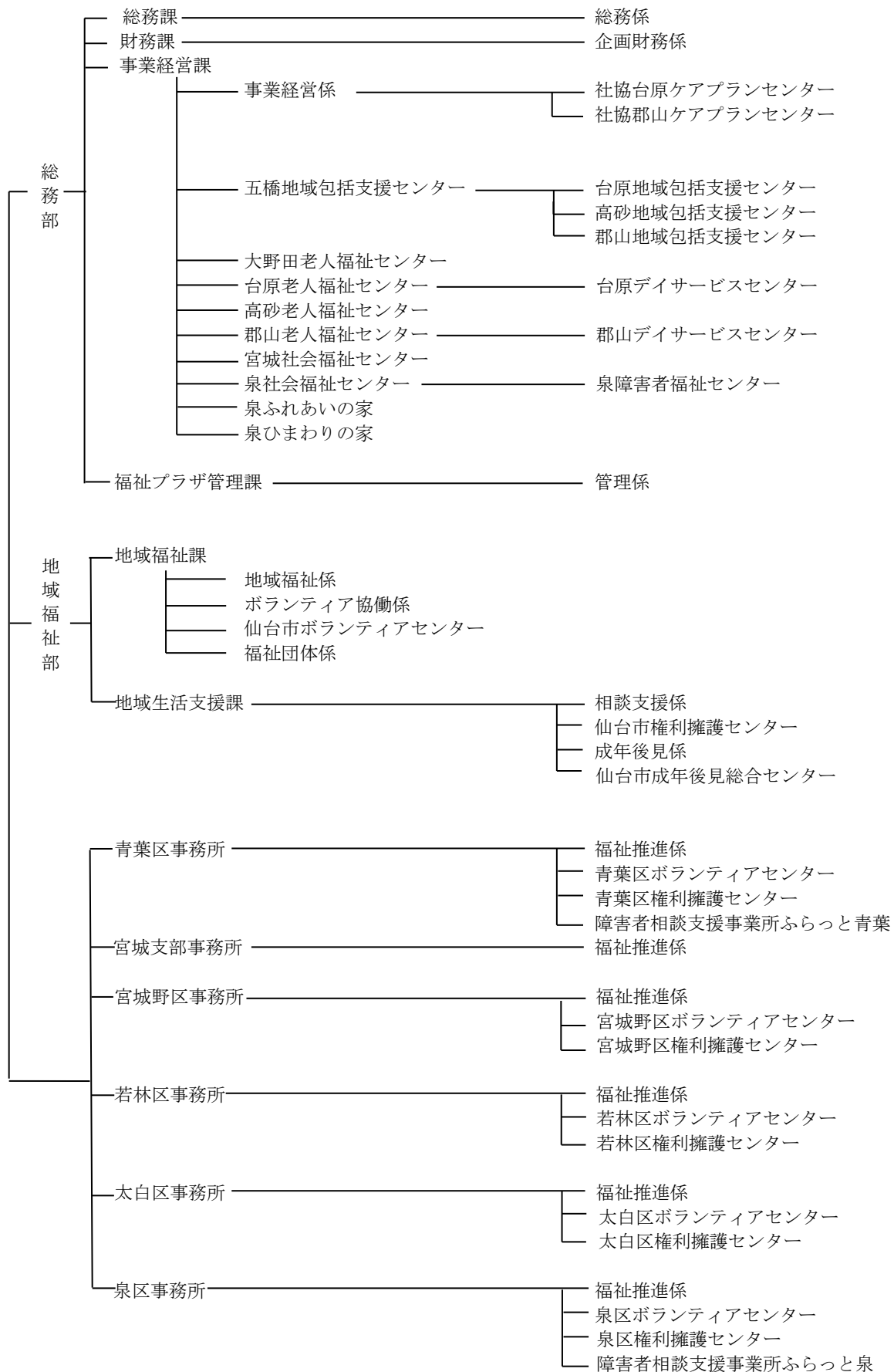
平成23年東日本大震災以降は震災への対応に特化し、発災直後より災害ボランティアセンターの設置運営、福祉避難所の運営を行い、また当座の生活資金に苦慮する被災者等を対象とした「緊急小口資金特例貸付」及び「生活復興支援資金貸付」の受付業務を関係機関と連携して行った。さらに、被災者の生活再建支援、地域コミュニティ再生のため「安心の福祉のまちづくり基本方針」を定め、「安心の福祉のまちづくり支援事業」及び「地域支えあいセンター事業」に取り組んだ。

平成25年度から地域福祉の推進における新たな重点的取り組みとして、各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、継続的に復興公営住宅整備地域などの地域の見守り・支え合い体制づくりに取り組んだ。

平成27年4月に、各区社会福祉協議会と組織統合し、地域社会及び住民にとって身近な存在として期待される役割をより着実に果たすべく、地域福祉活動の推進に努めている。また、令和2年度には「第5次地域福祉活動計画（せんだい a i プラン）」を策定し、これまで進めてきた地域福祉推進の積極的な取り組みを継続しつつ、活動主体と連携・協働し、「福祉のまちづくり」を強く推し進めている。さらに、権利擁護事業において成年後見制度の推進に取り組み、市民後見人の養成を行っている。

(1) 組織

(社福) 仙台市社会福祉協議会



(2) 事業内容

- ①社協組織の基盤強化
- ②広報活動（広報紙「社協だよりせんだい」の発行・ホームページを利用した情報発信等）
- ③企画・調整事業の推進
- ④地域福祉活動の推進事業
 - ア）地域福祉活動計画の推進
 - ・地域住民や団体、関係機関等との連絡調整、協働の推進及び活動支援
 - ・地区社会福祉協議会活動の拡充強化
 - イ）小地域福祉ネットワーク活動の推進
 - 地区社協を実施主体とし、安否確認活動と簡単な家事援助やサロン活動などの生活支援活動等を実施する小地域福祉ネットワーク活動の推進
 - ウ）コミュニティソーシャルワーカー配置による地域福祉課題の解決に向けた取り組みの推進
 - ・地域状況の把握、地域福祉活動支援、地域におけるネットワーク形成
 - ・身近な地域での相談支援（重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
 - ・支援機関等からの相談対応及び調整、重層的支援会議の開催、支援プランや支援方針の策定（重層的支援体制整備事業における多機関協働事業）
 - エ）第1層生活支援コーディネーター配置による地域包括ケアシステムの推進
- ⑤ボランティアセンター事業
 - ア）ボランティアセンター管理事業（市・区ボランティアセンター6ヶ所）
 - ・ボランティア登録、紹介、相談事業の推進（被災者支援を含む）
 - イ）ボランティア育成・研修事業
 - ・養成研修等の企画、実施（夏のボランティア体験会、地域のボランティア育成講座他）
 - ・地域福祉推進のための企業との連携事業
 - ・こどもの居場所づくり支援事業
 - ウ）福祉学習推進事業
 - ・福祉学習推進事業（福祉学習講師派遣事業、教員向け研修会、福祉紙芝居他）
 - ・障害理解サポーター養成研修事業
 - エ）ボランティア活動者・団体の支援
 - ・ボランティア団体活動室の貸出し
 - ・印刷機、帳合機、紙折機、ロッカー等の貸出し
 - ・車いす、白杖、高齢者疑似体験セット等の貸出し
 - オ）ボランティアのネットワーク構築
 - ・ボランティア・市民活動団体ネットワーク会議の開催
 - ・ボランティア登録団体等交流会の開催
 - カ）ボランティア広報事業
 - ・ボランティアフォーラム開催
 - ・ボランティア情報紙発行（にこボラ）
 - キ）仙台市災害ボランティアセンターの体制整備
- ⑥日常生活自立支援事業（市・区権利擁護センター6ヶ所）
 - ア）日常生活自立支援事業
 - 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助・金銭管理サービス・あずかりサービスを実施
- ⑦成年後見制度利用促進事業
 - ア）仙台市成年後見総合センター運営
 - ・中核機関運営
 - ・成年後見サポート推進事業
 - ・市民後見人養成・支援事業
 - ・成年後見制度・市民後見人普及啓発事業
- ⑧介護保険等事業
 - ア）指定居宅介護支援事業所（2ヶ所）運営
 - イ）指定介護予防支援事業所（4ヶ所）運営
 - ウ）通所介護事業（2ヶ所）運営
 - エ）障害者相談支援事業所（計画相談、障害児相談、地域相談〈地域移行・地域定着〉）（2ヶ所）運営
- ⑨要援護世帯への自立援助事業の推進（各種資金貸付事業等）

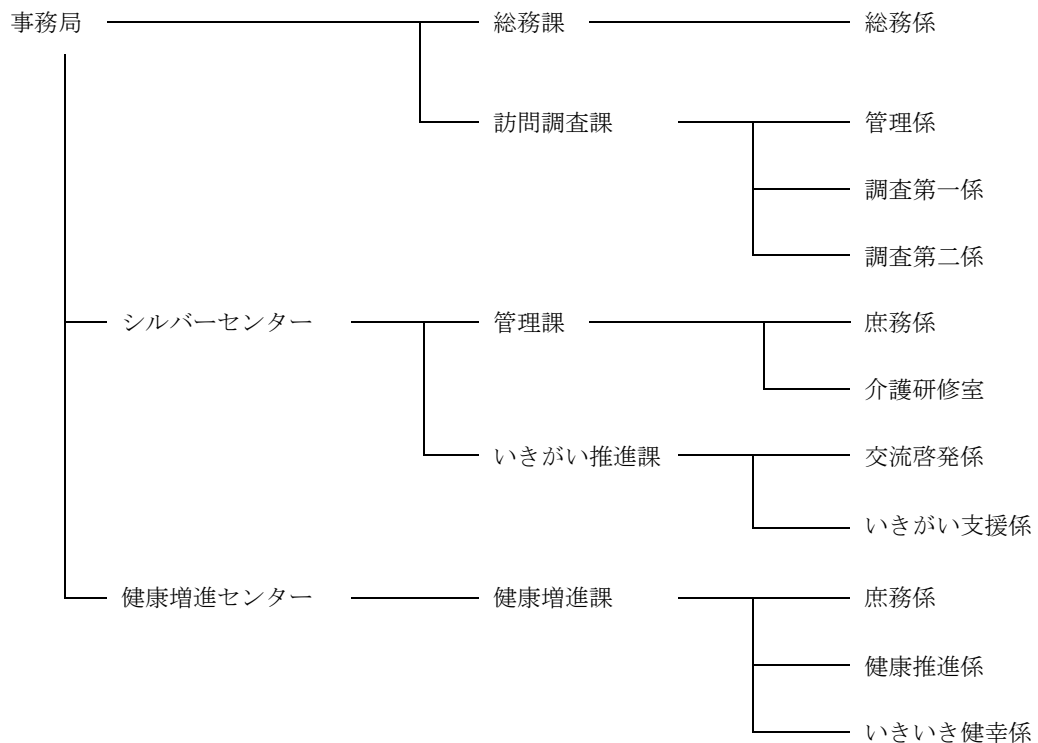
- ⑩公の施設の管理運営（指定管理者）
- ア）老人福祉センターの管理運営（４施設） エ）障害者施設の管理運営（３施設）
- イ）デイサービスセンターの管理運営（２施設） オ）福祉プラザの管理運営
- ウ）社会福祉センターの管理運営（２施設）
- ⑪受託事業
- ア）障害者相談支援事業（２ヶ所） オ）地域包括支援センター職員研修
- イ）自立訓練（機能訓練）事業（１ヶ所） カ）社会福祉法人・施設職員研修
- ウ）地域包括支援センター運営事業（４ヶ所） キ）保育所等職員研修事業
- エ）介護サービス相談員派遣事業
- ⑫福祉関係団体等の支援（仙台市民生委員児童委員協議会，日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部，
仙台市共同募金委員会，仙台市遺族会，仙台市ほほえみの会）
- ⑬高齢者福祉団体の支援（仙台市地域包括支援センター連絡協議会，仙台市老人福祉施設協議会）
- ⑭社会福祉大会の開催

5 （公財）仙台市健康福祉事業団

（公財）仙台市健康福祉事業団は，仙台市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現に向け，啓発，情報提供，生きがい・健康づくりの支援等の事業を行う推進母体として，平成３年３月２８日に設立された。

仙台市シルバーセンター，仙台市健康増進センター両施設の指定管理者として，施設の管理運営を含めて事業を展開している。さらに，仙台市等から委託を受けて，要介護認定及び障害支援区分認定のための訪問調査事業を行っている。

(1) 組織



(2) 事業内容

- ①市民の健康福祉意識の醸成及び啓発
- ②市民の生きがい及び健康づくりの支援
- ③高齢者等の介護に関する研修，相談及び情報提供
- ④要介護認定及び障害支援区分認定に係る認定調査
- ⑤シルバーセンターの管理運営
- ⑥健康増進センターの管理運営

6 シルバーセンター

(1) 設置目的

高齢化社会の進展に伴い、多様化・高度化する福祉サービスへの需要に対応して、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現を図るための拠点施設として設置された。

304席を備えた交流ホールや大小研修室、プール・浴室、トレーニング・体力測定室、総合相談センター、福祉用具展示室等の多様な施設を備え、また、障害者や高齢者に配慮した様々な設備が設けられている。仙台市健康福祉事業団・東北共立グループが指定管理者として管理を行っている。

(2) 基本機能

①情報提供・相談機能

高齢者やその家族が抱える生活全般に関する問題について、面接・電話等で相談に応じるとともに、年金、税務、法律の各分野については専門相談員が応じる。また、福祉に係る制度・施策、福祉施設、ボランティア等の情報の提供を行う。

②生きがい支援機能

高齢者の社会参加・社会貢献、仲間づくり等を学習・支援するための各種教室・講座を開催する。また、地域文化、趣味、スポーツ等様々な分野で活動する高齢者の活動支援事業や活動で得た経験・知識を活用した事業を実施する。

③学習機能

高齢者はもとより広く市民に対し、高齢化対策や社会参加活動等についての啓発を目的とした各種講座や研修会等を開催する。

④健康増進・介護予防機能

主に高齢者を対象に、健康に関する指導、相談を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発を行う。また、トレーニング・体力測定室を利用した健康増進・介護予防のための各種教室を開催する。

⑤交流機能

豊齢化社会づくりや生きがいづくり・社会参加活動等の講演会、交流会、創作展示会等各種イベントを始めとして、世代及び地域を超えた交流事業を開催する。

⑥介護研修機能

市民を対象に、介護に必要な知識や技術を学ぶ各種講座を開催する。また、介護職員を対象に、業務に必要な知識・技術の習得及び介護職としての資質向上を目的とした各種研修を実施する。

⑦福祉用具展示機能

高齢者・障害者の生活の自立を助け、介護する人の負担を軽くするための福祉用具を展示する。また、介護・福祉用具等に関する相談、情報提供を実施する。

(3) 施設の概要

所在地	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号
開館	平成4年1月22日
敷地	3,286㎡
建物	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階地上7階建、延床面積 9,496㎡
施設内容	1階 交流ホール（304席）、ふれあいコーナー、情報コーナー 2階 福祉用具展示室、総合相談センター、相談室 3階 トレーニング・体力測定室、検査室 4階 プール（20m×4コース）、浴室 5階 管理事務室、（公財）仙台市健康福祉事業団、会議室（42㎡）、第三研修室（46㎡） 6階 第二研修室（252㎡）、和室（48㎡） （公社）仙台市シルバー人材センター、（公社）仙台市老人クラブ連合会 7階 第一研修室（392㎡）、せんだい豊齢ネットワーク事務局

シルバーセンターは、大規模改修工事に伴い休館中（令和8年3月31日まで（予定））のため、令和6年度利用実績はなし。

7 福祉プラザ

(1) 設置目的

世代を超えた市民の交流・相互理解を促進するとともに、民間社会福祉活動を支援することにより、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現を図るための拠点施設として設置された。交流・支援機能として、302席を備えたふれあいホールや大小研修室、大広間、調理実習室、創作室等の施設や、情報提供機能として、福祉図書コーナーが設けられている。

仙台市社会福祉協議会・東北共立グループが指定管理者として管理を行っている。

(2) 施設の概要

所在地	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
開館	平成6年9月1日
敷地	5,015㎡
建物	鉄骨・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地下1階地上12階建，延床面積 11,685㎡
施設内容	1階 プラザホール（391㎡），ロビー 2階 ふれあいホール（302席），展示ロビー，レストラン 3階 託児室，災害ボランティアセンター，災害ボランティアセンター資材室 4階 ボランティアセンター，福祉団体活動室，（社福）仙台市障害者福祉協会，ロッカー室 5階 管理事務室，（特非）仙台市精神保健福祉団体連絡協議会，福祉図書コーナー 6階 （社福）仙台市社会福祉協議会 7階 五橋地域包括支援センター，仙台市権利擁護センター，仙台市成年後見総合センター，創作室，録音室 8階 （社福）仙台市障害者福祉協会，（社福）仙台市手をつなぐ育成会，デイルーム 9階 大広間（1），大広間（2），和室，調理実習室 10階 第二研修室（123㎡），第三研修室（69㎡），第四研修室（59㎡），講師控室 11階 第一研修室（176㎡） 12階 仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所

福祉プラザ利用状況（令和6年度実績） ※11月より休館 （単位：人）

施設名	利用者数	施設名	利用者数	利用者総数
ふれあいホール	18,321	録音室	230	58,124
プラザホール	9,361	託児室	606	
研修室・大広間・和室等	22,979	展示ロビー	3,341	
調理実習室	1,045	福祉図書コーナー	113	
創作室	2,128			

〈資料：社会課〉

8 社会福祉センター

(1) 設置目的

地域社会を基盤とする社会福祉（地域福祉）に対する市民の理解及び参加を促進するとともに，社会福祉団体との協働により地域福祉の増進を図ることを目的としている。

（社福）仙台市社会福祉協議会が指定管理者として管理を行っている。

(2) 事業内容

- ①地域福祉についての情報の収集及び提供に関すること
- ②地域福祉に関する相談及び研修その他地域福祉の啓発に関すること
- ③社会福祉団体の地域福祉のための活動の推進及び援助に関すること

(3) 施設の概要

施設名	所在地	設置年月	延床面積	施設内容
宮城社会福祉センター	青葉区下愛子字観音堂27-1	平成元年5月	495.27㎡	会議室，会議室兼談話室，集会室，浴室，生活相談室
泉社会福祉センター ※	泉区七北田字道48-12	平成4年5月	1,651.20㎡	大会議室兼視聴覚室，料理実習室，研修室1・2，小会議室，プレイルーム等

※泉社会福祉センターは，併設の泉障害者福祉センターの延床面積を含む

§ 2 生活保護

1 生活保護のしくみ

生活保護制度は、憲法第25条の生存権保障の理念に基づいて、国が国民の最低生活を保障し、その自立を助長することを目的として設けられたものである。国民は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要件を満たすかぎり、困窮の原因にかかわらず平等に保護を受けることができる。しかし、生活保護は国民の最低生活を保障するための最終的な社会保障施策であることから、保護を受けるには、まず自己の力でできる限りの努力をすることはもちろん、自己の生活を維持するためのあらゆる方法を講じてなお、最低限度の生活が確保されない場合に適用されるものである。また、親族の扶養や他の法律による扶助を受けることは、保護を受けることに優先して行われるものである。この法律によって保障される最低生活の水準は「健康で文化的な生活」ができるものとされており、その基準は、一般国民の消費水準等を考慮して厚生労働大臣が定めることになっている。なお、各扶助の基準は、年齢、世帯人員等に応じて所在地域（市町村）ごとに設定されている。

(1) 生活保護の種類と範囲

生活扶助	・衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ・移送
住宅扶助	・住居 ・補修その他住宅の維持のために必要なもの
教育扶助	・義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ・義務教育に伴って必要な通学用品 ・学校給食その他義務教育に伴って必要なもの
介護扶助	・介護保険などの給付対象となるサービス ・移送
医療扶助	・診察 ・薬剤又は治療材料 ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ・移送 ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
出産扶助	・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
生業扶助	・生業に必要な資金、器具又は資料 ・生業に必要な技能の修得 ・就労のために必要なもの ・高等学校等の就学のために必要なもの
葬祭扶助	・検案 ・死体の運搬 ・火葬又は埋葬 ・納骨その他葬祭のために必要なもの

(2) 生活扶助基準額の推移

標準3人世帯 仙台市：1級地－2 （各年4月1日時点）

【世帯構成】世帯主（33歳） 配偶者（29歳） 子（4歳） （単位：円）

		令和5年	令和6年	令和7年
第一類	基準額	96,820	100,710	100,710
第二類	基準額	45,110	44,730	44,730
	冬季加算（注）	6,020	6,020	6,020
児童養育加算		10,190	10,190	10,190
合 計		158,140	161,650	161,650
対前年度比（％）		100.0％	102.2％	100.0％

注：冬季加算は、11月から翌年4月に加算されるもので （資料：保護自立支援課）
年平均額（月額×6/12）を計上している。

2 本市の保護状況

(1) 保護開始事由別世帯数の推移（年度合計）

（単位：世帯、％）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
傷病（世帯主・世帯員）	281	12.6	274	12.2	318	12.6
死亡・離別等	61	2.7	77	3.4	69	2.7
収入減	1,391	62.3	1,400	62.5	1,562	61.8
管外からの転入	401	17.9	398	17.8	482	19.1
その他	101	4.5	90	4.1	96	3.8
合計	2,235	100.0	2,239	100.0	2,527	100.0

（資料：保護自立支援課）

(2) 保護廃止事由別世帯数の推移 (年度合計)

(単位：世帯，％)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
傷病治ゆ	30	1.6	53	2.6	89	3.9
収入増	290	15.9	328	16.1	417	18.3
死亡	622	34.0	695	34.1	719	31.5
管外への転出	401	21.9	420	20.6	477	20.9
親類・縁者等の引取り	60	3.3	43	2.1	51	2.2
施設入所	18	1.0	31	1.5	33	1.4
その他	408	22.3	471	23.0	499	21.8
合計	1,829	100.0	2,041	100.0	2,285	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

(3) 扶助別被保護世帯数・人員の推移

(単位：世帯，人)

		定期的扶助 (年度平均)					その他扶助 (年度合計)		
		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
令和4年度	世帯	12,756	12,986	657	2,985	13,063	11	4,014	308
	人員	16,228	16,403	951	3,051	15,887	11	4,502	308
令和5年度	世帯	12,927	13,243	640	3,116	13,399	6	4,021	342
	人員	16,318	16,576	927	3,179	16,254	6	4,522	342
令和6年度	世帯	13,059	13,422	627	3,205	13,642	5	3,685	353
	人員	16,271	16,639	916	3,269	16,436	5	4,135	353

注：生業扶助人員については延人数である。

〈資料：保護自立支援課〉

(4) 世帯類型別世帯数の推移 (年度平均)

(単位：世帯，％)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者世帯	6,906	46.9	7,020	46.7	7,094	46.4
母子世帯	820	5.6	787	5.2	766	5.0
傷病・障害者世帯	4,025	27.3	4,091	27.2	4,199	27.5
その他の世帯	2,973	20.2	3,135	20.9	3,230	21.1
合計	14,724	100.0	15,033	100.0	15,289	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

(5) 扶助別支出状況の推移 (年度合計)

(単位：千円，％)

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
扶 助 別	生活扶助費	9,633,057	33.4	9,734,747	32.1	9,696,111	31.6
	住宅扶助費	5,135,473	17.8	5,235,745	17.2	5,328,158	17.4
	教育扶助費	116,758	0.4	114,198	0.4	111,537	0.4
	介護扶助費	692,890	2.4	758,994	2.5	837,420	2.7
	医療扶助費	12,788,660	44.3	14,015,391	46.1	14,142,595	46.1
	その他の扶助費	168,737	0.6	174,796	0.6	178,192	0.6
小計		28,535,575	98.9	30,033,871	98.9	30,294,013	98.8
保護施設事務費及び委託事務費		318,905	1.1	345,388	1.1	375,626	1.2
合計		28,854,480	100.0	30,379,259	100.0	30,669,639	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

(6) 福祉事務所別保護動向の推移 (年度平均)

(単位：世帯、人、%)

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
青葉 (宮総含む)	管内	164,727	313,686	169,555	314,467	166,139	314,989
	被保護	4,701	5,639	4,802	5,731	4,907	5,796
	保護率	18.0		18.2		18.4	
宮城野	管内	97,020	195,724	98,253	194,522	97,413	193,833
	被保護	3,091	4,095	3,112	4,096	3,171	4,152
	保護率	20.9		21.1		21.4	
若林	管内	69,456	141,916	71,339	142,452	69,932	142,311
	被保護	1,990	2,545	2,034	2,602	2,037	2,589
	保護率	17.9		18.3		18.2	
太白	管内	107,272	236,714	110,284	237,186	108,089	237,012
	被保護	3,543	4,598	3,605	4,612	3,658	4,629
	保護率	19.4		19.4		19.5	
泉	管内	94,259	210,269	95,560	208,713	94,640	207,237
	被保護	1,399	1,792	1,481	1,870	1,517	1,865
	保護率	8.5		9.0		9.0	
仙台市	管内	532,734	1,098,322	544,991	1,097,339	536,212	1,095,382
	被保護	14,722	18,669	15,033	18,910	15,288	19,031
	保護率	17.0		17.2		17.4	

〈資料：保護自立支援課〉

※平均値の算出にあたっては、各区ごとに端数調整を行っているため、5区の合計と全市の値が一致しないことがある。

§ 3 低所得者福祉

一般に低所得者とは、生活保護を受けるまでには至らないが、世帯内の収入が低く、生活保護に準ずる生活状態にあると認められる階層にある者をいう。

一般に低所得の原因としては、勤労収入の不安定、高齢による所得の減少、り病、り災等が考えられるが、この階層は原因が重複している場合が多い。また、社会経済情勢の変化がより一層低所得者の生活を圧迫しており、その対策として、法外援護等の事業の充実を図っているところであるが、単に社会福祉施策にとどまらず、労働、住宅、教育等各分野の施策の総合的な推進が必要である。

1 生活援護対策

(1) 生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長促進し安定した生活を図ることを目的とし、(社福)宮城県社会福祉協議会が実施主体で、(社福)仙台市社会福祉協議会が窓口業務を実施している。

生活福祉資金等貸付状況 (令和6年度実績) (単位：件、千円)

種別	総合支援	福祉 (緊急小口含む)	教育	不動産 担保型	特例つなぎ 資金	生活復興 支援資金	合計
貸付件数	0	20	32	0	0	0	52
貸付金額	0	2,961	34,355	0	0	0	37,316

〈資料：社会課〉

※不動産担保型生活資金貸付について、「貸付件数」は、年度内に貸付が決定した件数であり、「貸付金額」は貸付限度額である。(不動産担保型生活資金の貸付は、貸付限度額に達するまでの間、貸付月額を3か月ごとに送金する方法による。)

(2) 入学準備金

市内に居住する者で、小・中・高校の入学金の納入などに困っている世帯に貸し付け、就学を援助する。

貸付限度額 一世帯25万円以内 (小・中学校は5万円以内、公立高校は10万円以内、私立高校は15万円以内)

無利子 貸付の日から2か月措置後20か月以内に償還 (私立高校で15万円貸付の場合は30か月以内)

令和6年度利用件数：0件

§ 4 その他の福祉

1 戦争犠牲者・引揚者等の援護

(1) 援護事務の概要

戦後の初期は海外引揚者の援護が中心であったが、その後昭和27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が施行され、翌28年には恩給法が復活する等関係法令の整備が進められ、旧軍人・軍属等の公務傷病による障害者及び戦没者の遺族等に対する年金等の給付事務を中心に援護行政が行われてきている。

関係法令は毎年のように改正され、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置がとられているが、対象受給権者の高齢化等に伴い処遇改善の施策が強く望まれているところである。

(2) 戦傷病者・戦没者遺族等援護

種 類	対 象 者
①障害年金	軍人軍属又は準軍属が公務傷病又は勤務関連傷病により、法に定める障害の状態にある場合
②障害一時金	障害の程度が比較的軽い場合に、障害者の選択により障害年金に代えて支給される
③遺族年金 遺族給与金（準軍属）	軍人軍属又は準軍属が公務傷病又は勤務関連傷病に起因して死亡した場合
④弔慰金	軍人軍属又は準軍属が、昭和12年7月7日以後公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した場合
⑤特別弔慰金	遺族援護法に規定する弔慰金を受ける権利を取得した遺族であって遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利を有する遺族がない場合
⑥戦没者等の妻に対する特別給付金	遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利を有する戦没者等の妻
⑦戦没者の父母等に対する特別給付金	遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利又は資格を有する戦没者等の父母又は祖父母で、戦没者等以外には子も孫もない方

(3) 戦傷病者・戦没者遺族等援護事務取扱状況

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度			令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	1,531	350	7	特別弔慰金	買 上	0	0	0
遺族年金	0	0	0		貸 付	0	0	0
遺族給与金	0	0	0	特別給付金	買 上	0	0	0
障害年金	0	0	0		貸 付	0	0	0
弔慰金	0	0	0	国債交付		672	332	6
特別弔慰金	858	3	0	証書交付		0	0	0
特別給付金	1	15	1					

〈資料：社会課〉

(4) 戦没者戦災死者合同慰霊祭

毎年7月10日の仙台空襲の日に、戦没者(7,665人)戦災死者(1,399人※)の遺族及び関係者の参列のもと、戦没者戦災死者合同慰霊祭を実施し、戦没者戦災死者の冥福を祈るとともに世界の恒久平和を祈願している。

(※)は仙台市戦災復興記念館資料より)

(5) 中国残留邦人等に対する支援

①中国残留邦人等に対する支援給付

中国残留邦人又は樺太残留邦人（以下「中国残留邦人等」とする。）は、戦後中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本語が不自由で、また生活習慣も異なるため、安定した職を得て貯蓄することも出来ず、地域からも孤立し、老後に不安を抱いている等の現状に対して、老後の生活を安定させる観点から特別に配慮するものとして創設された。

国の老齢基礎年金の満額支給制度を利用してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。

支援給付別支出状況 (令和6年度実績)

(単位：千円，%)

支援給付の種類	生活支援給付	住宅支援給付	医療支援給付	介護支援給付	その他の支援給付	計
給付金額	33,483	9,464	44,027	3,370	4,241	94,585
構成比	35.4	10.0	46.5	3.6	4.5	100.0

〈資料：保護自立支援課〉

②中国残留邦人等に対する地域生活支援

永住帰国した中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくるとともに、地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、地域における受入れ活動を支援する。

ア) 自立支援通訳派遣等事業

中国残留邦人等が医療機関を受診する際や、公共機関等のサービスを利用する際等で通訳が必要と認められる場合に自立支援通訳を派遣する。

イ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

日本語習得等を希望する者に対して、中国帰国者支援・交流センターや自治体が認めた日本語教室、パソコン教室、交流事業の紹介・斡旋を行い、参加者に対して、交通費や教材費を支給する。

2 災害救助

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

住家の滅失した世帯が5世帯以上か、宮城県の区域内で災害救助法が適用された自然災害（防風、豪雨、洪水など）により死亡した場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、死亡者の遺族に対して死亡者一人当たり、主たる生計維持者の場合500万円、その他の場合250万円の災害弔慰金を支給している。

また、災害により負傷し又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に著しい障害がある方に対し、主たる生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円の災害障害見舞金を支給するとともに、世帯主が一定以上の負傷を受けたり、家財、住居が一定規模以上の損害を受けた場合には、その程度に応じ、一世帯当たり150万円～350万円を限度として、災害援護資金の貸付（一定の所得制限あり）を行っている。

東日本大震災における申請状況

災害弔慰金

令和7年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
1,021件	1,021件	うち支給	30億9,000万円
		978件	
		うち不支給	
		43件	

〈資料：社会課〉

災害障害見舞金

令和7年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
11件	11件	うち支給	1,500万円
		9件	
		うち不支給	
		2件	

〈資料：社会課〉

災害援護資金

令和7年3月31日現在

貸付件数	貸付金額
15,137件	233億5,771万円

〈資料：災害援護資金課〉

令和元年東日本台風における申請状況

災害弔慰金

令和7年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
3件	3件	うち支給	500万円
		2件	
		うち不支給	
		1件	

〈資料：社会課〉

災害障害見舞金

令和 7 年 3 月 31 日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
1 件	1 件	うち支給	250 万円
		うち不支給	
		1 件	0 件

〈資料：社会課〉

災害援護資金

令和 7 年 3 月 31 日現在

貸付件数	貸付金額
1 件	50 万円

〈資料：災害援護資金課〉

令和 4 年福島県沖を震源とする地震における申請状況

災害障害見舞金

令和 7 年 3 月 31 日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
1 件	1 件	うち支給	125 万円
		うち不支給	
		1 件	0 件

〈資料：社会課〉

(2) 被災者生活再建支援制度

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、「被災者生活再建支援法」に基づき、最高 300 万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円）を支給する。なお、東日本大震災にかかる基礎支援金は平成30年4月10日、加算支援金は令和3年4月12日で受付を終了し、令和元年東日本台風にかかる基礎支援金は令和2年11月11日、加算支援金は令和4年11月11日で受付を終了。

東日本大震災における申請状況

令和 7 年 3 月 31 日現在

申請区分	申請件数	進達済件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	47,949 件	47,949 件	47,949 件	100.0%	358 億 7,850 万円
加算	39,523 件	39,523 件	39,523 件	100.0%	428 億 3,637 万円
計	87,472 件	87,472 件	87,472 件	100.0%	787 億 1,487 万円

※進達後に不支給となったものや、支給後に支給取消となった件数を除いている。 〈資料：社会課〉

令和元年東日本台風における申請状況

令和 7 年 3 月 31 日現在

申請区分	申請件数	進達済件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	3 件	3 件	3 件	100.0%	300 万円
加算	3 件	3 件	3 件	100.0%	500 万円
計	6 件	6 件	6 件	100.0%	800 万円

〈資料：社会課〉

(3) 被災者住宅再建支援制度

令和 4 年福島県沖を震源とする地震により居住する住宅が全壊するなど、著しい被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法が適用されない場合に、被害を受けた世帯に対して同法に準じた支援金（最高 300 万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円）を支給する。なお、基礎支援金は令和5年4月17日、加算支援金は令和7年4月15日で受付を終了。

令和 7 年 3 月 31 日現在

申請区分	申請件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	4 件	4 件	100.0%	400 万円
加算	7 件	7 件	100.0%	837 万円
計	11 件	11 件	100.0%	1,237 万円

〈資料：社会課〉

(4) 災害義援金

東日本大震災で被災した市民に対し、全国から、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団に寄せられた義援金、宮城県に寄せられた義援金及び仙台市に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会、仙台市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分する。

東日本大震災における申請状況

- ① 日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団及び宮城県へ寄せられた義援金
令和7年3月31日現在

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
死亡・行方不明者	1,004件	1,004件	12億4,508万円
住家全壊(焼)	21,656件	21,656件	249億983万円
住家大規模半壊	93,239件	21,100件	179億7,512万円
住家半壊(焼)		72,139件	389億5,316万円
母子・父子世帯	3,361件	3,361件	12億938万円
震災により両親を失った孤児	7件	7件	350万円
高齢者・障害者施設入所者等	293件	293件	7,461万円
災害障害見舞金支給対象者	9件	9件	261万円
津波浸水区域・住家全壊(焼)	5,059件	5,059件	20億4,928万円
津波浸水区域・住家大規模半壊	151件	151件	3,782万円
津波浸水区域・住家半壊(焼)	473件	473件	7,094万円
津波浸水区域・大規模半壊以上の仮設住宅未利用世帯	2,447件	2,447件	2億4,470万円
合計	127,699件	127,699件	867億7,603万円

〈資料：社会課〉

- ② 仙台市に寄せられた義援金

※仙台市での義援金の受入（2,950件 11億380万9,706円）、及び寄せられた義援金の配分は平成28年度にて終了。

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
要介護3以上の者又は重度障害者を在宅介護している世帯	1,418件	1,418件	2億8,360万円
平成23年度に新入学児童・生徒（小1・中1）がいる世帯	1,597件	1,597件	1億5,970万円
震災により両親を失った孤児	7件	7件	1,449万6,258円
震災により片親を失った遺児	136件	136件	1億4,081万3,448円
津波浸水区域・住家全壊(焼)	5,052件	5,052件	5億520万円
合計	8,210件	8,210件	11億380万9,706円

〈資料：社会課〉

令和元年東日本台風における申請状況

- 日本赤十字社、中央共同募金会及び宮城県へ寄せられた義援金
令和7年3月31日現在

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
死亡・重傷者	3件	3件	1,870千円
全壊	2件	2件	1,496千円
半壊	5件	5件	1,762千円
準半壊	46件	46件	3,366千円
床上浸水	568件	568件	42,441千円
一部損壊（10%未満）	548件	548件	20,476千円
合計	1,172件	1,172件	71,411千円

〈資料：社会課〉

- (5) 災害見舞金

災害（火災・水害等）により、住家に全焼・全壊・流失・半焼・半壊・床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた世帯に対し、被害程度等に応じて災害見舞金を支給している。

災害見舞金 支給状況	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	32件（970千円）	32件（1,050千円）	40件（1,020千円）

〈資料：社会課〉

3 生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象とした自立支援策を実施する。

(1) 自立相談支援（仙台市生活自立・仕事相談センター）

生活困窮者に対するワンストップでの総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら、継続的な自立支援として生活支援、就労支援等を実施する。また、自ら窓口を訪れることが困難な方等へのアウトリーチ支援も実施する。

(2) 住居確保給付金

離職等により、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、基準額内の家賃相当分を支給し、あわせて就労支援を行う。また、令和7年4月1日より、生活に困窮している方のうち、収入が著しく減少し、家計改善のために家賃の低廉な住宅へ転居する必要があると認められた方について、転居費用の補助を行っている。

令和6年度実績 受給世帯数 延558世帯 支給額 21,996千円 （※令和6年度は家賃補助のみ実施）

(3) 就労準備支援（仙台市生活自立・仕事相談センター）

直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し、生活自立や社会自立などの基礎的能力の形成を支援する。

(4) 生活困窮者等家計改善支援（仙台市家計相談プラザ）

家計収支のバランスが取れていないなど、家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を適切に把握し、その改善の意欲を高めるとともに、自ら管理ができるように支援する。

(5) こどもの学習・生活支援

「貧困の連鎖」防止のため、生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援を行うとともに、居場所づくりや生活相談を行う。また、生活困窮世帯の高校生世代の中途退学等を防止するため、進級支援や面談等を実施する。

(6) 路上生活者等支援

①巡回相談

巡回相談員が市内全域を巡回して、ホームレスの実態把握や、就労・健康・生活などについての相談指導等を行うとともに、各区保健福祉センターなどと連携した福祉・保健・医療等の支援や支援施設等への入所案内などを行っている。

②路上生活者等自立支援ホーム（清流ホーム）

本市で起居するホームレス状態にある者等に対して、居所や食事などを提供するとともに、自立意欲の喚起・助長を図りながら、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援を行っている。定員50名。

〔利用者数（延人数）〕

令和6年度利用者 73名

③住まいの確保緊急支援事業

住まいを失った生活困窮者等に対し、個室型の居所や食事などを提供するとともに仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」や福祉事務所と連携し、アパート等の居宅確保支援事業を行っている。

〔利用者数（延人数）〕

令和6年度利用者 100名

④衛生改善

ホームレス状態にある者の衛生状況を改善し、自立意欲の喚起を図るため、週1回「清流ホーム」において、シャワー提供事業を実施している。また、提供の際には、巡回相談員と民間支援団体とが連携して生活相談などを実施し、本事業を契機としたホームレス状態からの脱却を支援している。

4 再犯防止推進

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活支援に係る情報共有や、支援の際の連携の課題の把握と対応協議のため、令和3年度に本市、刑事司法機関、関係団体と「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置（令和6年度は3回開催）し、連携した取り組みを行っている。

〔令和6年度実績〕

・「仙台市再犯防止推進セミナー」の開催

主に市内の保護司や支援機関職員を対象とし、立ち直り支援が必要な背景や具体の取り組みについて、理解を深めるセミナーを開催した。

参加者 54名

Ⅱ 障害者行政

§ 1 障害者の保健福祉

障害者の保健福祉は、医療や教育との密接な連携の下に推進される必要がある。また様々な保健福祉サービスは、生活の場や就労も含む活動の場の確保、生活環境の整備など、その領域は多岐にわたり、各々の障害の特性に応じた適切な対応が必要となっている。

平成5年には「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、対象を身体・知的・精神障害者としており、障害者施策に関する計画策定に係る自治体の努力義務等が明記された。さらに、平成7年には「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正され、精神障害者の福祉が法定化された。

国においては、平成15年4月から従来の行政による措置に代わり契約関係に基づき福祉サービスを提供する仕組みである「支援費制度」がスタートし、平成17年4月からは発達障害者に対する包括的な支援体制の構築を目的とする「発達障害者支援法」が施行、平成17年10月には身体・知的・精神障害者の福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度の下で一元的に提供する「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から段階的に施行された。平成23年には、障害者の定義を見直すなどの障害者基本法の改正が行われ、平成24年6月、障害者の範囲に難病等が加えられた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が成立し、平成25年4月から段階的に施行された。

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行された。本市においては、平成28年4月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「障害者差別解消条例」という。）」を施行し、障害者差別の解消に向けた取組を総合的かつ計画的に実施することとした。令和3年6月には「障害者差別解消法」が改正、令和6年4月より施行され、事業者による「合理的配慮」の提供が法的義務となった。令和5年10月には、同法の改正を踏まえ「障害者差別解消条例」を改正し、義務化に加え、本市独自に「障害理解教育」を明文化した。

令和5年には、令和5年度からの5年間を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が策定され、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」ことを基本理念とし、「社会的障壁の除去」、「障害者権利条約の理念の尊重」、「障害者差別の解消に向けた取組の推進」といった基本的方向が定められ、共生社会の実現に向けた取組が進められている。

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行、令和5年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されるなど、障害者制度が大きく変化する過渡期である現在、本市においては、改革の方向性を見据え、また、これまでの施策の達成状況等を踏まえながら、「仙台市障害者保健福祉計画（令和6～11年度）」、「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」に基づき、施策の推進を図っている。

1 障害者手帳

本市における令和7年3月末現在の手帳保持者数は、身体障害者31,379人、知的障害者10,036人、精神障害者14,389人となっている。

なお、各手帳保持者数については、令和5年度に台帳の整理を行ったことに伴い、令和5年度以降は、本市から転出した者や死亡した者で返還手続きがなされていなかった者を除いた数となっている。

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法別表に定める障害を有する者に対し、その障害の種類と程度を明記した身体障害者手帳を交付し、各種福祉サービスの提供等の便宜を図っている。

身体障害者手帳保持者数（令和6年度末現在）

（単位：人）

			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	保持者数	青 葉	178	200	25	36	73	13	525
		宮 総	50	40	6	6	21	4	127
		宮城野	134	145	31	33	53	15	411
		若 林	86	108	8	22	42	7	273
		太 白	181	164	19	33	71	18	486
		泉	127	165	17	33	75	8	425
		計	756	822	106	163	335	65	2,247

			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	令和6年度 交付数	青 葉	1	11	0	1	3	0	16
		宮 総	0	1	0	2	3	0	6
		宮城野	3	14	1	5	2	1	26
		若 林	2	6	0	2	7	0	17
		太 白	2	4	3	1	7	0	17
		泉	5	17	0	5	5	0	32
		計	13	53	4	16	27	1	114
聴覚平衡 機能障害 ・ 音声,言語, そしゃく 機能障害 (5,6級は 聴覚平衡 機能障害 のみ)	保持者数	青 葉	10	102	79	201	4	186	582
		宮 総	5	38	30	65	2	63	203
		宮城野	19	114	68	124	4	115	444
		若 林	7	97	46	102	1	111	364
		太 白	19	230	94	201	5	181	730
		泉	13	129	72	142	4	158	518
		計	73	710	389	835	20	814	2,841
	令和6年度 交付数	青 葉	0	1	4	26	0	20	51
		宮 総	0	0	3	10	0	5	18
		宮城野	0	1	9	18	0	8	36
		若 林	0	0	2	12	0	13	27
		太 白	0	2	4	21	0	11	38
		泉	1	1	4	21	0	7	34
		計	1	5	26	108	0	64	204
肢体不自由	保持者数	青 葉	494	526	412	642	411	161	2,646
		宮 総	245	191	180	253	165	46	1,080
		宮城野	457	507	418	560	345	156	2,443
		若 林	326	340	326	448	301	114	1,855
		太 白	790	738	569	933	667	184	3,881
		泉	571	578	457	616	392	141	2,755
		計	2,883	2,880	2,362	3,452	2,281	802	14,660
	令和6年度 交付数	青 葉	42	30	8	17	18	6	121
		宮 総	18	10	7	6	8	1	50
		宮城野	23	21	11	20	18	10	103
		若 林	23	24	9	16	21	3	96
		太 白	56	57	15	24	56	7	215
		泉	52	29	14	8	20	4	127
		計	214	171	64	91	141	31	712
内部障害	保持者数	青 葉	1,361	60	341	584			2,346
		宮 総	515	10	135	196			856
		宮城野	1,101	25	352	463			1,941
		若 林	827	17	238	395			1,477
		太 白	1,487	32	430	687			2,636
		泉	1,437	31	331	576			2,375
		計	6,728	175	1,827	2,901			11,631
	令和6年度 交付数	青 葉	137	1	42	69			249
		宮 総	49	0	16	25			90
		宮城野	101	1	58	62			222
		若 林	72	1	39	54			166
		太 白	136	0	56	86			278
		泉	140	1	49	64			254
		計	635	4	260	360			1,259

			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
合 計	保持者数	青 葉	2,043	888	857	1,463	488	360	6,099
		宮 総	815	279	351	520	188	113	2,266
		宮城野	1,711	791	869	1,180	402	286	5,239
		若 林	1,246	562	618	967	344	232	3,969
		太 白	2,477	1,164	1,112	1,854	743	383	7,733
		泉	2,148	903	877	1,367	471	307	6,073
		計	10,440	4,587	4,684	7,351	2,636	1,681	31,379
	令和6年度 交付数	青 葉	180	43	54	113	21	26	437
		宮 総	67	11	26	43	11	6	164
		宮城野	127	37	79	105	20	19	387
		若 林	97	31	50	84	28	16	306
		太 白	194	63	78	132	63	18	548
		泉	198	48	67	98	25	11	447
		計	863	233	354	575	168	96	2,289

〈資料：障害者総合支援センター〉

(2) 療育手帳

知的障害者の保護と福祉の充実を図るため療育手帳を交付している。

療育手帳交付件数の推移

(単位：件)

	令和4年度							令和5年度							令和6年度						
	青 葉	宮 総	宮 城 野	若 林	太 白	泉	計	青 葉	宮 総	宮 城 野	若 林	太 白	泉	計	青 葉	宮 総	宮 城 野	若 林	太 白	泉	計
A	9	7	7	8	14	8	53	12	4	5	5	10	5	41	10	6	12	3	16	11	58
B	83	36	94	44	100	84	441	97	46	111	60	122	73	509	100	51	102	47	102	83	485
計	92	43	101	52	114	92	494	109	50	116	65	132	78	550	110	57	114	50	118	94	543

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

療育手帳保持者数（各年度末現在）

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉
A	3,509	3,317	3,386	606	266	662	353	801	698
B	6,624	6,258	6,650	1,242	487	1,365	753	1,598	1,205
計	10,133	9,575	10,036	1,848	753	2,027	1,106	2,399	1,903

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令で定める障害の状態にある者に対し、精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図っている。

精神障害者保健福祉手帳保持者数（各年度末現在）

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉
1 級	1,641	1,640	1,740	400	101	352	212	392	283
2 級	8,007	8,433	9,338	2,186	480	1,613	1,111	2,377	1,571
3 級	2,802	2,952	3,311	860	176	572	420	657	626
計	12,450	13,025	14,389	3,446	757	2,537	1,743	3,426	2,480

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

2 相談・指導

各区保健福祉センター等において、障害者の様々な相談や個別給付の申請受付等を行っている。

(1) 障害者総合相談

相談件数（令和6年度実績）

（単位：延件）

	主な障害	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	合計
青 葉	訪問	3	0	2	787	21	0	80	31	924
	来所	132	0	13	474	14	2	21	36	692
	電話	42	0	41	2,083	54	3	60	219	2,502
宮 総	訪問	3	16	9	375	7	0	17	1	428
	来所	0	0	26	194	12	0	3	15	250
	電話	13	2	32	367	29	0	6	3	452
宮城野	訪問	0	0	26	341	0	0	9	7	383
	来所	39	0	42	202	5	0	2	16	306
	電話	1	0	95	690	14	0	20	61	881
若 林	訪問	71	0	17	434	10	9	21	49	611
	来所	234	1	27	411	22	0	15	83	793
	電話	54	0	28	1,106	50	7	28	114	1,387
太 白	訪問	36	1	39	808	30	4	81	157	1,156
	来所	237	0	29	385	21	1	6	121	800
	電話	147	0	118	1,394	68	6	42	88	1,863
秋 保	訪問	5	0	11	12	0	2	5	1	36
	来所	1	0	7	9	0	0	1	2	20
	電話	2	0	9	24	1	5	1	1	43
泉	訪問	3	2	6	299	13	17	25	6	371
	来所	165	0	14	271	15	18	13	16	512
	電話	12	0	32	728	20	27	13	49	881
合 計	訪問	121	19	110	3,056	81	32	238	252	3,909
	来所	808	1	158	1,946	89	21	61	289	3,373
	電話	271	2	355	6,392	236	48	170	535	8,009
	計	1,200	22	623	11,394	406	101	469	1,076	15,291

支援内容（令和6年度実績）

（単位：延件）

		福祉サービスの利用等	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係
青 葉	訪問	142	268	352	166	1	104
	来所	148	155	189	171	0	91
	電話	456	381	748	626	3	239
宮 総	訪問	77	33	275	96	1	39
	来所	40	31	88	76	9	61
	電話	69	56	161	178	6	55
宮城野	訪問	65	87	168	87	0	32
	来所	72	34	72	84	0	74
	電話	108	114	164	493	0	139
若 林	訪問	170	80	283	180	3	102
	来所	253	75	191	321	6	108
	電話	333	98	388	517	3	193
太 白	訪問	226	135	538	263	1	208
	来所	304	39	186	165	1	123
	電話	411	69	304	617	0	113
秋 保	訪問	5	6	12	4	4	0
	来所	5	0	6	1	2	0
	電話	10	1	9	17	0	0
泉	訪問	80	38	163	101	1	42
	来所	136	26	77	136	2	70
	電話	149	62	217	268	0	117
合 計	訪問	765	647	1,791	897	11	527
	来所	958	360	809	954	20	527
	電話	1,536	781	1,991	2,716	12	856
	計	3,259	1,788	4,591	4,567	43	1,910

支援内容（令和6年度実績）

（単位：延件）

		家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	合計
青 葉	訪問	54	98	13	6	4	52	1,260
	来所	51	98	20	9	7	74	1,013
	電話	85	87	32	11	54	136	2,858
宮 総	訪問	4	5	1	10	1	23	565
	来所	24	1	8	2	0	3	343
	電話	11	4	4	3	0	7	554
宮城野	訪問	31	43	3	4	0	46	566
	来所	13	30	4	2	1	41	427
	電話	35	31	3	3	3	62	1,155
若 林	訪問	92	51	9	16	25	98	1,109
	来所	112	69	39	8	11	133	1,326
	電話	162	72	29	6	28	244	2,073
太 白	訪問	40	93	11	5	0	222	1,742
	来所	37	30	14	4	3	197	1,103
	電話	39	42	8	2	4	526	2,135
秋 保	訪問	8	13	0	0	2	8	62
	来所	0	4	0	0	0	0	18
	電話	5	7	0	0	1	4	54
泉	訪問	16	36	5	7	7	22	518
	来所	35	21	10	6	5	74	598
	電話	52	18	12	10	21	104	1,030
合 計	訪問	245	339	42	48	39	471	5,822
	来所	272	253	95	31	27	522	4,828
	電話	389	261	88	35	111	1,083	9,859
	計	906	853	225	114	177	2,076	20,509

〈資料：障害者支援課〉

(2) 障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援等を行うことにより、障害者やその家族の地域生活を支援し、自立と社会参加の促進を図っている。

障害者相談支援事業相談件数（令和6年度実績）

（単位：延件）

	訪問	来所	電話	その他 （関係調整等）	合計
ふらっと青葉	143	60	1,200	3,317	4,720
とびら（びぽっと支倉内）	400	132	1,975	1,118	3,625
ほっとすぺーす	322	76	2,822	3,165	6,385
ハンズ宮城野	334	155	3,122	4,202	7,813
「ホープ」	144	16	464	313	937
つるがや地域生活支援センター	157	169	2,948	2,961	6,235
宮城野雲母倶楽部＋ら i ふ	163	125	1,406	1,167	2,861
ぴあら若林	123	100	377	1,863	2,463
くれよん（びぽっと若林内）	130	36	434	557	1,157
てれんこ	105	208	2,000	1,034	3,347
ハンズ太白	109	100	1,619	2,079	3,907
サポートはぎ	99	30	469	932	1,530
向日葵ライフサポートセンター	256	103	1,600	592	2,551
ふらっと泉	99	51	556	1,459	2,165
ピース・スマイル	152	30	1,091	1,249	2,522
ソキウス	36	17	420	669	1,142
合計	2,772	1,408	22,503	26,677	53,360

〈資料：障害者支援課〉

(3) 発達障害児者相談支援

自閉スペクトラム症、学習障害などの発達障害児者の地域生活を支援するため、平成19年度に仙台市若林障害者福祉センター内に仙台市自閉症児者相談センター（愛称：ここねっと）を開設。訪問を中心とした各種相談や支援活動、本人や保護者同士の交流の場の提供などを行っている。

また、平成24年度には、北部発達相談支援センター内に仙台市第二自閉症児者相談センター（愛称：なないろ）を開設。特に行動障害がある発達障害児者の地域生活支援を行っている。

相談支援状況		(単位：延件)	
相談件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	7,169	7,125	7,253

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

(4) 聴覚障害者相談支援

①手話通訳相談員の配置

専門職員（手話通訳者）を障害企画課，各区及び宮城総合支所障害高齢課に配置し，聴覚・言語に障害のある市民のために生活相談に応じるなど，相談者とのコミュニケーションの円滑化を図っている。

手話通訳相談員対応状況（令和6年度実績）							(単位：人，件)
	相談者数（人）	計	延相談件数（件）				その他
			相談	通訳	連絡調整		
障害企画課	58	587	34	17	410		126
青葉	243	406	212	112	45		37
宮総	32	36	11	11	1		13
宮城野	281	431	183	107	89		52
若林	185	377	73	121	80		103
太白	196	431	150	92	82		107
泉	267	287	110	74	70		33
計	1,262	2,555	773	534	777		471

〈資料：障害企画課〉

②聴覚障害者福祉相談員設置

各区福祉事務所管轄地域内に，自身が聴覚障害者である相談員を1名ずつ配置し，聴覚障害者からの相談に応じ必要な助言指導等を行っている。

(5) アルコール・薬物健康相談

アルコールや薬物等の問題を持つ本人及び家族への，個別相談と家族集団精神療法（ミーティング）を実施している。

アルコール・薬物家族ミーティング実施状況					(単位：回，人)
	開催回数	集団精神療法参加者実数		集団精神療法参加者延数	
		計	本人以外の家族等		
令和4年度	24	28	28		77
令和5年度	24	16	16		52
令和6年度	24	10	10		31

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

(6) 精神保健福祉訪問指導

在宅の精神障害者や家族に対して，医師，精神保健福祉相談員，保健師等が家庭訪問を行い，本人の様子，家庭環境，通院状況等の実情を把握し，助言や指導を行っている。

精神保健福祉訪問指導

(単位：人)

	相談実人数	相談延人数	内容別延人数			
			社会復帰	老人精神保健	アルコール・薬物	その他
令和4年度	711	3,097	630	157	102	2,208
令和5年度	688	3,281	953	229	134	1,965
令和6年度	889	3,649	736	272	140	2,501

〈資料：障害者支援課〉

従事者別指導

(単位：件)

	精神保健福祉相談 (延件数)					訪問指導 (延件数)				
	医師	精神保健福祉相談員	保健師	その他	計	医師	精神保健福祉相談員	保健師	その他	計
令和4年度	121	912	1,186	365	2,584	7	1,570	1,958	376	3,911
令和5年度	110	912	1,242	141	2,405	6	2,133	2,367	215	4,721
令和6年度	79	906	1,556	271	2,812	14	2,098	2,604	310	5,026

〈資料：障害者支援課〉

(7) 被災者の心のケア支援事業

東日本大震災により被災した市民及び市外からの転入者等を対象に、ストレス等に伴う精神疾患の予防と早期発見を図るため、保健師、看護師等が訪問等による支援や相談を行っている。

相談支援状況

(単位：人、回)

	相談対応延人数	訪問延人数	電話相談延件数	来所相談延件数	個別検討会議等
令和4年度	2,159	462	961	299	437
令和5年度	1,963	480	850	262	371
令和6年度	1,487	453	575	91	368

〈資料：障害者支援課〉

(8) 中高年ひきこもり者向け居場所支援事業

中高年ひきこもり者（主に40代以上を想定）の社会（再）参加を促進するため、状態に合わせた対人交流を安全に行い、集団で安心して過ごすことができる居場所プログラムの提供をしている。

事業実施状況

	居場所開設	居場所延参加人数
令和4年度	98	843
令和5年度	93	758
令和6年度	91	678

〈資料：障害者支援課〉

(9) 親なきあと生活設計事業

ひきこもり者や障害者といった経済的に自立することに困難さを抱える者を支える親など家族等を対象にファイナンシャル・プランナーによる生活設計に係る相談支援を行っている。

事業実施状況

	個別相談会		マネーライフプランの作成件数
	開催回数（回）	相談件数（件）	（件）
令和4年度	12	95	—
令和5年度	24	87	108件
令和6年度	24	62	93件

〈資料：障害者支援課〉

(10) ひきこもり者・困難を抱える若者向けオンライン居場所事業

ひきこもり状態にある者や対面でのコミュニケーションに不安のある者を対象に、インターネット上の仮想空間で、同じ悩みを持つ者同士の交流プログラムや心理専門職による個別相談などを実施している。

事業実施状況

	居場所開設日数	居場所延参加人数	個別相談利用人数
令和6年度	21	394	26

〈資料：障害者支援課〉

(11) ひきこもり青少年等社会参加促進事業

ひきこもり青少年等の社会参加及び就労等の促進のため、就労等へ向けたトレーニングを行う。

事業実施状況

	外出支援・地域活動等（所外活動）参加者数 （延人数）	就労体験等（所内活動）参加者数 （延人数）
令和4年度	362	206
令和5年度	403	226
令和6年度	370	200

〈資料：障害者支援課〉

(12) ひきこもり地域支援センター事業

ひきこもり状態にある本人及びその家族を支援するため、仙台市ひきこもり地域支援センターにおいて各種相談に応じるとともに、訪問等による支援、家族教室や相談会等の普及・啓発活動を行う。

事業実施状況

	相談件数 （延件数）	アウトリーチ （延件数）	サロン利用者数 （延人数）	各種普及・啓発 （延回数）
令和4年度	1,577	99	1,405	63
令和5年度	1,605	169	1,234	75
令和6年度	1,601	190	1,414	69

〈資料：障害者支援課〉

(13) 障害者差別相談

障害を理由とした差別を受けた障害者等からの相談を受け、相手方との調整等を行う。

（令和6年度実績）

○相談受理件数：54件

(14) 障害者虐待防止事業

障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や自立のための支援、または、養護者の負担軽減を図るための支援を提供する。

（令和6年度実績）

○相談受理件数：285件 ○虐待と判断した件数：24件

3 手当等

(1) 特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅者に手当を支給する制度で昭和61年4月から実施している（所得制限あり）。令和7年度は、1人月額29,590円（額改定あり）。

(2) 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅児に手当を支給する制度で昭和61年4月から実施している（所得制限あり）。令和7年度は、1人月額16,100円（額改定あり）。

(3) 経過的福祉手当

昭和50年10月から実施していた国の重度障害者に対する福祉手当は昭和61年3月31日に廃止されたが、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有し、特別障害者手当及び障害基礎年金を受けることのできない方に、経過措置として支給されている（所得制限あり）。令和7年度は、1人月額16,100円（額改定あり）。

(4) 外国人重度障害者等福祉手当

本市に住所を有し、国籍要件や住所要件により国民年金に加入できなかった期間があるため、障害基礎年金等を受給できない重度障害者に対し月額36,000円を支給する制度で、平成9年4月から実施している（所得制限あり）。

各種手当支給状況

(単位：人、件)

	特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的福祉手当		外国人重度障害者福祉手当	
	受給者	延件数	受給者	延件数	受給者	延件数	受給者	延件数
令和4年度	1,042	11,753	407	5,073	10	149	0	0
令和5年度	1,077	12,060	421	4,958	9	114	0	0
令和6年度	1,081	12,408	434	4,987	8	104	0	0

※受給者は、各年度末現在受給者数

〈資料：障害企画課〉

(5) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡し又は重度障害となったときに、残された障害者に終身一定額の年金を支給し、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対する保護者の不安の軽減を図る共済制度である。

心身障害者扶養共済制度加入等の状況（各年度末現在）

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加入者	445	434	419
年金受給者	379	378	376

〈資料：障害企画課〉

(6) 特別障害給付金（※保険年金課所管）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方に対し、福祉的措置として創設された制度で、平成17年4月から実施している。令和7年度は、1級が月額56,850円、2級が月額45,480円（所得制限や、他年金・手当との支給調整あり）。

4 医療の給付及び助成等

(1) 更生医療の給付（自立支援医療）

18歳以上の身体障害者手帳所有者に対し、障害の軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療の支給を行っている。（原則として医療費の1割自己負担。所得や疾病・症状に応じて自己負担上限額あり。）

更生医療給付状況

	受給者数（人）						給付件数(件)	金額（円）
	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計		
令和4年度	457	273	171	380	308	1,589	34,496	1,565,351,189
令和5年度	484	276	205	403	330	1,698	35,257	1,626,689,073
令和6年度	503	282	226	419	347	1,777	35,225	1,541,598,350

〈資料：障害企画課〉

(2) 精神通院医療の給付（自立支援医療）

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方に対し、必要な医療の支給を行っている。（原則として医療費の1割自己負担。所得や疾病・症状に応じて自己負担上限額あり。）

精神通院医療の給付状況（受給者数）

(単位：人)

	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	計
令和4年度	4,511	1,103	3,562	2,419	4,467	3,386	19,448
令和5年度	4,758	1,143	3,634	2,537	4,747	3,615	20,434
令和6年度	4,993	1,228	3,830	2,700	5,028	3,833	21,612

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

(3) 心身障害者医療費助成

心身障害者の経済的負担を軽減し福祉の増進を図るため、心身障害者にかかる医療費のうち保険診療による自己負担額に相当する金額の一部又は全部を、一部宮城県の補助を受けて本市で助成している（所得制限及び障害の程度・種別により年齢制限あり）。

対象者：各種健康保険に加入している方で、次のいずれかに当たる方

- ・身体障害者手帳１級～３級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の所持者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・療育手帳Ｂ所持者で、かつ障害基礎年金等の受給者
- ・知的障害者福祉法に基づく職親に指導を受けている者

医療費助成状況

		受給者数（人）	助成件数（件）	助成額（円）	１件当たり助成額（円）
令和４年度	県補助	16,801	469,057	1,658,910,020	3,537
	市単独	1,907	32,229	87,354,374	2,710
	計	18,708	501,286	1,746,264,394	3,484
令和５年度	県補助	16,850	476,756	1,720,157,847	3,608
	市単独	1,946	33,857	92,861,013	2,743
	計	18,796	510,613	1,813,018,860	3,551
令和６年度	県補助	16,234	478,216	1,729,850,332	3,617
	市単独	2,051	35,781	95,482,062	2,669
	計	18,285	513,997	1,825,332,394	3,551

〈資料：障害企画課〉

5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る入院

(1) 措置診察実施及び措置入院状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、自傷他害のおそれがあり医療及び保護のために入院が必要であると認められた精神障害者に対し、入院措置を行う。

措置入院状況

（単位：件）

	新規措置入院	措置解除	仮退院許可	年度末現在措置入院
令和４年度	75	69	2	6
令和５年度	90	88	4	9
令和６年度	72	75	1	7

〈資料：障害者支援課〉

(2) 精神医療審査会の審査状況等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神科医療の適正化のため、医療機関から提出された医療保護入院届出等について、仙台市精神医療審査会において審査をしている。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、令和６年度から医療保護入院者の入院期間更新届及び措置入院の決定報告書の審査が必要となった。

精神医療審査会の審査状況等

（単位：件）

区分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
医療保護入院者の入院届	1,384	1,514	1,439
医療保護入院者の入院期間更新届	－	－	1,333
定期病状報告書	医療保護入院	1,012	999
	措置入院	7	12
措置入院の決定報告書	－	－	68
退院の請求	16	11	9
処遇改善の請求	1	2	2

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

その他届出件数

（単位：件）

区分	令和４年度	令和５年度	令和６年度
医療保護入院者の退院届	1,266	1,311	1,456

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

6 難病患者支援

(1) 難病認定者

① 小児慢性特定疾病医療費助成（旧小児慢性特定疾患治療研究事業）

小児の慢性疾患のうち、国が指定する特定疾病に罹患している18歳未満の児童への医療費助成制度。
平成27年1月1日より小児慢性特定疾患治療研究事業から小児慢性特定疾病に係る医療費助成事業へ移行した。

（単位：人）

	認定者	青葉 (宮総含む)	宮城野	若林	太白	泉
令和4年度	1,369	391	237	159	306	276
令和5年度	1,330	386	225	149	296	274
令和6年度	1,298	371	220	152	295	260

〈資料：こども若者局こども家庭部こども家庭保健課〉

② 特定医療（指定難病）医療費助成

国指定の疾患（難病）患者への医療費助成制度。

平成27年1月1日に制度が特定疾患治療研究事業から、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成へ移行した。対象疾病数は令和7年4月1日現在で348疾病となっている。

（単位：人）

	認定者	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
令和4年度	9,439	1,899	673	1,559	1,284	2,123	1,901
令和5年度	9,688	1,960	702	1,600	1,340	2,142	1,944
令和6年度	10,379	2,109	742	1,719	1,423	2,322	2,064

〈資料：障害者総合支援センター〉

③ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

20歳以上の先天性血液凝固因子障害等の患者への医療費助成制度で、宮城県が認定・助成を行なう。宮城県の「申請等の受理の特例に関する条例」により、各保健所（区役所障害高齢課）で申請の受付業務を行っている。

令和6年度認定者数 74人

(2) 遷延性意識障害者治療研究事業

遷延性意識障害者に対する治療研究費として、治療研究医療機関に対し介護料日額3,000円、褥瘡予防費日額350円を交付している。

令和6年度支給実人数 44人

(3) 難病サポートセンター事業

難病患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、難病サポートセンター（NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会に委託）を設置し、相談支援等を通じて患者等の悩みや不安の解消を図るとともに、患者の様々なニーズに対応した支援を行っている。

令和6年度支援延人数 353人

(4) 難病医療相談会

平成4年度から、患者・家族のQOLの向上、在宅サポート体制の拡充等をねらいとして実施している。また、平成16年度からは患者団体（NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会）へ一部の疾患について実施を委託している。

難病医療相談会実施状況

i 各保健所開催分

（単位：人）

	開催保健所/回数	相談者数
令和4年度	青葉・宮城野・若林・太白・泉 各1	172
令和5年度	青葉・宮城野・若林・太白・泉 各1	178
令和6年度	青葉・宮城野・若林・太白・泉 各1	185

〈資料：障害者総合支援センター〉

ii 委託実施分

（単位：人）

	回数	相談者数
令和4年度	7	201
令和5年度	13	517
令和6年度	12	442

〈資料：障害者総合支援センター〉

7 日常生活の援助

(1) 補装具費の支給

障害児者・難病患者等の障害を補うため、義肢、装具、車椅子、意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器などの購入・修理または借受けに要する費用を支給している。

補装具費支給状況

(単位：件、円)

		青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計	金 額
障害者 (18歳以上)	令和4年度	420	169	433	264	560	435	2,281	219,357,650
	令和5年度	439	164	377	219	540	450	2,189	229,572,448
	令和6年度	461	170	371	283	536	437	2,258	285,321,283
障害児 (18歳未満)	令和4年度	78	100	78	41	124	126	547	116,251,810
	令和5年度	95	62	121	79	161	104	622	143,262,876
	令和6年度	122	113	82	75	140	113	645	158,870,577

※障害者手帳を持たない難病患者等への支給を含む

〈資料：障害者総合支援センター〉

(2) 日常生活用具費の支給

障害児者・難病患者等に対し、電動ベッド、入浴補助用具、DAISY図書プレーヤー、視覚障害者用読書器、聴覚障害者用屋内信号装置、吸引器、パルスオキシメーター、住宅改修費、一部用具に対する修理などに要する費用を支給している。

日常生活用具費支給状況

(単位：件、円)

		青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計	金 額
障害者 (18歳以上)	令和4年度	4,463	1,792	3,832	2,773	4,652	4,710	22,222	244,735,723
	令和5年度	4,590	1,790	3,885	2,878	4,783	4,860	22,786	243,734,673
	令和6年度	4,785	1,870	4,380	3,166	5,825	4,763	24,789	256,846,682
障害児 (18歳未満)	令和4年度	321	392	262	117	531	392	2,015	23,067,616
	令和5年度	326	423	376	252	600	554	2,531	27,906,356
	令和6年度	379	410	428	245	571	457	2,490	27,163,128

※障害者手帳を持たない難病患者等への支給を含む

〈資料：障害者総合支援センター〉

(3) 難聴児補聴器購入等助成事業

成長期にある児童の軽度・中等度聴覚障害は、そのままでは言語や認知の発達を阻害する要因になることから、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等の費用の一部を助成している。

難聴児補聴器購入等助成状況

(単位：件)

品 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補聴器本体	13	13	16
補聴システムと同時決定	(0)	(2)	(5)
補聴システム	0	1	1
イヤモールドのみ	11	8	12
合 計	24	22	29

〈資料：障害者総合支援センター〉

(4) 難病患者等補装具等賃借費助成事業

難病患者等及び重度身体障害の方が、必要な時に、速やかに福祉用具を利用することができるよう、補装具等を賃借する費用の一部を助成している。

難病患者等補装具等賃借費助成状況

(単位：件)

種 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
張力調整付上肢装具	ポータブルスプリングバランサー等	0	3	1
歩行補助用具	歩行者・歩行車・杖（一本杖は除く）	1	1	0
車椅子	車椅子・電動車椅子	6	5	5
段差解消用具	昇降機、スロープ等	0	1	0
移動用リフト	移動用リフト・つり具	0	0	2
特殊寝台	電動ベッド（付属品を含む）	1	1	5
合 計		8	11	13

〈資料：障害者総合支援センター〉

(5) 身体障害者（児）居宅介護等事業

日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭を対象に、昭和44年4月からホームヘルパーを派遣し日常の世話をを行い、身体障害者の福祉の増進を図っている。平成10年度から全市域で24時間対応が可能となっている。

(6) 知的障害者（児）居宅介護等事業

日常生活を営むのに支障のある重度心身障害児（者）の家庭を対象に、昭和46年4月からホームヘルパーを派遣し日常の世話をを行い、重度心身障害児（者）の福祉の増進を図ることとして開始した。その後、知的障害者（児）を対象を拡大し、平成10年度から全市域で24時間対応が可能となっている。

(7) 精神障害者（児）居宅介護等事業

障害のために日常生活を営むうえで援助を必要とする精神障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等を行うことにより、生活の安定・拡大に寄与し、自立や社会復帰を促すことを目的とする。

平成9年度にモデル事業を実施し、平成10年4月から全市域で実施している。

平成15年8月からは、精神科医療機関に入院中の者であって、概ね6ヶ月以内に退院する見込みがある者に対するサービス提供を行っている。

平成18年度より障害者自立支援法が施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービス利用に係る手続きを一元化し、これまでのホームヘルプサービス事業の体系についても自立支援給付である居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援に再編が図られた。平成23年10月には同行援護が開始され、平成25年4月には難病患者等が新たにホームヘルプサービスの対象者に加えられた。なお、精神科医療機関に入院中の者であって、概ね6ヶ月以内に退院する見込みがある者に対するホームヘルプサービスについては、市補助事業として継続して行っている。

居宅介護等事業利用実績

		自立支援給付（介護給付）				市補助事業
		居 宅 介 護	重度訪問介護	行 動 援 護	同 行 援 護	精神科医療機関 入 院 者 対 象
延利用者数 （人）	令和4年度	19,216	686	136	2,665	0
	令和5年度	19,847	710	155	2,845	0
	令和6年度	21,047	836	134	2,910	3
延利用時間数 （時間）	令和4年度	522,719	249,738	3,069	38,154	0
	令和5年度	526,479	261,622	3,116	42,351	0
	令和6年度	535,537	323,256	2,912	43,273	6.5

（資料：障害者支援課）

(8) 地域生活支援事業（給付事業）

平成18年度より障害者自立支援法が施行、平成25年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業として、地域生活支援事業を実施している。

①移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護等を行っている。

移動支援事業利用実績

	実利用者数（人）	延利用時間数（時間）
令和4年度	1,072	106,342
令和5年度	1,186	120,906
令和6年度	1,218	125,052

（資料：障害者支援課）

②重度身体障害者入浴サービス事業

入浴に全面介助を必要とする重度身体障害者の自宅に訪問入浴車を派遣し、入浴の介護を行っている。

（平成3年4月から実施）

※ 平成18年10月より地域生活支援事業として実施

重度身体障害者入浴サービス状況

	利用者数（人）	サービス延回数（回）
令和4年度	117	6,857
令和5年度	128	7,740
令和6年度	138	8,099

（資料：障害者支援課）

③重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通の困難な入院中の重度障害者に対し、医療スタッフとコミュニケーションを円滑化するための支援員の派遣を行っている。（平成25年11月から実施）

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用実績

	実利用者数（人）	延利用時間数（時間）
令和4年度	2	344
令和5年度	3	314
令和6年度	3	89

〈資料：障害者支援課〉

(9) 全身性障害者援護事業

①全身性障害者ガイドヘルパー派遣事業

全身性障害者の自立と社会参加を目的として、平成9年4月から重度の脳性麻痺等による全身性障害者を対象に、家族に適切な付添介助をする者がなく外出等に支障がある場合にガイドヘルパーを派遣し介助をしている。

令和7年3月現在、ガイドヘルパー32人、ヘルパー利用者83人が登録されており、市役所等公的機関を始め、病院、その他講演会等への外出等の支援を行っている。

全身性障害者ガイドヘルパー派遣状況

（単位：件）

	市役所等	病 院	その他	計
令和4年度	1	88	150	239
令和5年度	1	64	111	176
令和6年度	7	63	83	153

〈資料：仙台市障害者福祉協会〉

②全身性障害者指名制介護助成事業

平成9年4月から全身性障害者の福祉向上を図るため、重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適切な介護人がいない障害者を対象に、障害者本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成している。

全身性障害者指名制介護人派遣状況

	利用登録者数（人）	ヘルパー登録者数（人）	介護延時間（時間）
令和4年度	39	126	16,496
令和5年度	36	116	14,622
令和6年度	29	74	12,069

〈資料：仙台市障害者福祉協会〉

(10) 障害者福祉センターにおける自立訓練（機能訓練・生活訓練）・生活介護事業

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業

在宅の障害者の自立の促進、生きがいの醸成、身体の機能の維持向上等を行うことができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを利用することにより、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進を図っている。令和7年4月現在、太白障害者福祉センター、宮城野障害者福祉センター及び若林障害者福祉センターでは自立訓練（機能訓練・生活訓練）を委託事業として実施し、泉障害者福祉センターでは自立訓練（機能訓練）を委託事業として実施している。

②生活介護事業

地域において就労等が困難な在宅障害者等が通所して、創作的活動又は生産活動等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高め、日常生活能力の維持向上と社会参加の促進を図っている。令和7年4月現在、太白障害者福祉センター、宮城野障害者福祉センター及び若林障害者福祉センターで委託事業として実施している。

障害者自立訓練・生活介護事業実施状況

（単位：延人）

	自立訓練					生活介護				
	宮城野	若 林	太 白	泉	合計	宮城野	若 林	太 白	合計	
令和4年度	962	440	1,314	708	3,424	861	869	590	2,320	
令和5年度	971	669	1,911	566	4,117	795	945	494	2,234	
令和6年度	1,126	775	2,035	618	4,554	765	895	508	2,168	

〈資料：障害者支援課〉

(11) 重度身体障害者緊急通報システム

ひとり暮らしの重度身体障害者に、24時間体制の委託先警備会社に通報できる機器を貸与し、日常生活上の安全確保と不安の解消を図っている。（平成6年10月から実施）

重度身体障害者緊急通報システム設置状況（各年度末現在）（単位：台）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	合 計
令和4年度	8	0	7	4	18	10	47
令和5年度	5	0	6	4	15	10	40
令和6年度	5	0	6	4	13	9	37

（資料：障害者支援課）

(12) 障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）

手話奉仕員やガイドヘルパー等専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても生かせる体制づくりを実施している。

(13) 身体障害者福祉電話

難聴者又は外出の困難な在宅の重度障害者に対し、福祉電話の貸与等の助成を行い、コミュニケーション及び緊急連絡手段の確保を図っている。

身体障害者福祉電話設置状況（各年度末現在）（単位：台、円）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	合 計	金 額
令和4年度	5	0	9	2	3	0	19	484,921
令和5年度	4	0	9	2	3	0	18	474,930
令和6年度	4	0	8	2	3	0	17	451,164

（資料：障害者支援課）

(14) 障害者住宅改造費等助成

所得税非課税世帯に属する重度障害児（者）やその保護者が浴室やトイレ等の改造をする場合、その経費の一部を助成している。

助成額 住宅の改造に要する費用の3/4に相当する金額（限度額60万円）

重度心身障害者住宅改造費助成状況（単位：件、千円）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	合 計	金 額
令和4年度	2	0	0	0	1	4	7	2,825
令和5年度	0	0	0	0	0	2	2	324
令和6年度	1	0	0	0	1	0	2	1,023

（資料：障害者支援課）

(15) 在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成

在宅酸素療法を行っている呼吸器障害者や心臓機能障害者に対し、酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成している。（月額3,000円、平成7年4月から実施）

在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成件数（各年度末現在、（ ）内は年度内実利用者数）

（単位：件、千円）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	合 計	金 額
令和4年度	113(152)	42(57)	79(96)	64(89)	126(154)	86(125)	510(673)	18,258
令和5年度	118(152)	50(56)	80(100)	67(71)	139(163)	92(121)	546(663)	17,721
令和6年度	103(127)	53(69)	77(100)	65(82)	152(174)	102(126)	552(678)	17,487

（資料：障害者支援課）

(16) 障害者配食サービス事業

食事を用意することが困難な障害者に食事の配達サービスを行う事業者に対し、サービス提供にかかる費用の一部を助成している。（平成18年4月から実施）

障害者配食サービス事業利用状況（各年度末現在）

（単位：人、千円）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	合 計	金 額
令和4年度	22	0	17	15	20	20	94	6,138
令和5年度	20	0	12	10	15	15	72	5,263
令和6年度	19	1	16	11	13	12	72	4,819

（資料：障害者支援課）

(17) 放課後等デイサービス事業

学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援，社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

平成24年4月に児童福祉法に位置付けられた支援であり，令和7年4月現在では，212ヶ所の事業所において実施している。

令和6年度実利用者数 3,054人

(18) 共同生活援助事業（グループホーム）

就労等日中活動の場所を持ち，地域での生活を希望する障害者に対し，地域生活を営む住居において日常生活の介護や相談等の支援を行っている。サービス管理責任者，生活支援員や世話人の配置，法人のバックアップにより知的障害者，精神障害者及び身体障害者の地域生活全体を支援している。

共同生活援助事業所設置状況(仙台市域内)(令和7年7月1日現在)

(単位:人)

	事業所名	運営主体	ホーム数	定員
1	春日療養園グループホーム	(医)吉田報恩会	2	8
2	わーぶ	(社福)千代福祉会	17	64
3	グループホームふくろばら	(社福)ふれあいの森	5	26
4	グループホームわらしべ舎	(社福)わらしべ舎	4	28
5	障害者共同生活援助 萩	(社福)愛泉会	5	30
6	のぞみホーム	(社福)家庭福祉会	11	63
7	仙台ふきのとう	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	10	60
8	グループホーム長命ヶ丘	(社福)チャレンジドらいふ	14	86
9	ひこうき雲	(社福)つどいの家	5	24
10	グループホーム・なのはな	(社福)なのはな会	5	27
11	くにみ荘	(社福)みんなの広場	6	27
12	グループホームあゆみ	(特非)あゆみ	5	22
13	仙台ダルク	(特非)仙台ダルク・グループ	1	8
14	グループホームだんでらいおん	(特非)だんでらいおん	5	24
15	グループホーム・ソキウス	(特非)ソキウスせんだい	3	18
16	アルコール・リハビリホーム(ARH)	(特非)宮城県断酒会	1	15
17	リヴィール	(特非)ハンス・バーガー協会	10	52
18	わたげ寮	(特非)わたげの会	1	6
19	Tたいむ	(有)ナチュラプランニングサービス	4	23
20	きょうどう舎グループホーム	(特非)生活支援きょうどう舎	6	36
21	みやぎこうでねいとファミリアハウス	(特非)みやぎこうでねいと	8	39
22	くにみの杜	(社福)国見会	6	44
23	らく壺番館	(社福)仙台つるがや福祉会	4	27
24	すまいるハウス	(一社)日本福祉支援協会	10	65
25	ハーモニー	(特非)シャロームの会	2	18
26	フルハウス	(社福)わたげ福祉会	2	12
27	ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター	(社福)ありのまま舎	1	7
28	グループホームさくら	(株)さくら	4	19
29	ばんぶきん	(特非)あなたの街の三河やさん	4	37
30	仙台ワークキャンパス(さくらホーム)	(社福)共生福祉会	1	10
31	びあ びーんず	(社福)仙萩の杜	1	7
32	ぐれーぷハウス	(特非)グレープGrapes	4	22
33	共同生活援助事業所すいせんほーむ	(社福)幸生会	2	11
34	グループホームねの	(株)加藤福祉サービス	7	36
35	グループホーム ワンファミリー	(特非)ワンファミリー仙台	3	16
36	グループホームとりのこえ	(同)さぼーと敬	2	23
37	あゆの風	(同)あっとほーむ	3	19
38	グループホーム陽だまりの丘	(特非)アンソレイユ	3	17
39	グランシエル安養寺	シエル(同)	3	17
40	ボッケホーム颯	(社福)ぼっけコミュニティネットワーク	2	19
41	ハピネスホーム	(株)フューチャーリンク	4	18
42	オリーブ	(株)フィリア	2	10
43	ハートランド	(同)ハートランド	3	15
44	グループホームメロディ	(特非)コスモスクラブ	2	8
45	ライトハウス	(特非)ライフバウンド	2	10
46	ソレイユホーム	(特非)フルハウス	2	11
47	とおん	(特非)びあいんく	1	4
48	よろこび舎	いきるよろこび(同)	2	14
49	六星庵	(特非)ビートスイッチ	2	13
50	フィオーレ仙台	(株)NEXUS	6	60
51	Tagomaruハウス	(社福)仙台はげみの会	2	20
52	グループホーム恵愛	(一社)恵愛	4	22
53	LIFE	(株)M&K	2	40
54	障害者グループホームPLUS+ONE	社会福祉東北(株)	6	30
55	障害福祉グループ仙台	(株)Kauri Forest	6	29
56	ウェルネスラボ「滝道」	(一社)ウェルネスラボ悠	3	19
57	ラフィ若林	(株)絆寿	4	23
58	カーサくわのき	(特非)桑の木	1	7
59	シェ・ヌー	(有)アリエス・ケア	1	15
60	グループホーム未来	(株)EGAO	4	23

	事業所名	運営主体	ホーム数	定員
61	ネクサスホーム	(株)アグリパートナーズ	8	54
62	共同生活援助グループホーム ノコノコ	(同)B-ダッシュ	2	8
63	グループホームゆうゆう泉ヶ丘	(株)悠優	1	4
64	わおん泉ビレジ	サンライズ(株)	5	23
65	障害者グループホーム「はぐくみ」	(株)スズヨシ	4	24
66	むすび	(株)EGAO	4	20
67	四季の家	(同)デフォージェイアイ	3	12
68	だいちグループ	(株)HLO	4	26
69	グループホームじばっち	(一社)CR-jiva	1	8
70	グループホームケア仙台	(株)ゆめ工房	2	20
71	みんなのはあとほーむ	カマダ実業(株)	3	20
72	あかりホーム	アボクレ(株)	3	12
73	アウル障害福祉グループ東北	(株)東北ケアラボ	1	5
74	茶々 南光台	ぱびこみゆ(株)	3	12
75	サニースポット八乙女	(株)チャレンジプラットフォーム	4	40
76	スカイホーム	(特非)アクティブライフ	2	16
77	グループホーム エン・ジュ	(株)エスティー	2	11
78	グループホーム憩いば	(株)Zelkova	3	17
79	magokoro home	(株)i village	2	11
80	kibidango home	(株)kibidango	2	8
81	ソーシャルインクルーホーム仙台岩切	ソーシャルインクルー(株)	2	20
82	サン・ヒルズ	(社福)太陽の丘福祉会	2	7
83	あいしんHome	(株)愛心ヘルプサービス	4	20
84	まちワクホーム	中城建設(株)	4	20
85	Ponte Home	(株)PONTE	2	9
86	仙台ワークキャンパス(すみれホーム)	(社福)共生福祉会	1	10
87	グループホーム 時のひかり	(特非)時のひかり	5	27
88	GOOD HOME ひまわり	(有)The Plough	2	10
89	グループホーム フェリーチェ	(同)FELICE	2	17
90	アピアチェーレ	(株)Support each other	1	4
91	シェアハウスONE	(株)フォールアップ	1	7
92	障がい者グループ・ケアホームつくしんぼの里	(株)あうら	5	52
93	障がい者グループホーム りんごの木 東仙台	(株)アップルファーム	3	15
94	スミールハウス太白	(株)サンテック	1	7
95	クオールド小田原	QOLD(株)	1	9
96	グローバルホーム10	ハッピーホールディングス(株)	3	24
97	クオールド中田	QOLD(株)	2	20
98	フュージョンホーム	(株)フュージョン	1	6
99	ライズライブ愛子東	(株)ソーシャルライズ	1	6
100	Heart Home岩切	(株)T・S・S	3	17
101	サニースポット市名坂	(株)チャレンジプラットフォーム	3	30
102	大ちゃんハウス	(株)ユニゾンウェーブ	3	20
103	mahoroba	(株)まほろカンパニー	6	29
104	ぶろすばあ仙台	フライハイト(株)	1	6
105	la zona 北中山	(一社)スポーツプロジェクト東北	1	5
106	太陽の里鉤取	(有)太陽	2	20
107	グループホーム望(のぞみ) 東照宮	(株)中川	1	7
108	スマイリンクサンフラワー	GARDEN NIGACHI(株)	1	4
109	グループホームイノベル仙台青葉	(株)INNOVEL HEALTHCARE	1	10
110	プチメゾン宮城野	(株)ソーシャルライズ	1	8
111	グループホームあおい	(株)大空	1	4
112	グループホームにじいろ	(株)ルビナス	1	4
113	障がい者グループホーム杜のまろん	(株)くりの花	1	5
114	福の巣	(同)福の巣	1	6
115	ソーシャルインクルーホーム仙台西中田	ソーシャルインクルー(株)	1	10
116	ソーシャルインクルーホーム仙台七北田	ソーシャルインクルー(株)	1	10
117	ABCリビング仙台北町	(株)アトラクションホールディングス	1	10

〈資料:障害福祉サービス指導課〉

8 施設利用

(1) 障害児（者）短期入所事業

障害児（者）を介護している家族が、疾病等の社会的事由又は休養等の私的事由によって家庭における介護が困難になった場合に、一時的に施設で介護する。

平成18年度より障害者自立支援法の施行に伴い、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービス利用に係る手続きを一元化し、サービス体系についても自立支援給付のうち介護給付としての短期入所（利用者の保護者の疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に保護又は支援を必要とする場合に入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供する。）として障害の種別に関わらず利用することが可能となった。

また、平成21年度から医療的ケアが必要な障害者等への短期入所事業を実施している。平成25年4月からは難病患者等が新たに対象者に加えられた。

(2) 日中一時支援事業

平成18年度より実施されている地域生活支援事業の一つとして、利用者の保護者の疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に保護又は支援を必要とする場合に宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護等の必要な支援を提供する。

短期入所事業利用実績（令和6年度実績）

延利用人数	7,680
延利用日数	40,369

〈資料：障害者支援課〉

日中一時支援事業利用実績（令和6年度実績）

実利用人数	730
延利用回数	19,191

〈資料：障害者支援課〉

9 社会参加

(1) 情報・意思疎通支援

①点字・声の広報等発行事業

各種の情報、資料を点字及び朗読テープ・CDで提供するほか、個人的な点訳・朗読サービスに対応している。

令和6年度実績	点字冊子	朗読テープ・CD	点字・朗読サービス
	12回・1,104冊	12回・1,771本	9回

〈資料：障害企画課〉

②視覚障害者向け保健福祉情報提供

視覚障害により身体障害者手帳を新たに受けた方及び希望する方に、障害者福祉に関する情報をまとめた「せんだいふれあいガイド」の音訳版・点字版・音声コード版を配布している。

③点訳奉仕員等養成事業

ア) 点訳・朗読・手話奉仕員、要約筆記者、手話通訳者及び盲ろう者通訳・介助員の養成講座を開催し、修了者は奉仕員等として登録・活動する。

(単位：人)

	点訳	朗読	手話奉仕員		手話通訳者	要約筆記者	盲ろう者 通訳・介助員
	基礎	入門	入門	基礎	基本・応用・実践		
修了者	7	5	20	17	2	4	6
登録者総数	56	81	115		73	43	95

※修了者は令和6年度実績、登録者総数は令和7年4月1日現在

〈資料：障害企画課〉

イ) 奉仕員研修会の開催

登録奉仕員を対象に、技術の向上・交流を図るための研修会を開催し、ボランティア活動の推進を図る。
令和6年度参加者延人数 282人

④手話奉仕員等派遣事業

聴覚障害者等の要請により手話通訳者、要約筆記者・要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・介助員を派遣する。
令和6年度派遣者延人数 手話675人、要約筆記12人、盲ろう通訳・介助員387人

⑤手話通訳相談員設置事業

障害企画課、各区及び宮城総合支所障害高齢課に手話通訳相談員を配置し、コミュニケーションの円滑化を図っている。（「2(4)聴覚障害者相談支援」参照）

⑥字幕入り映像ライブラリー等貸出事業

聴覚障害者のために、字幕又は手話を挿入したビデオテープ・DVDの貸し出しを行っている。
令和6年度実績 在庫タイトル本数 657本 貸出件数 36件 利用登録者数 16人

(2) 生活訓練等

事業	概要	令和6年度実績
視覚障害のある方の社会生活教室	視覚障害のある方を対象に、社会生活上必要な知識の習得、体験交流等の講習会を開催	8回・延74人
中途失聴・難聴の方の生活訓練	中途失聴・難聴の方を対象に、手話・読話等のコミュニケーション手段の訓練等を実施	6回・延80人
聴覚障害のある方の社会生活教室	聴覚障害のある方を対象に、社会生活に役立つ講習会を開催	8回・延125人
障害のある方の健康指導教室	身体障害のある方を対象に、日常の健康管理や二次障害の発生を抑える上で必要な知識や体操などの講習会を開催	16回・延148人
社会生活上必要な訓練	障害のある方を対象に、デジタル機器やサービス等の活用方法を学ぶ講習会を開催	3回・延26人

〈資料：障害企画課〉

(3) スポーツ・レクリエーション振興

①スポーツ振興・推進事業

障害者スポーツに関する企画、振興、推進業務にあたるスポーツ振興推進員を設置している。
令和6年度 推進員数 5人

②スポーツ教室等開催事業

障害者を対象に各種スポーツ教室やスポーツ体験イベントを開催している。
令和6年度 教室：22種目23回 参加者延546人、体験イベント：2回 参加者500人

③全国障害者スポーツ大会仙台市選手団派遣事業

全国障害者スポーツ大会に仙台市選手団を派遣している。
令和6年度 66人派遣（佐賀県）

④身体障害者レクリエーション教室開催事業

種別	内容	令和6年度実績
戸外活動	福島県相馬市方面、八木山動物公園方面の散策を開催	2回開催・参加者 109人
身体障害者家族ぐるみ運動会	身体障害者と家族が親睦・交流を深めるため、運動会を開催	1回開催・参加者 122人

〈資料：障害企画課〉

⑤知的障害者レクリエーション教室開催事業

料理、ニュースポーツ、創作活動など11教室実施している。
令和6年度 全67回 参加者延人数 779人

⑥精神障害者レクリエーション教室開催事業

運動会、健康づくり交流会などを実施している。
令和6年度 全5回 参加者延人数 216人

⑦三障害共通レクリエーション教室開催事業

スケッチ散策教室及び写真教室等を実施している。

令和6年度 全3回 参加者延人数 83人

⑧本人活動支援事業

知的障害者による公園の美化等のボランティア活動および交流活動を支援している。

⑨精神障害者ボランティア活動支援事業

- ・精神保健福祉ボランティア団体活動講座

障害者や家族等を対象にボランティアに関する講習を行っている。

- ・精神保健福祉スキルアップ研修

精神保健福祉に従事する職員が新しい情報・知識を習得するための研修会を開催している。

⑩障害者福祉活動推進事業

障害者社会参加推進事業に係る企画・推進業務にあたるため、身体・知的・精神の各分野において障害者福祉活動推進員を設置している。

令和6年度 推進員数 9人

(4) 文化芸術活動・障害者理解と相互交流推進

①福祉まつり「ウエルフェア」の開催

障害者の文化芸術活動の発表の場を設けるとともに、市民の障害福祉の理解を深めることを目的に、年2回（屋外・屋内）開催している。

令和6年度来場者数 屋内 150人 屋外 延10,000人

②ウエルフェアアート展の開催

障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール、「障害者による書道・写真・絵画」コンテストへの応募作品を展示している。

③「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール

障害のある方とない方の相互理解を促進するため、市内の小学生から一般までを対象に作品を募集し、入賞者を表彰している。

令和6年度応募点数 作文 20点 ポスター 13点

④「障害者による書道・写真・絵画」コンテスト

障害者の文化芸術活動への創作意欲の増進と社会参加の推進を目的に開催している。

令和6年度応募点数 書道 54点 写真 43点 絵画 44点

⑤紙上交流事業

障害者の芸術作品や日ごろの活動を紹介し、相互の交流を図る情報誌「わっか」を発行している。

令和6年度発行回数1回 墨字版延2,000部 朗読テープ版 延10本 点字版 延40部 CD版 延77枚

⑥市役所本庁舎仮囲いへの障害者アートの掲出

市役所本庁舎建替工事に伴う仮囲いに、障害者の制作したアート作品を活用した大判マグネットシートを掲出している。

(5) 外出のための環境づくりの推進

①障害者交通費助成事業 [ア～ウの複数に該当する場合、1つを選択]

ア) 障害者ふれあい乗車証交付

障害者の社会参加を促進するため、仙台市内に限り仙台市営バス、宮城交通バス、地下鉄に無料で乗車できるふれあい乗車証を交付する。（所得制限あり）

対象者：・身体障害者手帳1級の視覚・上肢・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者

・身体障害者手帳2級の視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者

・身体障害者手帳3級の下肢・体幹・移動機能障害者、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法

実施者

- ・身体障害者手帳4級の下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者
- ・療育手帳A又はB所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者

支給決定数（令和6年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳			療育手帳		合 計	助成額
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	A	B		
1,628	1,012	459	141	556	5,527	2,873	865	5,179	18,240	665,973

〈資料：障害企画課〉

イ）障害者福祉タクシー利用料助成

障害者の社会参加を促進するため、タクシー券を交付している。（所得制限あり）

助成額：年間30,000円分（1枚500円を60枚）の利用券を交付

- 対象者：・身体障害者手帳1級の視覚・上肢・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
- ・身体障害者手帳2級の視覚・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
- ・身体障害者手帳3・4級の下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

支給決定数（令和6年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳		療育手帳A	合 計	助 成 額
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級			
3,550	1,351	956	655	567	2,173	709	9,961	193,590

〈資料：障害企画課〉

ウ）障害者自家用車燃料費助成

障害者の社会参加を促進するため、自家用車燃料費助成券を交付している。（施設入所者は除く、所得制限あり）

助成額：年間30,000円分の利用券（1枚1,000円を30枚）を交付

- 対象者：障害者福祉タクシー利用券の交付条件を満たし、かつ、以下ア～ウのいずれかの条件を満たす方
- ア）障害者本人が所有し運転すること
- イ）障害者本人が所有する車を同居の家族が運転すること
- ウ）同居の家族が所有する車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者が18歳未満である場合、療育手帳Aである場合、精神保健福祉手帳1級である場合に限る

支給決定数（令和6年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳		療育手帳A	合 計	助 成 額
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級			
2,532	661	395	227	286	858	1,322	6,281	177,351

〈資料：障害企画課〉

②自動車運転免許取得助成事業

障害者が、社会活動への参加のために運転免許を取得する際、免許取得に要する費用の2／3を助成する。（10万円限度、所得による制限あり）

令和6年度助成受給者 48人 助成額 4,800,000円

③自動車改造助成事業

身体障害者が、自ら所有して運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用を助成する。（10万円限度、所得による制限あり）

令和6年度助成受給者 25人 助成額 2,500,000円

④補助犬飼料給付事業

身体障害者補助犬の利用者が市県民税非課税世帯の方である場合に、補助犬の飼料を年額42,000円以内で現物給付している。

令和4年度 9人 令和5年度 8人 令和6年度 7人

⑤リフト付自動車運行助成事業

公共交通機関を利用することが困難な方を対象に福祉有償運送を行う事業所に対し、一定の要件の下、事業費を助成する。

(6) 就労支援

①障害者就労支援センター運営管理事業

障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、総合相談窓口を設置し、障害者やその家族、支援者、事業者等に対し、就労に関する相談に応じるとともに、職場定着のための支援や就労体験実習、職場開拓、市民啓発等を行っている。

②障害者就労プロモート事業

障害者の安定した雇用が実現される就労環境づくりを目的に、障害者本人・企業等の多様なニーズに対応したセミナーの開催や障害者雇用貢献事業者への市長表彰事業などを実施する。

③障害者在宅就労支援事業

障害者の在宅就労に向けて、ITスキルの取得・向上を目的とし、ITスキル講習を実施する。

令和6年度「デザイン講座、2次元CAD講座」等 受講者延人数 43人

④障害者販売業務訓練等事業

知的障害者を対象に、一般店舗の一角において障害者就労施設等が製作した施設自主製品等の販売、接客等の就労訓練を行うことにより、知的障害者の自立と社会参加を促進し、市民及び事業者の理解の増進を図っている。

専門の相談員（訓練指導員）を配置し、事業を実施する社会福祉法人に対して事業費を助成している。

（事業実施法人 （社福）仙台市手をつなぐ育成会）

⑤知的障害者チャレンジオフィス事業

知的障害者を会計年度任用職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた業務内容、業務量の検討を行うことにより、知的障害者の雇用促進を図る。

⑥障害者就労促進を目指した広報・PR

障害者就労に関する就労支援の情報を発信するとともに、障害者雇用に貢献している企業や、支援活動を広く市民にPRするなど、広報媒体を通じて障害者を雇用する企業を応援することにより、職場開拓や職域拡大、市民啓発を進める。

⑦福祉的就労ステップアップ事業

ホームページ等を活用した施設自主製品の周知広報を行うとともに、施設職員の営業力・企画力を高める研修を実施し、施設自主製品の販売促進・販路拡大による福祉的就労の充実及び施設職員の支援スキルの向上を図る。

(7) 施設自主製品の販売促進

障害者の福祉的就労の支援を目的とし、販売機会の拡大を図るため展示販売会を定期的に開催するほか、各種イベントへの出店やPR活動、製品開発等に関する事業を推進している。

展示販売会開催状況（令和6年度実績）

（単位：日、施設）

	ふれあい製品展示販売会	ふれあい製品フェア
開催場所	区役所・ガス局・文化センター等	勾当台公園
開催延日数	890	5
参加施設延数	1496	148

〈資料：障害企画課〉

10 障害者差別解消

共生社会の実現に向けて、市民や事業者等に対し、多様な機会や媒体等を活用して、障害理解の促進及び障害者への差

別の解消を図る。

①障害理解サポーター養成研修

障害理解促進，障害のある方の社会参加推進を図るため，市民・企業・団体・学校等に対して，障害のある方を講師として派遣し，研修を実施する。

令和6年度 実施回数 44回 受講者数 1,266人

②ココロン・カフェ

障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し，誰でも参加することができる市民向けワークショップを実施する。

令和6年度 実施回数 2回 参加人数 32人

③仙台市障害理解ポータルサイト

「障害理解に関する情報の入口」となるイベント情報や店舗情報などの障害のある方とない方の交流に繋がる情報を集約し発信するポータルサイトを運営し，Web広告を用いた広報を実施する。

④市民協働事業 手話ソングワークショップ「バリコミュ・シュワッチ・クラブ」

若年層の障害理解促進を図るため，児童館に通う児童や保護者等を対象として，児童館や八木山動物公園等の屋外イベントにて手話のワークショップを実施する。

令和6年度 実施回数 7回 参加人数 702人

⑤ヘルプマークの配付

内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの配付及び周知啓発を実施する。

令和6年度 配付個数 5,676個

11 仙台市が設置する施設等の状況

(1) 児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童発達支援センターで，0歳から5歳の障害児の障害特性に合わせた療育及び保護者への養育相談を行うことにより，障害児の育成を図ることを目的としている。

在籍児童の状況（令和7年3月31日現在）

（単位：人）

施設名	定員	児童数	年齢別内訳（再掲）		0～2歳児	3～5歳児
			男	女		
なかよし学園	日々30	32	15	17	0	32
あおぞらホーム	日々20	23	17	6	13	10
サンホーム	日々30	40	26	14	34	6
立町たんぼぼホーム	日々20	25	19	6	18	7
大野田たんぼぼホーム	日々30	48	39	9	31	17
田子西たんぼぼホーム	日々30	25	17	8	17	8
上飯田たんぼぼホーム	日々20	33	23	10	24	9
西花苑たんぼぼホーム	日々20	34	20	14	25	9
袋原たんぼぼホーム	日々30	35	30	5	27	8
なのはなホーム	日々30	25	17	8	11	14
計		320	223	97	200	120

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

(2) 障害福祉サービス事業所

①「泉ひまわりの家」

入浴，排せつ及び食事等の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供等，必要な援助を行う。

対 象	15歳以上の知的障害者		
定 員	生活介護 20人	開 設	平成4年4月
運 営	（社福）仙台市社会福祉協議会		
所 在 地	泉区七北田字道13番地		
活動内容	買物活動，物作り，地域との交流等の社会参加活動，各種行事の実施等		

〈資料：障害者支援課〉

②「泉ふれあいの家」

入浴、排せつ及び食事等の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供等，必要な援助を行うとともに，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事業	生活介護			事業	就労継続支援B型		
対象	主として中・重度の知的障害者(15歳以上)			対象	主として軽・中度の知的障害者		
定員	20人	開設	昭和58年4月	定員	20人	開設	昭和60年4月
活動内容	買物活動，調理活動，地域との交流等の社会参加活動，各種行事の実施等			活動内容	箱折り，手作り品製作等		
運営	(社福) 仙台市社会福祉協議会						
所在地	泉区七北田字菅間42番地の1						

〈資料：障害者支援課〉

③「ウインディ広瀬川」

精神障害者に対して，入所等のうえ，居室その他の設備を利用させるとともに，家事等の日常生活能力を向上させるための支援，生活等に関する相談及び助言その他の支援を行っている。

対象	本市が支給決定した障害者で，市内に居住し生活訓練を希望する人		
定員	自立訓練（生活訓練），宿泊型自立訓練 20人，短期入所 3人		
利用期間	支給決定された期間（標準利用期間は2年間）		
運営	(社福) 緑仙会		
所在地	青葉区荒巻字三居沢1番地の8	開設	平成9年4月

〈資料：障害者支援課〉

④「パル三居沢」及び「パルいずみ」

雇用されることが困難な精神障害者が，通所し，必要な作業，就労援助や仲間との交流を通して，社会復帰・社会参加を促進することを目的とする通所型の社会復帰施設である。

対象	市内に居住し，雇用されることが困難な精神障害者で，社会復帰への意欲があり，施設への通所が可能な人		
利用期間	毎週月～金の5日間（就労移行支援の標準利用期間は2年）		
運営	(社福) 緑仙会		
パル三居沢	定員	就労継続支援B型 20人	
	所在地	青葉区荒巻字三居沢12番の1	開設 平成5年4月
パルいずみ	定員	就労移行支援 6人，就労継続支援B型 24人	
	所在地	泉区七北田字大沢鳥谷ケ沢8番地の11	開設 平成5年7月
活動内容	軽作業や季節に応じた行事，レクリエーション，話し合い等		

〈資料：障害企画課〉

(3) 障害者就労支援センター「はたらポート仙台」

障害のある方の雇用促進と職業の安定を図るため，一人ひとりのニーズに合わせて，就労全般にわたる総合的な支援を行っている。

ア) 障害者就労支援センターの概要

所在地	泉区泉中央二丁目1番1号 泉区役所東庁舎5階		
開設	平成13年1月		
運営	(社福) 仙台市障害者福祉協会		
事業内容	窓口相談，電話相談，職場定着支援，就労体験実習，職場開拓等		
開所日	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（ただし，祝日及び年末年始は休み）		

〈資料：障害企画課〉

イ) 利用者状況

(単位:人)

障害別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知的	124	93	79
身体	73	68	56
精神	195	211	191
その他	187	268	228
計	579	640	554

〈資料:障害企画課〉

ウ) 相談状況

(単位:人,件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来所	750	859	881
電話	3,999	3,622	3,739
FAX	4	15	7
メール	4,865	5,534	7,537
訪問・同行等	1,503	1,685	1,549
計	11,121	11,715	13,713

〈資料:障害企画課〉

12 障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」

身体障害に加え、高次脳機能障害や難病等の方に専門的な支援を行い、どのような障害があっても本人の望む場所でその人らしく生活できるような地域づくりを推進している。

(1) 施設概要

所在地 泉区泉中央2丁目24番地の1

構造 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階(健康増進センター・北部発達相談支援センターと併設)

延床面積 1,937.58㎡(障害者総合支援センター専用部分)

(2) 身体障害者更生相談所機能

身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」として、補装具や更生医療の給付に係る判定などを実施しているほか、既存の制度やサービスでは対応が困難な障害のある方の専門的な相談・支援を行っている。

障害別判定件数(令和6年度実績)

判定状況内訳(単位:件)

障害別	内容別	補装具	更生医療	その他	合計	来所	訪問	文書	合計
視覚		0	1	0	1	0	0	1	1
聴覚	音声言語	261	10	0	271	117	0	154	271
肢体		705	173	0	878	597	65	216	878
内部		0	505	0	505	0	0	505	505
難病	(身障手帳なし)	7	0	0	7	4	1	2	7
計		973	689	0	1,662	718	66	878	1,662

〈資料:障害者総合支援センター〉

(3) 地域リハビリテーション支援事業

① 高次脳機能障害者支援事業

脳のけがや病気の後遺症として記憶や遂行機能、注意等に障害があらわれる「高次脳機能障害」に関して、当事者及び家族に対し総合的な相談支援(就労希望者への支援含む)を実施しているほか、地域の支援者の相談に応じている。また、支援者を対象とした研修を体系的に開催している。

令和6年度 支援実人数 98人 支援延回数 568回

令和6年度 研修実績 2回開催 参加延人数 202人

② 視覚障害者支援事業

視覚障害の方やその家族に対する相談支援・交流会及び就労を目指す方に対する職業リハビリテーション等の生活支援事業(NPO法人アイサポート仙台に委託)と白杖歩行・日常生活等の生活訓練事業((公財)日本盲導犬協会仙台訓練センターに委託)を実施。また、社会参加促進のため、地域活動推進センター「きりん」に対する運営費を補助(NPO法人アイサポート仙台)している。

令和6年度 相談実人数 494人 相談延件数 4,202件

③ 呼吸リハビリテーション事業

呼吸器疾患や障害のある方が、少しでも楽に生活ができるよう、疾患の管理能力を高めるため「呼吸健康教室」を開催している。また、相談支援事業所の職員や、居宅介護支援事業所等の職員(ケアマネジャーなど)に対し、疾患特性の理解、支援の工夫につながる知識提供等のため研修会を実施し(いずれも仙台市障害者福祉協会に委託)、安心して社会生活が継続できるような支援システムの構築を目指している。

令和6年度 呼吸健康教室 参加者 春教室 延67人 秋教室 延33人

呼吸リハビリテーション支援者研修会 参加者 33人

④重度障害者コミュニケーション支援事業

進行性神経難病等、重度障害者の生活の質の向上を目的に、重度障害者コミュニケーション支援センター（NPO法人せんだいアビリティネットワークに委託）を設置し、重度障害者用意思伝達装置等の適切な使用が継続できるよう技術的な支援を行っている。また、地域で重度障害者と関わることの多い相談支援従事者等を対象に、普及啓発を目的とした研修会を開催している。

令和6年度 支援実人数 80人（新規16人） 支援回数 761回

13 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」

市民の心の健康相談、回復途上にある精神障害者のデイケア指導のほか、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、企画立案、技術援助、教育研修、調査研究、組織の育成、無床診療等の業務を行っている。

【沿革】 昭和27年6月 小児精神衛生相談所（ベビーホーム）として業務を開始
31年3月 精神衛生相談所開設（ベビーホームを改組）
58年4月 デイケアセンター開設（精神衛生相談所を改組）
平成9年4月 精神保健福祉総合センター開設（デイケアセンターを改組）

(1) 施設概要

所在地	青葉区荒巻字三居沢1番地の6	延床面積	1,474.44㎡
構造	鉄筋コンクリート2階建	その他倉庫	52.97㎡
敷地面積	5,492.16㎡		

(2) デイケア指導

目的ごとに3コース設定しており、仙台市に住所を有する方を対象に、通所による指導を行うことで、精神障害者の社会復帰、社会参加等を目指している。

就労支援・社会参加コースでは、規則的な生活、対人関係の改善などを目標とし、社会復帰施設への移行や就労等へのステップアップに向けた支援を行っている。

リワーク準備コースでは、うつ病で休職中の方の復職準備性を高めることを目標としている。

アディクション回復支援コースでは、薬物依存やアルコール依存からの回復へ向けた支援を行っている。

令和6年度実績 指導日数184日 登録者数70人 通所延人数1,914人（3コース合計）

(3) 精神保健福祉相談

一般市民を対象に、本人や家族の心の相談を継続的に実施している。

相談件数（令和6年度実績）（単位：件）

新規実数	再来延数	電話相談 （所内）	電話相談 （はあとライン）	電話相談 （ナイトライン）	訪問指導
233	1,726	1,153	4,489	8,690	21

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

新規相談者の来所経路（令和6年度実績）（単位：件）

直接	病院	保健福祉センター	児童相談所	学校	その他
131	12	15	0	8	67

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

新規相談の問題別分類（実件数）（令和6年度実績）（単位：件）

総数	行動上の問題	精神的なやみ	身体的なやみ	学校不適応	家族関係	薬物依存等	地域職場不適応	受診・受療	IQ・DQ等検査	社会復帰	その他
233	54	51	0	24	17	39	13	0	0	0	35

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

相談者の処遇（延件数）（令和6年度実績）

（単位：件）

総数	診察	個別相談	アルコール・薬物家族 ミーティング	ひきこもり当事者グループ （フリースペース）	ひきこもり 家族グループ
2,839	753	1,959	31	43	53

（資料：精神保健福祉総合センター）

（4）こころの絆センター（自殺対策推進センター）

自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の相談に応じ、適切な相談窓口につなげるための情報提供を行っているほか、地域で自殺対策に取り組むための人材育成、自殺対策に関する普及・啓発、自殺の実態把握を行っている。これらの支援を保健・福祉・医療・労働・教育・警察等の関係機関と連携を図りながら取り組むことで、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ることを目的として、これまでの自殺予防情報センターの機能を拡充し、平成31年4月1日より、精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）内に設置している。

実施状況（令和6年度実績）

相談支援	電話相談	1,043 件
	未遂者等ハイリスク者支援	40 名 延 154 回支援
	司法とこころの定例相談	30 件
	司法とこころのキャンペーン型相談会（面接相談）	16 件
人材育成	研修会の実施	2 回（参加者 312 名）
	講師派遣	8 回（参加者 571 名）

（資料：精神保健福祉総合センター）

（5）地域総合支援事業

保健所、精神科医療機関及び精神障害者に対する福祉サービスを提供する事業所等の関係機関が行う精神障害者等への支援に対する技術援助を実施している。

○技術援助の内容

- ① 地域精神保健福祉活動
- ② 災害時メンタルヘルス
- ③ 地域移行支援及び地域定着支援
- ④ 医療観察法対象者への支援 等

14 発達相談支援センター「アーチル」（北部発達相談支援センター・南部発達相談支援センター）

知的障害、重症心身障害、自閉スペクトラム症などあらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っている。

※平成24年1月より、北部発達相談支援センター（担当区域：青葉・宮城野・泉区）・南部発達相談支援センター（担当区域：若林・太白区）の2館体制とした。

（1）施設概要

（北部発達相談支援センター）

所在地 泉区泉中央2丁目24番地の1
 構造 鉄筋コンクリート一部2階建
 延床面積 2,845.34㎡
 敷地面積 4,200.00㎡

（南部発達相談支援センター）

所在地 太白区長町南3丁目1番30号
 構造 鉄筋コンクリート3階建
 延床面積 1,984.23㎡（仙台市社会福祉協議会太白区事務所及び仙台オープン病院附属乳がん検診長町センター含む）
 敷地面積 1,804.38㎡

(2) 発達相談

発達障害の心配のある方や障害を持つ方とその家族のもつニーズに対応して、育児・子育ての支援、毎日の暮らしに関わる相談・支援等をライフステージに合わせて継続的に行う。

① 相談・支援

様々な発達障害のある児童・成人及びその家族に対する相談・支援を行う。また、療育手帳等の福祉サービスの利用や施設入所に関する相談・支援を行う。

②療育支援

乳幼児相談の後のフォローとしての初期療育グループ支援を行う。

相談状況（新規・継続別）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
継 続	10,581件	10,542件	10,391件
新 規	2,087件	1,990件	1,980件
計	12,668件	12,532件	12,371件

相談状況（乳幼児・学齢・成人別）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児	3,723件	4,054件	3,849件
学 齢	5,647件	5,609件	5,888件
成 人	3,298件	2,869件	2,634件
計	12,668件	12,532件	12,371件

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

(3) 地域生活支援

地域に出向き、発達障害児者とその家族や、施設のニーズに応じた相談や支援を継続的に行う。

また、発達障害に対する市民啓発や理解促進のため各種研修を行うと共に、市民や関係機関とのネットワーク形成を図る。

①個別支援

発達障害児者とその家族の相談ニーズに応じて家庭訪問等による相談支援を行う。

②施設支援

児童発達支援センター，保育所・幼稚園・認定こども園，学校，障害福祉サービス事業所等，関係機関からの相談や要請に基づき，施設を訪問し相談支援を行う。

③市民啓発

発達障害児者に対する市民啓発を目的に研修会を実施する。

④地域生活支援ネットワークの形成

発達障害児者への支援体制に関する課題を共有し関係者等の連携の緊密化を図り，地域の実情に応じた体制の整備を協議するため庁内連絡会及び協議会を開催する。

Ⅲ 高齢者行政・保険年金

§ 1 高齢者の保健福祉

戦後、経済成長により国民の生活水準は向上し、衛生水準の向上や医学、医療技術の進歩も相まって、我が国の平均寿命は著しく伸長した。令和5年の我が国の平均寿命は、男性が81.09歳、女性が87.14歳で、世界最高水準の長寿国となっている。

長寿化の進展に伴い高齢者人口も急速に増加している。将来推計人口によると、我が国の高齢者人口（65歳以上人口）は、今後も増加傾向が続き、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には3,653万人に達し、令和25年に3,953万人でピークを迎える。高齢者人口が増加する中で、総人口が減少に転ずることから、高齢者人口の割合は上昇を続け、令和52（2070）年には38.7%に達するものと予想されている。

このような状況のなかで、本市では、高齢社会に対応した施策を市政の重要課題のひとつとして位置づけ、昭和63年4月の仙台市「豊齢化社会」福祉計画（サンシルバープラン）、平成2年の仙台市豊齢化社会整備計画、民間活力の導入を図るための「ふるさと21健康長寿のまちづくり」基本計画等の策定を経て、平成5年12月には、従来の諸計画を踏まえた総合的な計画として、仙台市高齢者保健福祉計画を策定し、高齢化社会への対応策を講じてきた。

もうひとつの大きな流れとして、平成12年度の介護保険制度施行があり、これは従来の措置から契約に基づく保険給付へという福祉制度の変革であった。高齢社会に対応した施策を講じるうえで、この介護保険制度との調整は重要なものである。令和6年3月には、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年度～8（2026）年度）」を策定し、この計画に基づき高齢者保健福祉施策の充実を図るとともに介護保険事業の運営を行っているところであり、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ることとしている。

本市の高齢者人口推移

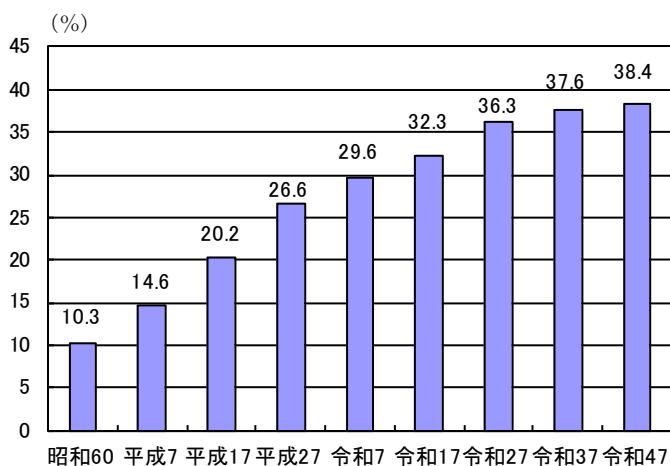
（単位：人，％）

	全人口 (a)	65歳以上人口 (b)	割合 (b)/(a)
昭和50年	709,326	39,719	5.6
昭和55年	792,036	50,121	6.3
昭和60年	857,335	62,425	7.3
平成2年	918,398	80,433	8.8
平成7年	971,297	104,711	10.8
平成12年	1,008,130	133,020	13.2
平成17年	1,025,098	161,795	15.9
平成22年	1,045,986	191,722	18.6
平成27年	1,082,159	234,360	22.6
令和2年	1,096,704	257,223	24.3

< 出典：国勢調査 >

※割合は、分母から不詳を除いて算出している

我が国の高齢者人口比率の推移（令和7年以降は推計）



※出展：令和7年版高齢社会白書

1 健康づくり

近年高齢者の健康やスポーツに対する関心が高まっており、生きがいと健康増進を目的に各種の事業を行っている。

①各種スポーツ普及事業

- ・区老人クラブ・単位老人クラブ主催ゲートボール大会、ペタンク大会、グラウンド・ゴルフ大会を実施
令和6年度 参加者364人

②高齢者生きがい健康祭（愛称：シニアいきいきまつり）

スポーツや文化活動を通じて、生きがいと健康づくりの祭典を行っている。
（年1回（平成9年度から実施）、スポーツ交流種目16種目、文化等交流種目2種目）

③シルバースポーツセミナー

心と身体のレクリエーションを通して、日常生活の健康づくりと介護予防のきっかけづくりの講習会をしている。
令和6年度 参加者736人

④全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加

スポーツを中心とした全国の高齢者の交流の場である全国健康福祉祭に仙台市選手団を派遣している。
令和6年度 鳥取開催 選手団147人

2 生きがいづくり

(1) 老人クラブ活動

老人クラブは、地域を基盤とする自主的な組織であり、高齢者自ら生きがいを高め、健康づくり及び介護予防を進める活動並びにボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っている。

近年、団塊世代は個性化、生活意識の多様化等を反映し入会が少なく、その会員数は伸び悩みの傾向にあるが、少子高齢社会に伴う健康問題や高齢者の孤立問題、地域のコミュニティづくりの活性化など、地域での老人クラブ活動に期待が寄せられている。市老人クラブ連合会は平成25年4月に公益社団法人へ移行し、今後活動の一層の充実、発展が期待されている。

老人クラブへの助成

実施 昭和37年4月1日～
対象 単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び(公社)仙台市老人クラブ連合会
助成金 単位老人クラブに15,308,474円
(令和6年度) 区老人クラブ連合会に4,829,364円（5区合計）
(公社)仙台市老人クラブ連合会に21,222,743円を助成

仙台市内老人クラブ数及び会員数（各年3月31日現在）（単位：団体、人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	371	327	318
会員数	14,584	13,131	12,619

〈資料：高齢企画課〉

(2) 老人福祉センター

高齢者に対して、生活相談、健康相談等に応じたり、健康増進・介護予防、教養の向上、レクリエーションなどのための便宜を総合的に提供し、健康で明るい日常生活の維持、充実に資することを目的として設置している。

利用者 60歳以上の市民
利用料 無料
利用時間 原則として午前9時30分から午後4時30分まで

老人福祉センター利用状況（令和6年度実績）（単位：人）

施設名	利用人員	男	女
仙台市亀岡老人福祉センター	15,539	6,589	8,950
仙台市大野田老人福祉センター	25,419	10,284	15,135
仙台市小鶴老人福祉センター	10,279	3,906	6,373
仙台市泉中央老人福祉センター	19,486	8,987	10,499
仙台市台原老人福祉センター	31,614	12,689	18,925
仙台市沖野老人福祉センター	23,111	8,772	14,339
仙台市高砂老人福祉センター	18,496	8,723	9,773
仙台市郡山老人福祉センター	13,692	7,434	6,258
合 計	157,636	67,384	90,252

〈資料：高齢企画課〉

(3) 老人つどいの家「好日庵」

昭和48年度から、高齢者の教養向上、レクリエーション等のために利用する老人つどいの家「好日庵」を設置する者に対し助成を行い、高齢者の心身の健康増進を図る。

好日庵設置数 70か所（令和7年3月31日現在）

令和6年度 助成額 23,100,000円

(4) 老人憩の家

高齢者の教養の向上、レクリエーションの場として老人憩の家を設置している。令和7年7月1日現在60ヶ所設置されている。施設の管理は地域の老人クラブ等に委託している。

(5) 敬老乗車証の交付

高齢者に対し、市バス、宮城交通バス及び地下鉄の3つの交通機関を共通に利用できる敬老乗車証を交付することにより、社会参加を促進し、その福祉向上に資する。平成14年10月から利用者負担を導入。平成24年10月から利用上限額を設定。平成28年8月からICカード化。

実 施 昭和48年10月8日（地下鉄：昭和62年7月、宮城交通共通化：平成8年4月）

対 象 市内に住所を有する満70歳以上の方

交付者数 148,821人

（令和7年3月31日現在）

(6) 市立文化施設の減免制度

満65歳以上の市民であることを証明する書類（マイナンバーカードや介護保険被保険者証など）を提示することにより、市施設の一部を無料または半額で利用することができる。

(7) 高齢者保健福祉月間

高齢者の保健・福祉の向上と高齢化社会における市民の理解を深めるために9月を高齢者保健福祉月間と定め、次のような事業を行っている。

①敬老祝金の支給

77歳以上の方（本市に1年以上居住）に対して昭和44年度から支給を開始し、平成12年度からは、77歳、88歳及び100歳の節目支給とした。

平成21年度からは、88歳（10,000円）及び100歳（50,000円）の方へ支給している。

支給状況（令和6年度実績）（単位：円、人）

支給年齢	金 額	支給者数
88歳	10,000	4,996
100歳	50,000	295

〈資料：高齢企画課〉

②最高齢者の慶祝訪問

敬老の日（9月第3月曜日）に、市内各区の男女最高齢者を市長又は区長が訪問し、長寿を祝い記念品を贈呈している。

③敬老行事

平成6年度から各区ごとに高齢者の活動発表、演芸会等を開催し、敬老の意を表している。

(8) 高齢者労働能力活用事業

昭和56年1月に(社)仙台市シルバー人材センターを設立し、原則として60歳以上の市民が会員となり、各人の経験や能力に応じた臨時的、短期的な就業の機会を提供している。

(公社) 仙台市シルバー人材センター

- ・本部 青葉区二日町14-4 北四番丁ステーションビル4階
- ・北部支部 泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所本庁舎5階

活動状況 (令和6年度実績)

(単位:人,件,円)

就業状況 (本部・北部合計 令和6年度実績)

(単位:件,人)

	本部	北部支部	合計
会員数	2,146	762	2,908
受託業務			
受託件数	4,103	1,700	5,803
就業延日人員	129,766	56,838	186,604
契約金額	681,900,180	313,311,127	995,211,307
シルバー派遣事業			
派遣件数	339	92	431
就業延日人員	20,364	5,624	25,988
契約金額	117,309,129	31,940,258	149,249,387
合計契約金額	799,209,309	345,251,385	1,144,460,694

	受託件数	就業人員	
		延実人員	延日人員
公共機関	379	2,447	12,896
企業等	1,731	18,408	157,650
一般家庭	3,688	11,578	15,954
独自事業	5	51	104
計	5,803	32,484	186,604

〈資料:高齢企画課〉

(9) 生涯現役促進事業

少子・高齢化が進展する中、働く意欲のある高齢者が知識・経験や能力を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要になることから、仙台市シルバー人材センターに相談窓口(仙台市生涯現役サポートセンター)を開設し、高齢者の多様な就業機会の確保に向けて、各種支援を行っている。

(10) eスポーツの活用による高齢者の健康・生きがいづくり推進

老人福祉センター2館等においてeスポーツ教室を開催し、高齢者のデジタルデバインド解消・健康増進・生きがい交流のための場の提供や地域住民の自主的活動の支援を行った。

令和6年度 eスポーツ教室等開催回数 16回 参加者数延 401人

3 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の改正介護保険法施行により、本市においては平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)を開始した。総合事業は市町村が中心となり、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしつづけられるようさまざまなサービスで高齢者を支えるとともに、高齢者が自ら社会に参加できるようにすることで、介護予防と自立支援を推進することを目的としている。

(1) サービス・活動事業

要支援認定を受けた方、及び65歳以上で豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方が対象。地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメントを通じて各種サービスを提供する。

①訪問型サービス

- ・訪問介護型サービス(従来の介護予防訪問介護と同様のサービス)

有資格者の訪問介護員が家庭を訪問し、掃除・洗濯・食事の準備などの生活援助や、入浴・着替えなどの身体介護のサービスを提供する。

- ・生活支援訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)

訪問支援員(市が実施する研修の修了者等)が家庭を訪問し、基本的には生活援助に限定したサービスを提供する。必要に応じて身体介護も提供する。

- ・住民主体による訪問型生活支援

ボランティア等が家庭を訪問し、掃除、庭の草むしり、買い物代行などの生活支援を行う。

令和6年度 補助対象団体 4団体

②通所型サービス

- ・通所介護型サービス(従来の介護予防通所介護と同様のサービス)

デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などのサービスを提供

する。

- ・生活支援通所型サービス（緩和した基準によるサービス）

デイサービスセンターなどの通いの場で、介護予防に関する講話や、ミニデイサービス、趣味活動等を行う。必要に応じ、機能訓練や栄養改善などの専門的サービスも提供する。

③訪問・通所連動型サービス

- ・訪問・通所連動型短期集中予防サービス

リハビリ専門職等がご自宅を訪問し、生活状況や課題を確認したうえで、通所による運動、栄養改善、口腔機能向上に向けた介護予防プログラムを提供する。また、自宅でもできる運動方法等を学び、習慣的に健康づくりやフレイル予防に取り組む。

令和6年度 実通所人数 51人

(2) 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が対象。

①介護予防把握事業

- ・介護予防把握事業

介護予防の視点から、70歳、75歳の方へフレイル予防に取り組む必要性や自らフレイル予防に取り組める情報を掲載したパンフレット等を送付することで、フレイル予防の取り組みを支援する。また、要介護・要支援状態となる可能性が高いと判断される高齢者を早期に把握するため、80歳の方へ生活機能の状況確認を行う「豊齢力チェックリスト」を送付し、生活機能の低下予防・改善につなげる。80歳で豊齢力チェックリスト未返送の方のうち独居、もしくは高齢者のみ世帯の方に対しては、地域包括支援センターの職員が戸別訪問を実施する。

令和6年度 70,75歳の方へのフレイル予防啓発資料送付者数 24,311人

80歳の方への豊齢力チェックリスト送付者数 7,183人

チェックリストによる事業対象者数 3,120人

- ・フレイル予防アウトリーチ支援事業

地域包括支援センター職員が地域の医療専門職とともに商業施設等の日常生活の場へアウトリーチを行い、要介護状態に陥る前のフレイル及びプレフレイル状態の高齢者を地域のなかで早期に発見する。

令和6年度 延参加人数 4,027人

②介護予防普及啓発事業

- ・介護予防に関する市民意識醸成のためのイベントの開催

介護予防や健康づくりの大切さについて普及啓発を行うことを目的として、平成25年度から11月を介護予防月間と定め、各関係機関、地域団体との連携のもと、介護予防普及啓発イベントを全市展開している。

ア)介護予防月間メインイベント

令和6年11月24日 会場：仙台市太白区文化センター 参加者数 1,440人

イ)介護予防月間における運動教室等の開催

令和6年度 協力団体数 12団体 運動教室等開催数 57回 参加者数 5,620人

- ・介護予防教室実施事業

おおむね65歳以上の方に対し、地域包括支援センターが、介護予防に資する健康教育や、認知症をテーマにした講話等を実施している。

令和6年度 実施回数 1,046回 延参加者数 13,276人

- ・シニア世代向け介護予防栄養講座

おおむね65歳以上の方に対し、高齢期における栄養バランスのとれた食事作りの実践等を通じて、食生活への関心を高めてもらい、食生活の向上及び食の自立を支援する。

令和6年度 講座開催数 26回 延参加者数 386人

- ・フレイル予防応援教室事業

スポーツクラブ等で行う運動教室に参加し、外出や運動などの習慣を身に付ける。

令和6年度 実参加人数 288人

- ・市民協働フレイル予防事業

住民ボランティアであるフレイルサポーターを養成し、地域でフレイル予防の普及啓発に向けた活動を通じて、高齢者の活躍の場や支え合い、地域づくりに繋げる。

令和6年度 新規養成地域2地域 新規養成サポーター数 地域型37人 出張型22人

③地域介護予防活動支援事業

高齢者が住み慣れた地域で介護予防に取り組めるよう、地域住民の参加により自主的に介護予防に取り組む運動グループ等の立ち上げや活動継続のための支援を行う。

- ・介護予防自主グループ支援事業

介護予防自主グループの育成とその企画・運営を担う介護予防運動サポーターの養成、スキルアップを図る研修等により活動を支援する。

令和6年度 活動グループ数 223団体

- ・シニア世代向け健康づくり講座事業

参加者が役割分担しながら自主的に継続できるグループの育成のための講座を行う。

令和6年度 講座実施 1団体（内 活動継続グループ1団体）

※ 令和6年度末に活動継続中のグループ22団体（ただし、介護予防自主グループとしての活動に移行したグループを除く）

- ・訪問型生活支援活動促進事業

ボランティア等による買い物代行、外出付き添い、草取り等の訪問支援を行う地域団体に対し、広報や研修開催、補助金交付等の支援を行うことで、地域での支え合い体制の充実や高齢者の社会参加の促進を図る。

④地域リハビリテーション活動支援事業

- ・健康づくり応援事業

地域における介護予防の取組みを強化するために、リハビリテーション専門職を地域の通いの場等に派遣し、専門的な視点から健康づくりを応援することにより、要介護状態になっても参加し続けられる通いの場づくりを行う。

令和6年度 参加団体数 39団体

- ・地域活動活性化支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の影響により停滞した地域団体の活動の活性化を促すために、令和3年度から地域の通いの場に健康運動指導士等を派遣し、活動再開のきっかけにするとともにフレイル予防への取組みを推進している。

現在、コロナ禍で休止していた団体も活動再開したところが多く利用団体の減少がみられたため、健康づくり応援事業の対象を任意で参加者を集めた集団まで拡大し実施するよう整理し、本事業は終了とする。

令和6年度 参加団体数 11団体

4 包括的支援事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。平成18年度から社会福祉法人、民間法人に委託し、受託した法人が地域包括支援センターを設置して実施している。

事業内容

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・介護予防ケアマネジメント業務

実施箇所数：53か所（令和7年4月1日現在）

相談件数：延71,022件（令和6年度実績）

地域包括支援センター相談実績（令和6年度実績）

①相談件数及び相談方法

（単位：件）

相談件数（総数）		71, 022
相 談 方 法	電話	50, 957
	来所	5, 811
	訪問	14, 254

②相談者

（単位：件）

家族・親族・知人	22,655
本人	23,122
民生委員	2,503
ケアマネジャー	6,608
医療機関等	6,778
その他の関係機関等	9,356
合 計	71,022

③相談内容

（単位：件）

在宅介護相談	10,342	介護保険に関すること	41,789
施設入所	3,590	虐待	1,129
福祉施設の利用	387	住宅供給	280
医療・疾病相談	7,974	消費者被害	263
家族関係	2,231	介護予防	2,313
経済問題	1,857	成年後見制度	641
心理的問題	1,825	アルコール問題	165
福祉サービス	3,941	ヤングケアラー	37
住宅改造	212	その他	9,845
認知症に関すること	7,934		
若年性認知症に関すること	149	合 計	96,904

※1件の相談で複数項目あり

（資料：地域包括ケア推進課）

5 地域包括支援センター機能強化事業

地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るために、市内の全センター（53か所）に配置人員を1名増員し、高齢者の方々への個別支援を通じ地域のネットワークづくりを行いながら、地域の支え合い体制の充実、生活支援サービスの充実、認知症の対応強化を一体的に推進する。

6 要援護高齢者施策

(1) 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの方（日中ひとり暮らしになる方を含む。）等に、仙台市が委託する警備会社に24時間体制で通報できる機器を貸与し、日常生活上の安全確保と不安の解消を図る。

令和6年度 設置世帯 3,345世帯

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者の自立した生活を継続するために、養護老人ホームに一時的に宿泊し、体調調整を図るとともに、生活習慣を取得する。

令和6年度 利用件数 229件 利用日数 5,815日

(3) 痰等吸引器の給付

65歳以上の在宅の方等で、自力で痰等の排出が困難な方に痰等吸引器を給付し、高齢者の自立した生活を支援する。

令和6年度給付実績 痰等吸引器 27台

(4) 寝具洗濯サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、又はねたきりの方及び重度身体障害者に対して、寝具を預かり丸洗いをして返却し、衛生的で健康な生活を支援する。

令和6年度 実施件数 80件

(5) 緊急短期入所生活介護事業

介護者の急病、事故等やむを得ない理由により、緊急に短期入所の利用が必要な場合に備え、予め受入先を確保する。

令和6年度 利用件数 11件 利用日数 113日

(6) 訪問理美容サービス

介護保険の要介護3～5の認定を受けている高齢者等に対して、理容師・美容師が各家庭を訪問して理容

美容サービスを提供することにより、清潔で快適な在宅生活を送れるように支援する。

令和6年度 利用件数 1,041件

(7) 介護用品支給事業

介護保険の要介護4又は5に相当し、市民税非課税世帯に属する高齢者等に対し、その介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、重度要介護高齢者及び介護者の負担を軽減する。

令和6年度 利用件数 6,964件

(8) 食の自立支援サービス

要支援者、要介護者及び要支援、要介護状態となる可能性の高い方で、低栄養状態で栄養改善の必要があり、かつ、ひとり暮らし等で食事の用意が困難な方に、栄養バランスのとれた食事を届け、安否確認を行うことにより、高齢者の自立を促し、在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。平成7年度から平成9年度までモデル事業として行っていたものを、平成10・11年度は社会福祉法人の自主事業として継続実施し、平成12年度からは市の事業として社会福祉法人、民間法人に委託して実施している。

利用登録者数 1,332人（令和6年度末現在）

令和6年度 延配食数 266,544食

(9) 老人福祉電話貸与

おおむね65歳以上で低所得のひとり暮らしの方等に対して、老人福祉電話を貸与し、料金の一部を助成するとともに、安否の確認、各種相談を行っている。

設置数 4台（令和6年度末現在）

(10) 成年後見制度利用支援事業

高齢や障害により判断能力が不十分な方のために、財産の管理や福祉サービスの利用契約等を行う後見人等をつける際、その親族がいない場合等に、市長が家庭裁判所に後見等開始の申立てを行う。また、親族による申立ても含め、一定の条件により、申立て費用や後見人等への報酬を助成する。

(11) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所させその福祉の増進を図る。

養護老人ホーム施設別措置状況（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

施設名		定員	措置者数						
			計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
市内	仙台長生園	150	74	44	3	4	7	10	6
	吉成苑	60	45	19	6	5	6	9	0
市外	宮城緑風園	50	0	0	0	0	0	0	0
	ひばり園	70	1	0	0	1	0	0	0
	万生園	100	0	0	0	0	0	0	0
	松寿園	50	17	6	0	0	4	7	0
	きたかみ園	106	0	0	0	0	0	0	0
	松風荘	50	13	2	0	2	4	4	1
	こはぎ荘	（県外）	0	0	0	0	0	0	0
	祥風苑	（県外）	1	0	0	0	0	0	1
合計		716	151	71	9	12	21	30	8

※待機者数 0名

（資料：高齢企画課）

7 認知症施策の推進

市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深め、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることが出来る」という新しい認知症観を広げるとともに、認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができるよう、活躍できる機会や場をつくる取組みを推進するなど、認知症の人と家族の視点を重視しながら相互に支え合う共生社会の実現を図る。

(1) 普及啓発

①認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校等を対象に認知症に関する正しい知識と、認知症の人への正しい理解を持った「認知症サポーター」を養成する。（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和6年度 実施回数 149回 養成人数 5,702人

サポーター総数 116,052人（令和7年3月末現在）

②キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和6年度 養成人数 31人

キャラバン・メイト総数 954人（令和7年3月末現在）

③認知症パートナー講座

認知症の人の思いや希望に耳を傾け、本人のやりたいことを手助けできる人を養成する講座を開催する。

（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和6年度 実施回数8回（委託2回，地域での開催6回）養成人数185人（委託71人，地域での開催114人）

④認知症パートナー講座指導者養成研修

認知症パートナー講座の講師役となる指導者を養成する。

（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和6年度 実施回数1回 養成人数28人

⑤認知症パートナー等情報交換会

認知症パートナーや認知症サポーターとして活動するうえでの一助となるよう、既に活動を行っている方の取り組み事例等を共有する。

（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和6年度 実施回数1回 参加者29人

⑥介護予防教室（認知症に関すること）

地域包括支援センターで実施する介護予防教室のうち、認知症をテーマに実施する。

令和6年度 実施回数 150回

⑦認知症月間・認知症の日や新しい認知症観を市民へ広める取組

9月の認知症月間や9月21日の認知症の日を広く市民へ周知し、認知症への関心と理解を深める。活躍する認知症のご本人動画及び認知症のご本人・ご家族等からのメッセージ動画の普及啓発や、希望をかなえるヘルプカードの活用促進等を通して、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広める。

⑧軽度認知障害（MCI）について普及・啓発

軽度認知障害（MCI）について全市版認知症ケアパスや仙台市ホームページ、介護保険料決定通知書の同封チラシ等によって、早期に相談先へとつながれるよう周知啓発を行う。

(2) 認知症バリアフリー化と共生社会づくりの推進

①認知症地域支援推進員の配置

認知症の容態の変化に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその方の家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を区役所や地域包括支援センター等に配置する。令和6年度より、配置先を認知症高齢者グループホームに拡充する。また、令和6年度より認知症地域支援推進員を中心に「認知症の本人・家族・地域の方の声を聴くシート」を活用し、認知症の人等の「声」の集約を開始。

令和6年度 認知症地域支援推進員 174人配置（うち、認知症高齢者グループホーム職員5人）

②認知症カフェ支援事業

認知症の人やその家族が地域の専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を支援する。

令和6年度

認知症カフェネットワークミーティング 開催回数 1回 参加者数 55人

認知症カフェへの当事者派遣事業（出張おれんじドア） 13か所

認知症カフェ等設置数 認知症カフェタイプ 85か所

家族交流会タイプ 11か所

ご本人中心のタイプ 8か所

③仙台市認知症ケアパスの作成

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を発症した後の容態に応じて医療・介護サービスの情報を標準的に示す「全市版ケアパス」、認知症への不安を感じている方や診断を受けた方が手に取る「個人版ケアパス」、地域包括支援センターが地域の関係機関とネットワークを構築し、認知症の地域資源を掲載する「地域版ケアパス」の3種のケアパスを作成している。

④認知症の人が安心して買い物ができる体制づくり

認知症の人等、買い物に不安を感じる方が、ゆっくり安心して買い物ができる体制づくりのため、認知症の人と家族、認知症サポーター、商業施設等と協働でワーキングを実施し、市内商業施設にて福祉系大学学生の認知症サポーター等とともにモデル事業としてスローショッピングを実施する。

令和6年度 スローショッピングモデル事業実施回数 3回

⑤認知症の人の見守りネットワーク事業

認知症の人を温かく見守ることができる地域づくりに資することを目的に、認知症の人が行方不明となった場合に、24時間365日間家族等からの電話を受け付け、協力者に電子メールを配信し協力を依頼することで、早期発見・保護の一助とする。

令和6年度（令和7年3月31日現在） 利用登録者数 332人

協力登録者数 1,381人（令和6年度より実人数で計上）

(3) 認知症の人とその介護家族の支援

①認知症介護家族支援事業（委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部）

認知症の介護講座や相談会、及び認知症に関する電話相談等を実施する。

電話相談事業 月曜～金曜 午前9時～午後4時

令和6年度 相談件数 321件

認知症の人と家族の会との共催事業

令和6年度 各区役所における講話及び相談会 10回

②認知症の人を介護する家族交流会（各区役所開催）

認知症の人を介護している家族の方が、日常の介護を通して抱く悩みや問題解決の方策を話し合える交流会を開催する。

令和6年度 開催回数30回 参加人数157人

③認知症の人と家族への一体的支援

認知症の人を含む家族をひとつの単位とした支援を行い、本人の意欲の向上、家族の精神的負担軽減、家族関係の再構築や良好な家族関係の維持調整に役立てるため、認知症の人とその家族への一体的支援プログラムを実施する。

令和6年度 モデル事業 6回実施（長町地区の小規模多機能型居宅介護事業所）

運営支援（認知症の人と家族の会宮城県支部）

情報交換会 1回実施

令和7年度 委託4か所（小規模多機能型居宅介護事業所2か所、認知症疾患医療センター2施設）

運営支援委託 1か所（認知症の人と家族の会宮城県支部）

(4) 早期発見・早期対応の促進

①認知症初期集中支援チーム

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援のため、医師・薬剤師・看護師・作業療法士等専門職が必要に応じて訪問などを行う。

令和6年度 6チーム体制 実件数 相談45件（うち訪問24件）

②認知症地域医療支援事業

かかりつけ医と認知症専門医療機関との連携を促進し、認知症の早期発見・早期対応を円滑に行うとともに、発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図るために、医療関係者向けの研修を実施する。

③認知症サポート医養成研修

認知症の早期診断・早期対応を進めるため、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う「認知症サポート医」を養成する。

認知症サポート医数 83人（令和7年3月末現在）

④仙台市認知症疾患医療センター運営事業

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談、診断後支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

仙台市認知症疾患医療センター利用状況（令和6年度実績）（単位：件）

	専門医療相談件数		鑑別診断件数
	電話	面接（訪問等を含む）	
いずみの杜診療所	301	118	294
仙台西多賀病院	345	96	303
東北医科薬科大学病院	579	15	158
東北福祉大学せんだんホスピタル	142	61	121
計	1,367	290	876

〈資料：地域包括ケア推進課〉

(5) 認知症介護の質の向上

①認知症介護研修

令和6年度修了者数

（ア）認知症介護実践研修 実践者研修 207人 実践リーダー研修 33人

（イ）認知症対応型サービス事業管理者研修 30人

（ウ）認知症対応型サービス事業開設者研修 1人

（エ）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 20人

（オ）認知症介護指導者養成研修 1人

（カ）認知症介護指導者フォローアップ研修 2人

（キ）認知症介護基礎研修 481人 ※eラーニング受講

②認知症介護研究・研修センター運営費助成

認知症の人等の処遇技術に関する研究や、認知症介護の専門職員の養成を行っている認知症介護研究・研修仙台センターに対して運営費の補助を行う。

(6) 認知症施策の検討

・認知症対策推進会議の運営

医療、保健、福祉など認知症に関わる各関係機関間で情報交換を行い、仙台市における認知症の課題解決に向けた検討を行う。

8 住宅関連施策

(1) 高齢者住宅改造費助成

高齢者世帯の住宅の居室，便所，浴室，廊下等の利便を図るため，改造する場合にその改造費の一部を助成する。

対 象 次の要件のすべてに該当する方

- ・ 65歳以上の高齢者からなる所得税非課税世帯に属する方
- ・ 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方で，身体機能の低下などのために日常生活を営むのに支障があり，居室の改造が必要な方

助成額 住宅の改造に要する費用の3/4に相当する金額（限度額60万円）

助成件数 令和6年度 14件

(2) シルバーハウジング

高齢者等の世帯が地域社会のなかで自立して生活できるように，住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と，在宅生活を支援する生活援助員を配置した市営住宅である。（窓口：公益財団法人仙台市建設公社）

対象者 独立して生活するには不安があるが，自力で日常生活が可能な程度の健康状態である方で，かつ，次の要件のいずれかに該当する方

- ・ 単身者は65歳以上の方
- ・ 高齢者のみの世帯で，申込者は65歳以上，同居する方が60歳以上の2人世帯

設置戸数 四郎丸市営住宅20戸，茂庭第一市営住宅30戸，袋原市営住宅20戸（令和7年4月1日現在）

9 高齢者総合相談

平成6年7月に，保健・医療・福祉の連携の確保を図るため，各区に「高齢者総合相談センター」を設置。平成12年4月から「区高齢者総合相談」と名称を変更し，高齢者に係る保健サービス及び福祉サービスの総合的な相談，実態把握，処遇計画の立案等を行うとともに，関係機関・団体との緊密な連絡調整を行っている。平成30年4月より，宮城総合支所の機能拡大に伴い，「高齢者総合相談」と名称を改め，業務は各区役所・宮城総合支所障害高齢課が担当している。

高齢者総合相談窓口相談実績（令和6年度実績）

①相談件数及び相談方法

（単位：件）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
相談件数（総数）	2,049	370	1,166	2,051	3,455	1,089	10,180
相談方法	訪問	387	66	89	295	520	1,508
	来所（面接）	166	40	167	416	333	1,343
	電話	1,405	234	775	1,213	2,482	6,774
	支援者会議	46	11	17	65	56	231
	その他	45	19	118	62	64	324

（資料：地域包括ケア推進課）

②相談者

（単位：人）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
本人	548	94	329	666	841	290	2,768
家族・親族	315	69	160	289	344	313	1,490
知人	24	11	26	39	13	23	136
地域包括支援センター	630	137	317	693	997	357	3,131
ケアマネジャー	118	23	62	144	500	49	896
民生委員	11	2	2	32	12	15	74
関係機関	184	33	62	119	307	43	748
その他	325	64	296	242	551	123	1,601
合計	2,155	433	1,254	2,224	3,565	1,213	10,844

※1件の相談で複数人の場合あり

（資料：地域包括ケア推進課）

③相談内容

（単位：件）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
在宅介護相談	78	18	72	179	153	172	672
施設入所	191	36	114	168	772	93	1,374
福祉施設の利用	45	35	11	20	83	29	223
医療・疾病相談	542	65	83	615	498	114	1,917
家族関係	168	114	273	371	326	169	1,421
経済問題	126	54	138	228	272	112	930
心理的問題	178	18	157	289	293	75	1,010
福祉サービス	185	30	102	232	96	99	744
住宅改造	0	0	1	6	5	10	22
認知症に関する事	177	46	96	288	387	164	1,158
若年性認知症に関する事	0	0	0	1	68	0	69
介護保険に関する事	39	9	23	89	111	84	355
虐待	242	98	190	267	266	169	1,232
住宅供給	40	8	15	27	23	21	134
消費者被害	7	3	1	18	0	1	30
介護予防	10	0	1	7	7	3	28
成年後見制度	23	5	13	63	713	27	844
アルコール問題	25	22	14	14	19	1	95
ヤングケアラー	0	0	0	3	0	0	3
その他	252	37	273	500	425	112	1,599
合計	2,328	598	1,577	3,384	4,449	1,455	13,791

※1人の相談で複数項目あり

（資料：地域包括ケア推進課）

※①～③の太白区分には秋保総合支所で受けた高齢者相談も含む

§ 2 介護保険

高齢化が急速に進展していく中で、介護は家庭や地域ですますます深刻な問題となっている。高齢者の介護の問題は誰にでも起こりうるものであり、しかも介護期間の長期化や要介護状態の重度化が進んでいること等から、介護を必要とする高齢者本人とその家族にとって安心して利用できる介護制度の創設が強く求められてきた。

こうしたことから、国において新たな公的介護制度のあり方が検討され、

- ①国民の老後の最大の不安要因である「介護」の問題を、社会全体で支える仕組みとすること
- ②受益と負担の関係を明確にし、国民の理解が得られやすい仕組みとすること
- ③老人福祉制度や老人保健制度等で縦割りになっている高齢者の介護に関するサービスを再編成し、利用者の選択により、介護サービスが多様な事業主体から総合的かつ効率的に受けられる仕組みとすること
- ④「介護」の部分を医療保険制度から切り離し、社会的入院の解消を図るなど、今後の社会保障構造改革の第一歩となる制度を創設すること

等を目的とした社会保険方式による介護保険制度の導入が図られることとなり、平成9年12月、臨時国会において介護保険法が成立し、平成12年4月1日から介護保険制度がスタートした。

制度導入後の運営はおおむね順調に推移し、「介護を社会全体で支えあう」という理念は十分に浸透してきたものの、一方では、制度運営を通して明らかになった介護サービスの質の確保・向上などの課題も生じている。国においては、こうした課題へ対応し、制度の持続可能性を高めるための制度改正が行われている。

まず、平成17年には、「明るく活力ある超高齢化社会」を築くといった基本的視点から、制度自体を予防重視型システムに転換するという改正が行われ、平成18年4月に地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)、地域支援事業、地域密着型サービスが創設された。平成20年には、安心と希望を抱いて生活できる超高齢社会を築いていくため「介護従事者の人材確保・処遇改善」や「医療との連携や認知症ケアの充実」などを基本視点に介護報酬の改定等が行われ、平成21年4月から実施された。平成23年には、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため介護報酬の改定等が行われ、平成24年4月から実施された。平成27年には、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定、公費の別枠投入による低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ、介護予防・日常生活支援総合事業(本市では平成29年4月実施)など、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化のための制度改正が行われた。平成30年4月に「介護医療院」が創設され、8月からは現役世代並みの所得がある利用者の自己負担が3割に引き上げとなった。令和元年10月に実施された消費税率の引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減をさらに強化している。令和6年4月には、介護保険料に係る国の見直し方針を踏まえ、基準額に対する割合の変更や所得段階の更なる多段階化等を実施し、低所得者の保険料上昇の抑制を図っている。

1 制度の概要

(1) 保険者

市町村及び特別区

(2) 被保険者

第1号被保険者 65歳以上の方 268,461人(令和7年3月31日現在)

第2号被保険者 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方

(3) 保険給付

①受給者

第1号被保険者：要介護状態又は要支援状態にある方(要介護状態等となった原因は問わない。)

第2号被保険者：初老期認知症、脳血管疾患等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)により要介護状態又は要支援状態となった方

②給付の内容

ア) 介護給付：被保険者の要介護状態に関する保険給付

イ) 予防給付：被保険者の要支援状態(要介護状態となるおそれがある状態)に関する保険給付

ウ) 市町村特別給付：ア)、イ)に掲げる法定給付のほか、要介護状態の軽減・悪化の防止又は要介護状態の予防に資する給付として条例で定めるもの(※仙台市では現在のところ無し。)

③具体的なサービスの内容

居宅サービス	・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護 ・訪問看護／介護予防訪問看護 ・訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導 ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所／介護予防短期入所（特別養護老人ホーム、老人保健施設等におけるショートステイ） ・特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入費の支給／特定介護予防福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給 ・居宅サービス計画／介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成
地域密着型サービス	・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
施設サービス	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老人保健施設） ・介護医療院

④基準該当サービス

介護保険法では、サービス提供主体が都道府県や市町村の指定を受けることが必要である。指定を受けるためには、法人格を有していること（医療サービスの一部を除く。）や人員、設備、運営について国が定める基準を満たしている必要がある。しかし、介護保険法施行前から地域において介護サービスを提供してきたボランティア団体等にあつては、法人格を有していないなど指定基準の一部を満たしていないものの、指定事業者とほぼ同水準のサービスを提供できる場合がある。本市ではこのような場合に対応するため「基準該当サービス」として、指定基準とは別に省令による基準を満たす場合に保険適用のサービスとして認めている。

(4) 利用者負担

保険給付の対象費用のうち、1～3割を利用者が負担する。施設サービスやショートステイの食費と居住費（滞在費）は別途利用者が負担する。高額介護サービス費や食費と居住費（滞在費）の負担については、低所得者に配慮した軽減措置が講じられている。

(5) 費用負担

①負担割合

保険給付費の費用負担割合は、被保険者の保険料負担2分の1、公費負担2分の1。

②公費負担

公費負担のうち、国：都道府県：市町村の負担割合は、2：1：1（施設等給付費を除く）。

③保険料

ア) 第1号被保険者

国の定めるガイドライン（原則13段階の所得段階別保険料）に従い市町村が条例で定める保険料率に基づき賦課する。年金からの徴収（特別徴収）を行うほか、特別徴収の対象とならない方については、市町村が個別に徴収（普通徴収）する。令和7年度の仙台市の保険料額は次のとおりである。

所得段階	対 象 と な る 方			基準額に 対する 割合	年額保険料 (※4)	
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方			0.285 (※1)	20,700 円 (1,732 円)	
第2段階	本人が市町村民税非課税で	同じ世帯の方全員が市町村民税非課税	本人の前年の「課税年金収入額(※2)」と年金以外の「合計所得金額(※3)」の合計額が	80万9,000円以下の方	0.285 (※1)	20,700 円 (1,732 円)
第3段階				80万9,000円を超え、120万円以下の方	0.395 (※1)	28,800 円 (2,401 円)
第4段階				120万円を超える方	0.685 (※1)	49,900 円 (4,164 円)
第5段階		同じ世帯に市町村民税課税の方がいる		80万9,000円以下の方	0.850	62,000 円 (5,167 円)
第6段階				80万9,000円を超える方	1.000 (基準額)	72,900 円 (6,079 円)
第7段階	本人が市町村民税課税で		本人の前年の「合計所得金額(※3)」が	125万円未満の方	1.100	80,200 円 (6,686 円)
第8段階				125万円以上200万円未満の方	1.250	91,100 円 (7,598 円)
第9段階				200万円以上300万円未満の方	1.500	109,400 円 (9,118 円)
第10段階				300万円以上400万円未満の方	1.700	124,000 円 (10,334 円)
第11段階				400万円以上500万円未満の方	1.800	131,300 円 (10,942 円)
第12段階				500万円以上600万円未満の方	2.000	145,800 円 (12,158 円)
第13段階				600万円以上700万円未満の方	2.100	153,100 円 (12,765 円)
第14段階				700万円以上1,000万円未満の方	2.300	167,700 円 (13,981 円)
第15段階				1,000万円以上1,500万円未満の方	2.500	182,300 円 (15,197 円)
第16段階				1,500万円以上の方	2.600	189,600 円 (15,805 円)

(※1) 第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減している。

(第1段階および第2段階：0.455→0.285，第3段階：0.595→0.395，第4段階：0.690→0.685)

(※2) 「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいう。

(※3) 介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」とは、「給与」「年金」「事業」などの収入額からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額，公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額と，土地建物等の譲渡所得（特別控除後）などの分離課税所得の合計で，「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額をいう。（地方税法上の合計所得金額とは異なる。）

(※4) 「基準額×基準額に対する割合」で算出した額を（ ）内に記載している。

イ) 第2号被保険者

各医療保険者が医療保険料と一体で徴収のうえ、一括して社会保険診療報酬支払基金に介護給付費納付金として納付し、全国規模でプールしたものを介護給付費交付金として市町村に交付。

④介護保険財政安定化のための施策

ア) 財政安定化基金

都道府県ごとに財政安定化基金を設置し、市町村の介護保険財政に不足が生じた場合等に、資金の交付又は貸付を行う。

イ) 市町村相互財政安定化事業

複数市町村が、相互に財政安定化を図ることを目的として、共通の調整保険料率を設定し、介護保険財政について相互に調整を行う事業。(※仙台市では、実施していない。)

(6) 介護保険事業計画

介護保険事業の円滑な実施・運営を図るため、厚生労働大臣は「基本指針」を、市町村は「介護保険事業計画」を、都道府県は「介護保険事業支援計画」を策定することとされている。

本市においては、令和6年3月に仙台市高齢者保健福祉計画と一体のものとして、3年を1期とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和6～8年度)を策定した。

2 要介護認定

認定の申請がなされた場合、訪問調査を行うとともに主治医等に意見書の作成を依頼する。調査結果はコンピュータ処理され(一次判定)、保健、医療、福祉の専門家で構成される介護認定審査会の合議体において、一次判定結果、主治医意見書、調査票の特記事項により審査判定(二次判定)し、認定する。

認定の結果、認定の区分ごとに定められた支給限度額の範囲内で保険給付を受給することができる。

(1) 要介護認定状況

①要介護認定件数(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの累積)

ア) 区別 (単位: 件)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	合 計
11,359	6,312	5,110	9,779	8,404	40,964

〈資料: 介護保険課〉

イ) 要介護別別 (単位: 件)

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	合 計
195	8,433	4,645	9,428	5,061	4,147	5,240	3,797	18	40,964

〈資料: 介護保険課〉

②認定者数(令和7年3月31日現在)

(単位: 人)

	要 支 援		要 介 護					合 計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	13,035	6,096	10,975	6,698	5,457	6,286	3,795	52,342
第2号被保険者	143	142	186	158	140	124	157	1,050
合 計	13,178	6,238	11,161	6,856	5,597	6,410	3,952	53,392

〈資料: 介護保険課〉

(2) 介護認定審査会(令和7年3月31日現在)

①委員定数 274名(うち現員数270名)

②合議体数

(単位: 班)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	合 計
15	8	7	11	9	50

〈資料: 介護保険課〉

3 東日本大震災による減免

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から転入した方々を対象に、介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免措置を行った。

介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免状況（令和6年度実績）

65歳以上の方々の介護保険料		介護サービス利用者負担額	
減免者数	減免額	減免者数	減免額
62人	3,153千円	40人	8,310千円

〈資料：介護保険課〉

4 ウクライナ避難民に係る減免

ロシアによるウクライナへの侵攻によって日本に避難することを余儀なくされた避難民の方々を対象に、介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免措置を行った。

介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免状況（令和6年度実績）

65歳以上の方々の介護保険料		介護サービス利用者負担額	
減免者数	減免額	減免者数	減免額
6人	152千円	0人	0円

〈資料：介護保険課〉

§ 3 国民健康保険

国民健康保険は、会社、官公庁など職場の健康保険に加入していない方々を対象（被保険者）にした医療保険制度で、地域医療保険として市町村を単位に事業運営され、国民の誰もが安心して医療を受けられる機会が保障される「国民皆保険」の中核となる制度である。本市においては、昭和32年11月1日から事業を開始し、健全な事業運営の実現に努めているところである。

本制度は、幾度か大規模改正が行われ、昭和58年2月1日には、高齢化や医療費の増加などに対応し、医療保険制度間や世代間の負担の公平を図るため、老人保健法が施行され、昭和59年10月1日には、健康保険法や国民健康保険法の改正により、新たに国民健康保険の中に退職者医療制度が創設された。

また、昭和63年5月1日から、国保財政の安定化を図るために、保険基盤安定制度が創設され、低所得者階層の保険料軽減相当額に対し、国と新たに都道府県、市町村（一般会計）からの負担制度が導入された。

さらに、平成12年4月1日の介護保険法施行に伴い、平成12年度から介護保険第2号被保険者にはこれまでの国民健康保険料に介護納付金が加算された。平成13年4月1日からは滞納者対策として資格証明書交付、保険給付の一時差止が義務化され、平成14年10月1日からは70歳から74歳までの者を対象とする前期高齢者のしくみが盛り込まれた。平成20年4月からは高齢化の進展に伴い、75歳以上（一定の障害がある者は65歳以上）の者のあらたな後期高齢者医療制度が創設された。

平成26年4月からは、国の政令改正により、所得割額等の計算について、それまでの市県民税を基に算定する方式から、総所得金額等を基に算定する所得比例方式に変更された。

平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からは、都道府県と市町村がともに国民健康保険の運営を担うこととなった。

令和6年12月2日以降の保険診療は、マイナ保険証による受診が基本となり、被保険者証の新規発行は終了となった。

地域医療保険の安定した運営は社会保障の核をなすものであり、今後も持続可能な制度としていくための医療保険制度の改善が望まれている。

1 被保険者

(1) 被保険者資格

本市に住所を有する者で、次の各号の要件に該当しない者

- ①健康保険法、船員保険法の規定による被保険者及びその被扶養者
- ②各種共済組合法の組合員及びその被扶養者
- ③後期高齢者医療制度の被保険者
- ④生活保護法による被保護者
- ⑤国民健康保険組合の被保険者
- ⑥児童福祉法により児童福祉施設に入所し、又は里親に委託されている児童で扶養義務者のない者
- ⑦老人福祉法により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者で市長が定める者

(2) 退職者医療制度

高齢退職者は、退職後国民健康保険に加入することになるため、医療の必要性の高まるときに保険料負担額が低下するため、その医療費の負担は主として国庫と他の国保加入者に依存することになる。

このような不合理を是正し、給付と負担の両面にわたる公平化を図ることを目的として、昭和59年10月1日に退職者医療制度が創設された。

対象者は、国保加入者のうち、厚生年金や船員保険、各種共済組合から老齢（退職）年金を受けている者で、年金制度（国民年金を除く）に加入していた期間が20年以上であるか、または40歳以後の年金加入期間が10年以上である者及びその退職者本人と生活を共にし、主として退職者本人の収入により生計維持されている者（被扶養者）としている。

事業に要する財源は、退職者医療制度該当者の保険料と被用者保険等の保険者が拠出する被用者保険等保険者拠出金によって賄われている。

平成20年4月から、新しい高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は廃止された。ただし、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳になるまでは経過的に存続していたが、その経過措置についても令和6年4月に廃止された。

(3) 保険加入状況

①世帯の状況（各年度末現在）

（単位：世帯，％）

	総世帯数	加入世帯数	加入率	退職被保険者等（再掲）	
				単独世帯	混合世帯
令和4年度	540,158	127,611	23.62	0	0
令和5年度	545,461	125,181	22.95	0	0
令和6年度	551,449	122,175	22.16	0	0

※ 総世帯数は、国勢調査結果を基礎として推計した数（各年度，翌年度4月1日現在） 〈資料：保険年金課〉

②被保険者の状況（各年度末現在）

（単位：人，％）

	総人口	被保険者数	加入率	内 訳			一世帯平均 被保険者数
				一般被保険者	退職被保険者等		
					退職者 本人	被扶養者	
令和４年度	1,094,520	181,553	16.59	181,553	0	0	1.42
令和５年度	1,092,708	175,690	16.08	175,690	0	0	1.40
令和６年度	1,091,266	168,661	15.46	168,661	0	0	1.38

※ 総人口は、国勢調査結果を基礎として推計した数（各年度，翌年度4月1日現在） 〈資料：保険年金課〉

2 保険料

(1) 保険料率

（単位：円）

	基礎賦課額				介護納付金賦課額				後期高齢者支援金等賦課額			
	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
令和4年度	7.29/100 (50)	22,360 (30)	22,890 (20)	650,000	2.77/100 (50)	9,860 (30)	7,520 (20)	170,000	2.85/100 (50)	8,430 (30)	8,630 (20)	200,000
令和5年度	8.11/100 (50)	24,800 (30)	24,880 (20)	650,000	2.83/100 (50)	9,990 (30)	7,540 (20)	170,000	3.10/100 (50)	9,270 (30)	9,300 (20)	220,000
令和6年度	8.64/100 (50)	26,620 (30)	25,960 (20)	650,000	2.70/100 (50)	9,450 (30)	7,060 (20)	170,000	3.33/100 (50)	10,090 (30)	9,840 (20)	240,000

※ () は賦課割合，単位％

〈資料：保険年金課〉

(2) 保険料賦課状況

（単位：円）

	基礎賦課額（平均保険料）				介護納付金賦課額（平均保険料）				後期高齢者支援金等賦課額（平均保険料）			
	一人当たり平均保険料			一世帯当たり	一人当たり平均保険料			一世帯当たり	一人当たり平均保険料			一世帯当たり
	一般	退職	全体		一般	退職	全体		一般	退職	全体	
令和4年度	60,878	0	60,878	87,292	25,387	0	25,387	28,850	22,885	0	22,885	32,814
令和5年度	67,802	0	67,802	95,783	26,300	0	26,300	29,225	25,357	0	25,357	35,822
令和6年度	72,991	0	72,991	101,397	25,943	0	25,943	29,276	27,817	0	27,817	38,643

〈資料：保険年金課〉

(3) 保険料の減額

低所得者に対する保険料の減額については、条例の定めるところにより均等割及び平等割保険料の7割、5割又は2割を減額している。

(単位：世帯、人、千円)

年度	7割軽減			5割軽減			2割軽減		
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額
令和4年度	43,567 (0)	55,515 (0)	2,368,822 (0)	18,444 (0)	31,312 (0)	813,924 (0)	14,393 (0)	24,864 (0)	254,099 (0)
令和5年度	46,022 (0)	56,816 (0)	2,671,293 (0)	18,137 (0)	29,985 (0)	857,238 (0)	14,190 (0)	23,822 (0)	268,834 (0)
令和6年度	44,387 (0)	54,285 (0)	2,704,627 (0)	17,636 (0)	28,560 (0)	870,926 (0)	13,778 (0)	22,463 (0)	270,487 (0)

※ () は退職者分を再掲

※ 軽減額には介護分を含む。

※ 数値は、保険基盤安定繰入金の算定に用いた計数を使用

(資料：保険年金課)

(4) 未就学児に係る保険料の軽減

令和4年度より6歳到達以後の最初の3月31日までの間にある加入者については、均等割額の5割相当額(7・5・2割の法定軽減に該当する場合は、法定軽減後の均等割額の5割相当)を軽減している。

(単位：世帯、人、千円)

年度	医療分		後期高齢者支援金分	
	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額
令和4年度	4,093 (0)	26,514 (0)	4,093 (0)	9,997 (0)
令和5年度	3,785 (0)	26,993 (0)	3,785 (0)	10,090 (0)
令和6年度	3,405 (0)	26,421 (0)	3,405 (0)	10,015 (0)

※ () は退職者分を再掲

(資料：保険年金課)

※数値は、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金の算出に用いた計数を使用

(5) 産前産後期間に係る保険料の軽減

令和5年度より令和5年11月1日以降に出産された加入者については、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間)の保険料に係る所得割額と均等割額を軽減している。なお、妊娠85日以上の出産が対象(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む)。

(単位：世帯、人、千円)

年度	医療分		介護分		後期高齢者支援金分	
	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額
令和5年度	242 (0)	4,084 (0)	30 (0)	289 (0)	242 (0)	1,551 (0)
令和6年度	320 (0)	5,707 (0)	36 (0)	297 (0)	320 (0)	2,188 (0)

※ () は退職者分を再掲

(資料：保険年金課)

※数値は、国民健康保険産前産後保険料負担金の算出に用いた計数を使用

(6) 保険料収納状況

(単位：円、%)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	調定額	17,171,454,930	18,314,998,280	18,951,021,948
	収納額	16,487,812,656	17,334,098,106	17,915,526,927
	収納率	96.17	94.74	94.61
滞納繰越分	調定額	826,927,259	834,728,776	1,335,868,859
	収納額	294,524,536	290,482,501	415,481,917
	収納率	36.02	35.07	31.29

※ 収納率は居所不明者分を除いた調定額に対する収納額の割合

(資料：収納対策室)

3 保険給付の内容

給付の種類	給付の範囲及び割合等				備 考
療 養 の 給 付	病気やけがで医療機関にかかり、医師の診療や治療を受けたとき、被保険者がその医療費の一部負担金等（下記のとおり）を支払い、残りの医療費は、保険者負担額として国保で現物給付（一般・退職被保険者とも） ・ 小学校就学前被保険者				

給付の種類	給付の範囲及び割合等	備考																																																				
高額療養費	(1) 一人が1カ月間に同じ病院に支払った一部負担金が、表①、②の所得区分毎の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給(多数該当) (2) 同一世帯で当月を含む12カ月以内に高額療養費が支給されている月が3回以上ある場合、4回目以降は自己負担限度額が表のとおりとなる(70歳～74歳の外来分による支給は、回数に含まない)。(世帯合算) (3) 70歳～74歳の方は、同一月内に支払った外来及び入院の一部負担金を世帯単位で合算し、表①の所得区分毎の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給。また、70歳未満の方は同一月内に支払った21,000円以上的一部負担金を合算し、表②の所得区分毎の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給(特定疾病) (4) 「人工透析が必要な慢性腎不全」・「血友病」・「血液製剤に起因するHIV」の特定疾病に係る診療を受けたとき、1件1カ月10,000円(70歳未満の所得区分が上位所得の方が慢性腎不全により人工透析を受けの場合は20,000円)を超えたとき、その超えた額を支給 表①70歳～74歳の自己負担限度額 <table><tr><th>所得区分</th><th>外来(個人毎)</th><th>外来及び入院(世帯毎)</th><th>4回目以降</th></tr><tr><td>課税所得690万円超(現役並みⅢ)</td><td>252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td><td></td><td>140,100円</td></tr><tr><td>課税所得380万円超(現役並みⅡ)</td><td>167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td><td></td><td>93,000円</td></tr><tr><td>課税所得145万円超(現役並みⅠ)</td><td>80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td><td></td><td>44,400円</td></tr><tr><td>一般</td><td>18,000円(年間144,000円上限)</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td><td></td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td><td></td></tr></table> 表②70歳未満の自己負担限度額 <table><tr><th>所得区分(世帯の基準総所得金額)</th><th>適用区分</th><th>3回目まで</th><th>4回目以降</th></tr><tr><td>901万円超</td><td>ア</td><td>252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>901万円以下600万円超</td><td>イ</td><td>167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>600万円以下210万円超</td><td>ウ</td><td>80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>210万円以下</td><td>エ</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>市町村民税非課税世帯</td><td>オ</td><td>35,400円</td><td>24,600円</td></tr></table>	所得区分	外来(個人毎)	外来及び入院(世帯毎)	4回目以降	課税所得690万円超(現役並みⅢ)	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		140,100円	課税所得380万円超(現役並みⅡ)	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		93,000円	課税所得145万円超(現役並みⅠ)	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		44,400円	一般	18,000円(年間144,000円上限)	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円		所得区分(世帯の基準総所得金額)	適用区分	3回目まで	4回目以降	901万円超	ア	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円	901万円以下600万円超	イ	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円	600万円以下210万円超	ウ	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円	210万円以下	エ	57,600円	44,400円	市町村民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円	※同じ病院でも入院と外来、内科と歯科は別に計算する ※(1)、(2)、(3)は原則として償還払い ※入院時食事療養費は高額療養費の算定対象に含まれない ※「限度額適用認定証」の交付を受け、病院の窓口に提出すると、自己負担限度額までの請求となる。なお、マイナンバーカードで受診できる医療機関等では、マイナンバーカードまたは保険証を提示して情報提供に同意することにより、自己負担限度額までの請求となる(市町村民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」。70歳～74歳の現役並みⅢ、一般の所得区分は、高齢受給者証の提出により自己負担限度額までの請求となる) ※現役並み所得者については、療養の給付備考欄のとおり ※75歳の誕生日を迎えた月に限り、誕生日前の国民健康保険と誕生日以降の後期高齢者医療制度双方の自己負担限度額がそれぞれ半額となる ※低所得者Ⅱ：世帯主と被保険者全員が市町村民税非課税の世帯 ※低所得者Ⅰ：世帯主と被保険者全員が市町村民税非課税で、世帯全員の所得(年金は収入から80万円を控除した金額)が0円の世帯 ※70歳～74歳の一般の所得区分に該当する者の外来年間上限は、1年間(8月～翌年7月)の限度額
所得区分	外来(個人毎)	外来及び入院(世帯毎)	4回目以降																																																			
課税所得690万円超(現役並みⅢ)	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		140,100円																																																			
課税所得380万円超(現役並みⅡ)	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		93,000円																																																			
課税所得145万円超(現役並みⅠ)	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		44,400円																																																			
一般	18,000円(年間144,000円上限)	57,600円	44,400円																																																			
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																																																				
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																																																				
所得区分(世帯の基準総所得金額)	適用区分	3回目まで	4回目以降																																																			
901万円超	ア	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円																																																			
901万円以下600万円超	イ	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円																																																			
600万円以下210万円超	ウ	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円																																																			
210万円以下	エ	57,600円	44,400円																																																			
市町村民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円																																																			

給付の種類	給付の範囲及び割合等	備考
高額介護合算療養費	国民健康保険加入世帯内で1年間（8月～翌年7月）に負担した国民健康保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときに支給	※償還払い ※入院時食事療養費は算定対象に含まれない
療養費	①療養の給付等を受けられなかったとき（急病などでやむを得ずマイナ保険証等を提出できなかったとき等） ②コルセットやギブスなどの治療用装具を作ったとき ③柔道整復師などの施術を受けたとき ④腎臓・骨髄・臍帯血移植にかかる搬送を行ったとき	医師の同意または意見書が必要 ③は受領委任払可
移送費	歩行困難な患者等が緊急やむを得ず最寄りの医療機関に転院したときなどに、移送に要した費用を支給	※償還払い 医師の意見書が必要
出産育児一時金	被保険者の出産 一子につき 500,000 円を支給	妊娠 12 週以上の出産
葬祭費	被保険者の死亡により葬祭を行ったとき 一人につき 50,000 円を支給	
海外療養費	海外で診療を受けたことについてやむを得ないと認められる場合には、診療内容明細書等を添えて申請すると国民健康保険の給付の範囲で支給	※償還払い ※日本国内で保険適用とならない医療行為は給付対象外

〈資料：保険年金課〉

4 医療費の動向

(1) 療養諸費の状況

(単位：千円)

	費用額	保険者負担額	一部負担金	他法負担分	
				他法優先	国保優先
令和4年度	74,005,065	54,509,981	16,493,165	0	3,001,919
令和5年度	73,809,666	54,327,262	17,340,457	0	2,141,948
令和6年度	71,744,824	52,759,658	16,995,096	0	1,990,069

※ 各項目ごとに千円未満を四捨五入しているため、各項目の合計と費用額は必ずしも一致しない。

〈資料：保険年金課〉

(2) 診療費の状況

	費用額 (千円)	件数 (件)	日数 (日)	受診率 ※	一件当たり 日数 (日)	一件当たり 費用額 (円)	一人当たり 費用額 (円)
令和4年度	57,567,356	2,156,827	3,670,321	1,147.00	1.70	26,691	306,143
令和5年度	57,096,353	2,117,845	3,584,786	1,168.99	1.69	26,960	315,155
令和6年度	55,433,904	2,046,297	3,430,531	1,173.37	1.68	27,090	317,864

※ 受診率は 100 人当たりの受診件数

〈資料：保険年金課〉

(3) その他の保険給付の状況

(単位：件、千円)

	高額療養費		高額介護合算療養費		出産育児一時金		葬祭費	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
令和4年度	152,733	8,048,655	331	8,351	383	160,860	1,204	60,200
令和5年度	152,743	8,197,130	375	10,574	406	197,400	1,207	60,350
令和6年度	149,135	8,084,336	351	9,379	393	196,340	1,066	53,320

〈資料：保険年金課〉

5 保健事業

(1) 特定健康診査、特定保健指導

平成20年度から、40歳～74歳（年度末到達年齢）の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施している。

また、特定健康診査の結果により、生活習慣の改善が必要な被保険者に対して、個人の状況に応じた具体的な行動目標をたて、行動変容を促す特定保健指導を実施している。

① 健診受診者数（令和6年度実績）

男

（単位：人）

年齢	全市	青葉区	（宮総）	宮城野区	若林区	太白区	（秋保）	泉区
40～49歳	2,226	663	(145)	384	287	469	(10)	423
50～59歳	2,783	783	(160)	491	378	594	(13)	537
60～69歳	7,965	2,160	(564)	1,224	1,000	1,754	(35)	1,827
70～74歳	10,119	2,551	(868)	1,447	1,292	2,237	(56)	2,592
合計	23,093	6,157	(1,737)	3,546	2,957	5,054	(114)	5,379

女

年齢	全市	青葉区	（宮総）	宮城野区	若林区	太白区	（秋保）	泉区
40～49歳	2,551	790	(159)	418	327	513	(12)	503
50～59歳	3,824	1,124	(219)	635	495	821	(15)	749
60～69歳	12,822	3,579	(932)	1,902	1,641	2,723	(62)	2,977
70～74歳	14,893	3,824	(1,086)	2,177	1,750	3,234	(68)	3,908
合計	34,090	9,317	(2,396)	5,132	4,213	7,291	(157)	8,137

合計

年齢	全市	青葉区	（宮総）	宮城野区	若林区	太白区	（秋保）	泉区
40～49歳	4,777	1,453	(304)	802	614	982	(22)	926
50～59歳	6,607	1,907	(379)	1,126	873	1,415	(28)	1,286
60～69歳	20,787	5,739	(1,496)	3,126	2,641	4,477	(97)	4,804
70～74歳	25,012	6,375	(1,954)	3,624	3,042	5,471	(124)	6,500
合計	57,183	15,474	(4,133)	8,678	7,170	12,345	(271)	13,516
対象者数	132,996	37,375	(9,609)	21,949	16,216	29,143	(722)	28,313
受診率	43.0%	41.4%	(43.0%)	39.5%	44.2%	42.4%	(37.5%)	47.7%

※対象者数は令和6年5月末時点での被保険者数。（ ）は再掲。

〈資料：保険年金課〉

② 健診有所見者数（令和6年度国保データベース）

※資格異動等の影響により、保険者実績とは一致しない

※有所見者数は、保健指導判定値以上の受診者数。各検査項目の保健指導判定値は、次のとおりである。

腹囲：（男）85cm以上（女）90cm以上 BMI：25以上 収縮期血圧：130mmHg以上 拡張期血圧：85mmHg以上
HbA1c（NGSP値）：5.6%以上 HDL コレステロール：40 mg/dℓ未満 中性脂肪：空腹時150 mg/dℓ以上、
随時175mg/dℓ以上

（単位：人）

年齢		受診者 数	腹 囲		BMI		収縮期血圧		拡張期血圧	
			有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	有所見数	有所見率
男	40～49 歳	1,983	1,036	52.2%	753	38.0%	569	28.7%	466	23.5%
	50～59 歳	2,548	1,420	55.7%	970	38.1%	937	36.8%	742	29.1%
	60～69 歳	7,418	4,533	61.1%	2,694	36.3%	3,363	45.3%	1,821	24.5%
	70～74 歳	9,886	6,047	61.2%	3,299	33.4%	4,997	50.5%	1,845	18.7%
	合 計	21,835	13,036	59.7%	7,716	35.3%	9,866	45.2%	4,874	22.3%
女	40～49 歳	2,147	306	14.3%	428	19.9%	304	14.2%	233	10.9%
	50～59 歳	3,338	643	19.3%	701	21.0%	906	27.1%	559	16.7%
	60～69 歳	12,125	2,679	22.1%	2,595	21.4%	4,916	40.5%	2,033	16.8%
	70～74 歳	14,555	3,535	24.3%	3,275	22.5%	7,069	48.6%	2,218	15.2%
	合 計	32,165	7,163	22.3%	6,999	21.8%	13,195	41.0%	5,043	15.7%
合計	40～49 歳	4,130	1,342	32.5%	1,181	28.6%	873	21.1%	699	16.9%
	50～59 歳	5,886	2,063	35.0%	1,671	28.4%	1,843	31.3%	1,301	22.1%
	60～69 歳	19,543	7,212	36.9%	5,289	27.1%	8,279	42.4%	3,854	19.7%
	70～74 歳	24,441	9,582	39.2%	6,574	26.9%	12,066	49.4%	4,063	16.6%
	合 計	54,000	20,199	37.4%	14,715	27.3%	23,061	42.7%	9,917	18.4%

年齢		受診者数	HbA1c		HDL コレステロール		空腹時中性脂肪		随時中性脂肪	
			有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	有所見数	有所見率
男	40～49 歳	1,983	797	40.2%	147	7.4%	446	22.5%	104	5.2%
	50～59 歳	2,548	1,375	54.0%	160	6.3%	597	23.4%	132	5.2%
	60～69 歳	7,418	5,161	69.6%	478	6.4%	1,575	21.2%	425	5.7%
	70～74 歳	9,886	7,422	75.1%	637	6.4%	1,694	17.1%	518	5.2%
	合 計	21,835	14,755	67.6%	1,422	6.5%	4,312	19.7%	1,179	5.4%
女	40～49 歳	2,147	617	28.7%	20	0.9%	135	6.3%	37	1.7%
	50～59 歳	3,338	1,794	53.7%	34	1.0%	338	10.1%	69	2.1%
	60～69 歳	12,125	8,510	70.2%	100	0.8%	1,308	10.8%	291	2.4%
	70～74 歳	14,555	11,379	78.2%	139	1.0%	1,517	10.4%	430	3.0%
	合 計	32,165	22,300	69.3%	293	0.9%	3,298	10.3%	827	2.6%
合計	40～49 歳	4,130	1,414	34.2%	167	4.0%	581	14.1%	141	3.4%
	50～59 歳	5,886	3,169	53.8%	194	3.3%	935	15.9%	201	3.4%
	60～69 歳	19,543	13,671	70.0%	578	3.0%	2,883	14.8%	716	3.7%
	70～74 歳	24,441	18,801	76.9%	776	3.2%	3,211	13.1%	948	3.9%
	合 計	54,000	37,055	68.6%	1,715	3.2%	7,610	14.1%	2,006	3.7%

〈資料：保険年金課〉

③特定保健指導実施状況（令和6年度実績）

動機付け支援

（単位：人）

	全市	青葉区	（宮総）	宮城野区	若林区	太白区	（秋保）	泉区
階層化(対象者)	4,731	1,288	(334)	739	586	1,028	(26)	1,090
初回実施者	598	177	(53)	98	79	129	(4)	115
実 施 率	12.6%	13.7%	(15.9%)	13.3%	13.5%	12.5%	(15.4%)	10.6%

積極的支援

	全市	青葉区	（宮総）	宮城野区	若林区	太白区	（秋保）	泉区
階層化(対象者)	1,613	433	(107)	284	207	375	(5)	314
初回実施者	195	43	(11)	37	28	45	(1)	42
初回実施率	12.1%	9.9%	(10.3%)	13.0%	13.5%	12.0%	(20.0%)	13.4%

※（ ）は再掲

〈資料：保険年金課〉

④メタボリックシンドローム判定（令和6年度実績）

（単位：人）

年齢	男		女		合計	
	予備群該当	基準該当	予備群該当	基準該当	予備群該当	基準該当
40～49 歳	412	445	111	109	523	554
50～59 歳	509	805	266	338	775	1,143
60～69 歳	1,375	3,157	807	1,822	2,182	4,979
70～74 歳	1,685	4,207	902	2,519	2,587	6,726
合 計	3,981	8,614	2,086	4,788	6,067	13,402

〈資料：保険年金課〉

⑤令和5年度法定報告による実施率

（単位：人）

	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	終了者数	終了率
令和5年度	118,330	55,400	46.8%	6,161	659	10.7%

※令和6年度の数値は、令和7年11月確定予定。

〈資料：保険年金課〉

(2) 医療費通知

健康管理に対する意識を高めるため、被保険者に対し保険診療を受けたときの医療費の額等を通知している。

令和6年度 通知1回目(1月) 137,835 通 2回目(3月) 114,392 通

(3) 基礎健康診査及び胃がん・肺がん・大腸がん検診等に係る助成制度

被保険者の基礎健康診査等受診に際し、自己負担額の一部を助成している。

検診助成状況（令和6年度実績）				（単位：人，円）	
検 診 名		対象年齢	助成額	受診者数	助成額合計
基礎健康診査		35～39 歳	1,470	413	607,110
胃 が ん 検 診		35～39 歳	1,030	202	208,060
		40～69 歳	900	5,033	4,529,700
		50～69 歳（内視鏡）	3,500	3,659	12,806,500
肺 が ん 検 診		50～69 歳	700	741	518,700
大腸がん検診		40～69 歳	500	15,854	7,927,000
子宮頸がん 検 診	頸 部	20～69 歳	1,700	6,841	11,629,700
	体 部	20～69 歳	800	182	145,600
乳 が ん 検 診	マモグラフィー	65～69 歳	500	2,747	1,373,500
	マモグラフィー＋触診	40～64 歳	1,400	3,691	5,167,400
前立腺がん検診		50,55,60,65 歳	1,000	598	598,000
骨粗しょう症検診		40,50 歳	1,500	778	1,167,000
歯周病検診		40,50,60 歳	1,500	561	841,500
合 計				41,300	47,519,770

〈資料：保険年金課〉

6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

後期高齢者の生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等を一体的に実施するために、健診結果等に基づく個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、KDB システム（国保データベース）等で把握した地域の健康課題を基に、通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）を組み合わせる実施。

年度	取組区分	圏域数
令和6年度	重症化予防（糖尿病性腎症）、重症化予防（その他生活習慣病）	6 圏域

〈資料：保険年金課〉

7 東日本大震災による減免状況

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から転入した被災者の方々に実施した保険料減免及び一部負担金免除の実施状況。

（令和7年3月31日現在）

保険料減免		一部負担金免除				
減免世帯数	減免額	免除世帯数	免除被保険者数	一部負担金 免除額	入院時食事等の 標準負担額免除額	免除額計
74 世帯	10,533 千円	186 世帯	283 人	24,519 千円	0 円	24,519 千円

〈資料：保険年金課〉

8 ウクライナ避難民に係る保険料の減免

ロシアによる侵攻によりウクライナから仙台市へ避難されたの方々に実施した保険料減免の実施状況。

（令和7年3月31日現在）

年度	世帯数	被保険者数	減免額
令和4年度	18世帯	21人	174,200円
令和5年度	15世帯	17人	578,290円
令和6年度	11世帯	15人	509,800円

〈資料：保険年金課〉

9 保険財政

各年度歳入歳出決算状況

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	国民健康保険料	16,811,767	17,678,775	18,382,144
	国庫支出金	6,845	9,844	13,435
	県支出金	64,650,278	64,293,400	62,212,764
	一般会計繰入金	8,521,075	9,264,900	9,498,554
	繰越金	1,155,198	521,070	642,456
	その他の収入	1,425,142	1,432,283	754,501
	合計	92,570,305	93,200,272	91,503,854
歳出	総務費	3,460,789	2,643,076	2,852,318
	療養諸費	54,592,884	54,402,121	52,844,921
	審査支払手数料	219,473	198,821	210,306
	高額療養費	8,071,715	8,218,670	8,112,562
	出産育児一時金	165,877	199,248	201,177
	葬祭費	60,200	60,400	53,350
	国民健康保険事業費納付金	24,330,420	25,838,478	25,953,489
	保健事業費	881,396	884,768	883,625
	その他の支出	266,482	112,234	106,132
	合計	92,049,236	92,557,816	91,217,880
収支差引額		521,069	642,456	285,974

(資料：保険年金課)

§ 4 後期高齢者医療制度

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、従来の老人保健制度に替わる制度として「後期高齢者医療制度」がスタートした。

制度の運営は、宮城県内のすべての市町村が加入する「宮城県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となっており、市町村は保険料の徴収、各種申請の受付、相談等の窓口業務を担っている。

1 被保険者

(1) 被保険者資格

- a. 75歳以上の方
- b. 65歳以上75歳未満の方で一定の障害のある方（任意加入）

(2) 被保険者（対象者）数（各年度末現在）（単位：人）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
75 歳 以 上	132,021	137,762	143,389
障 害 認 定	1,500	1,402	1,275
合 計	133,521	139,164	144,664

〈資料：宮城県後期高齢者医療広域連合〉

2 保険料

(1) 保険料率

	金額・計算方法〔令和 7 年度の保険料率（年額）〕
均 等 割 額	1 人あたり 47,400円
所 得 割 額	{ 前年中の総所得金額等 － 43万円（基礎控除） } × 9.28 %
賦 課 限 度 額	80 万円

※ 保険料率は、宮城県内均一である。

※ 基礎控除43万円は、合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に減少し、2,500万円を超えると控除適用外となる。

※ 保険料率は宮城県後期高齢者医療広域連合において 2 年ごとに改定するため、令和 6 年度と令和 7 年度は同様となる。

(2) 保険料の減額

ア) 均等割額の軽減（令和 7 年度）

世帯主および被保険者の前年の所得金額（以下「合計所得」とする。）が一定基準以下のときは、保険料の均等割額が軽減される。

7 割 軽 減	合計所得が43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下
5 割 軽 減	合計所得が43万円 + 30.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下
2 割 軽 減	合計所得が43万円 + 56万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下

※ 1 月 1 日時点で65歳以上の公的年金受給者は、年金所得からさらに15万円を控除した金額で判定する。

※ 軽減判定を行う際、世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも所得を合算する。

※ 軽減判定は、4 月 1 日（4 月 2 日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行う。

※ 給与所得者等とは、以下に該当する方

① 給与収入が55万円を超える方

② 公的年金収入が60万円（65歳未満）または125万円（65歳以上）を超え、給与所得がない方

イ) 被用者保険の被扶養者だった方

制度加入前に被用者保険の被扶養者だった方については、所得割額が賦課されず、加入時から 2 年間、均等割額が 5 割軽減となる激変緩和措置がある。

なお、期間終了後は上記ア) に基づいた取扱いとなる。

(3) 保険料収納状況

(単位：円，％)

		令和４年度	令和５年度	令和６年度
現年度分	調定額	11,016,689,500	11,468,226,000	12,937,241,700
	収納額	10,973,692,434	11,415,231,120	12,881,605,276
	収納率	99.61	99.54	99.57
滞納繰越分	調定額	35,500,813	43,403,694	62,512,381
	収納額	24,789,303	25,339,361	33,811,103
	収納率	69.83	58.38	54.09

〈資料：収納対策室〉

3 保険給付の内容

(1) 負担割合（区分）の判定基準

区 分	負担割合	該当する世帯
現役並み所得者を含む世帯の方	3割	後期高齢者医療制度の被保険者の中に、市民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯。また、同一世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合は、被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以上ある方。（ただし、被保険者が世帯主で同一世帯に19歳未満の方がいる場合は、一定額の所得を控除して計算する）
		※ただし、前年の収入が以下の基準のいずれかを満たす方は、収入額を申請することで、区分が「一般世帯の方（1割負担）」に変更になる。 <同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人> ・被保険者本人の収入が383万円未満 ・同じ世帯の70～74歳の方も含めた収入の合計額が520万円未満 <同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上> ・同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
一般世帯Ⅱの方	2割	市民税課税世帯で「現役並み所得者を含む世帯」以外の世帯 ※ただし、世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいない場合は、1割となる。 ※また、世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいた場合であっても、前年の所得が以下の基準のいずれかを満たす場合は、1割となる。 ・世帯内の被保険者が1人で、年金収入とその他の合計所得の合計額が200万円未満 ・同じ世帯の被保険者数が複数で、被保険者全員の年金収入とその他の合計所得の合計額が320万円未満
一般世帯Ⅰの方	1割	市民税課税世帯で、「現役並み所得者を含む世帯」及び「一般世帯Ⅱ」以外の世帯
適用区分Ⅱの方		世帯全員が市民税非課税の世帯
適用区分Ⅰの方		世帯全員が市民税非課税で、かつその世帯の所得が必要経費・控除（年金収入は80万円、給与所得は10万円を控除）を差し引いたときに0円となる世帯

(2) 入院時の一部負担金限度額・食事代（食事療養標準負担額）

区 分		一部負担金限度額（食事代除く）	一食あたりの食事代 （食事療養標準負担額）		
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690 万円以上 （現役Ⅲ）	252,600 円＋医療費が 842,000 円を超えた場合、超えた額の 1 %を加算 ＜140,100 円＞（注）	490 円		
	課税所得 380 万円以上 （現役Ⅱ）	167,400 円＋医療費が 558,000 円を超えた場合、超えた額の 1 %を加算 ＜93,000 円＞（注）			
	課税所得 145 万円以上 （現役Ⅰ）	80,100 円＋医療費が 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1 %を加算 ＜44,400 円＞（注）			
一般世帯Ⅱ・Ⅰの方		57,600 円 ＜44,400 円＞（注）			
適用区分Ⅱの方		24,600 円	過去 12 ヶ 月の入院 日数	90 日まで	230 円
				90 日超	180 円
適用区分Ⅰの方		15,000 円	110 円		

（注）過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合、4回目からの限度額が＜＞内の金額となる。

(3) 高額療養費の支給

同一の月に支払った入院・外来等の一部負担金が次表の額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支給する。ただし、入院にかかる食事代（標準負担額）及び食費・居住費（生活療養標準負担額）や保険対象外の費用（差額ベッド代等）は支給対象にならない。

なお、75 歳年齢到達月については、誕生日（1 日を除く）前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が2分の1に設定される。

高額療養費支給基準

区 分		外来限度額（注1） （被保険者個人ごとに計算）	世帯限度額（注3） （後期高齢者医療制度の被保険者のみ 合算）
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690 万円以上 （現役Ⅲ）	252,600 円＋医療費が 842,000 円を超えた場合、超えた額の 1 %を加算 ＜140,100 円＞（注4）	
	課税所得 380 万円以上 （現役Ⅱ）	167,400 円＋医療費が 558,000 円を超えた場合、超えた額の 1 %を加算 ＜93,000 円＞（注4）	
	課税所得 145 万円以上 （現役Ⅰ）	80,100 円＋医療費が 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1 %を加算 ＜44,400 円＞（注4）	
一般世帯Ⅱの方		(1) または(2)の低いほうを適用 (1) 18,000 円 (2) 6,000 円＋（総医療費－30,000 円）×10%（年間 144,000 円上限） ※(2)は令和7年9月30日までの配慮措置	57,600 円 ＜44,400 円＞（注4）
一般世帯Ⅰの方		18,000 円 （年間上限 144,000 円）	
適用区分Ⅱ		8,000 円	24,600 円
適用区分Ⅰ		8,000 円	15,000 円

75 歳年齢到達月における高額療養費支給基準の特例（１日が誕生日の方を除く）

区 分		外来限度額（注１）（被保険者個人ごとに計算）	個別（注２） （75歳の誕生月の方のみ）	世帯限度額（注３） （後期高齢者医療制度の被保険者のみ合算）
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690万円以上 （現役Ⅲ）	126,300円＋医療費が421,000円を超えた場合、超えた額の１％を加算		252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合、超えた額の１％を加算 <140,100円>（注４）
	課税所得 380万円以上 （現役Ⅱ）	83,700円＋医療費が279,000円を超えた場合、超えた額の１％を加算		167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合、超えた額の１％を加算 <93,000円>（注４）
	課税所得 145万円以上 （現役Ⅰ）	40,050円＋総医療費が133,500円を超えたときは超えた金額の１％を加算		80,100円＋総医療費が267,000円を超えたときは超えた金額の１％を加算
一 般 世 帯 Ⅱ の 方		(1)または(2)の低いほうを適用 (1)9,000円 (2)3,000円＋(総医療費－15,000円)×10% ※(2)は令和7年9月30日までの配慮措置	28,800円	57,600円
一 般 世 帯 Ⅰ の 方		9,000円	28,800円	57,600円
適 用 区 分 Ⅱ		4,000円	12,300円	24,600円
適 用 区 分 Ⅰ		4,000円	7,500円	15,000円

（注１）同じ月の外来一部負担金を後期高齢者医療制度の被保険者個人ごとに合計。

（注２）75歳の誕生月のうち、誕生日以降の入院・外来一部負担金を個人ごとに合算。

（注３）同じ月の入院・外来一部負担金を、同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員分と合算。

（注４）過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合、4回目からの限度額が<>内の金額となる。

(4) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

毎年8月から翌年7月の年間に支払った医療費及び介護サービス利用料が高額になった世帯は、後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担額を合算して、下表の限度額を超えた分が、申請により高額医療・高額介護合算療養費として支給される。ただし、高額療養費や高額介護サービス費等で自己負担限度額を超えて支給された額は除く。

区 分		後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690万円以上（現役Ⅲ）	2,120,000円
	課税所得 380万円以上（現役Ⅱ）	1,410,000円
	課税所得 145万円以上（現役Ⅰ）	670,000円
一般世帯Ⅱ・Ⅰの方		560,000円
適用区分Ⅱの方		310,000円
適用区分Ⅰの方		190,000円

(5) その他の給付

次のような事情により、かかった医療費などをいったん医療機関へ全額支払った場合、あとから領収証など必要書類を添えて申請すると、広域連合が支給基準に該当すると認めたときに、一部負担金を差し引いた額が払い戻される。

療養費	やむを得ない理由により ①保険医療機関以外の医療機関で医療を受け、その費用を全額支払った場合（海外での受診等） ②マイナ保険証等を持参しないで保険医療機関で医療を受け、その費用を全額支払った場合
治療用装具	疾病または負傷のために、治療上必要な治療用装具（コルセット、関節用装具、弾性ストッキング等）を購入した場合（治療上必要であることが支給条件なので、通常の眼鏡・補聴器、人工肛門用ペロッチ（人工肛門受便器）などは対象にならない） ※身体障害者手帳所持者の場合 日常生活の能率の向上を図る目的の装具は、障害者自立支援法に基づき交付を受けることになる。 装具を購入する前に、各区役所障害高齢課へ確認が必要。
移送費	疾病・負傷等により移動が困難な方が、緊急その他やむを得ない理由で、医師の指示により寝台自動車等を利用して医療機関に搬送されたときに、その運賃等を支払った場合。
葬祭費	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方（喪主または施主）に葬祭費として50,000円が支給される。

※ 支給申請の時効期間は2年。

4 医療費の動向

(1) 医療給付費の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（単位：件）	4,272,828	4,460,330	4,642,748
総医療費（単位：千円）	114,060,882	122,077,754	128,259,748
医療費給付費（単位：千円）	103,160,845	109,880,691	115,670,467
一部負担金（単位：千円）	10,900,036	12,197,064	12,589,281
1件当たり総医療費（単位：円）	26,694	27,370	27,626
1件当たり医療費（単位：円）	24,143	24,635	24,914
1件当たり一部負担金（単位：円）	2,551	2,735	2,712

〈資料：宮城県後期高齢者医療広域連合〉

(2) その他の保険給付の状況

（単位：件、円）

		柔道整復	はり・きゅう・マッサージ	補装具等	高額療養費
令和4年度	件数	37,539	22,039	2,905	153,107
	支給額	230,546,013	536,269,622	71,749,294	985,969,248
令和5年度	件数	38,898	24,329	3,031	278,801
	支給額	229,089,975	601,357,028	68,597,677	1,319,173,871
令和6年度	件数	39,728	26,343	4,554	292,349
	支給額	228,342,583	685,345,285	81,341,864	1,348,320,336

〈資料：宮城県後期高齢者医療広域連合〉

5 東日本大震災による減免状況

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から転入した被保険者の方々に実施した減免状況。

（令和7年3月31日現在）

保険料減免		一部負担金の免除	
減免者数	減免額	免除者数	免除額計
52人	2,856千円	89人	8,564千円

※免除額計には入院時の生活療養費等も含まれる。

〈資料：宮城県後期高齢者医療広域連合〉

§ 5 国民年金

わが国の年金制度は、明治時代に軍人や官吏を対象に設けられた恩給制度に始まり、昭和17年に厚生年金保険が労働者年金保険として発足した。戦後、高齢者扶養の問題に関心が高まり、昭和34年4月に国民年金法が公布され、農林漁業、小売業等の小企業者、自由業者、自営業者及びその家族も年金制度による保障が受けられることになった。

その後社会情勢の変化等に沿った制度改革が行われてきたが、人口の高齢化や社会経済、産業、就業構造の変化等により制度運営の基盤が大きく変動したことから、健全で安定した制度運営を維持していくための年金改正法が昭和61年4月に施行された。これにより、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合（平成14年度から厚生年金保険に統合）の6つの年金制度に共通の「基礎年金」の導入、負担と給付の適正化、婦人の年金権の確立という三つの柱を中心とした根本的な改正が行われた。

平成14年度から国民年金の保険料は国が直接徴収することになり、平成16年の年金制度改革では給付と負担が見直され、マクロ経済スライドや保険料水準固定方式が導入されるとともに若年者納付猶予制度が創設された。さらに、全額免除及び納付猶予の継続申請制度や多段階免除制度も導入された。

こうした中、平成22年1月には年金記録問題等で不信を招いた体制を刷新するため、社会保険庁を廃止し国から委任・委託を受けて公的年金運営業務を担う非公務員型の公法人として日本年金機構が発足した。

年金制度は老後の所得を保障するものとして社会保障制度の中でも重要な役割を担っており、今後とも制度改革、財政の健全化を積極的に進めていく必要がある。

1 年金給付状況

(1) 国民年金の種類

① 新法による年金

(令和7年4月1日現在)

年金名	受給資格	年金額																				
老 齢 基礎年金	10年以上（※平成29年 7 月31日までは25年以上、大正15年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までに生まれた人は25年の資格期間が21年～24年に短縮）保険料を納めた人が65歳になったとき	・ 保険料の納付期間に応じて年金額を算出 ・ 加入可能な全期間を納付した場合 年額 831,700円																				
障 害 基礎年金	① 保険料の納付期間が加入期間の 2/3以上ある人（初診日が令和 8 年 4 月 1 日前の場合は、直近の 1 年間に未納がない人）が病気やけがのため身体が不自由になり、国民年金法の障害程度に該当するとき ② 20歳前の病気やけがで身体が不自由になり、国民年金法の障害程度に該当するとき ※②の20歳前の障害によって支給される障害基礎年金（障害福祉年金から移行した年金も含む）には下表のように本人の所得制限がある。 (単位：千円) <table><tr><td>扶養親族等の数</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td></tr><tr><td>本 人</td><td>全額停止</td><td>4,721</td><td>5,101</td><td>5,481</td><td>5,861</td><td>6,241</td></tr><tr><td>所 得</td><td>一部停止</td><td>3,704</td><td>4,084</td><td>4,464</td><td>4,844</td><td>5,224</td></tr></table> (平成18年 8 月 1 日から適用)	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	本 人	全額停止	4,721	5,101	5,481	5,861	6,241	所 得	一部停止	3,704	4,084	4,464	4,844	5,224	1 級年額 1,039,625円 2 級年額 831,700円 ・ 子の加算（1 人につき） 2 人まで 239,300円 3 人目から 79,800円
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人																	
本 人	全額停止	4,721	5,101	5,481	5,861	6,241																
所 得	一部停止	3,704	4,084	4,464	4,844	5,224																
遺 族 基礎年金	保険料の納付期間が加入期間の 2/3以上ある人（令和 8 年 4 月 1 日前に死亡し死亡日の直近の 1 年間に未納がない人）または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた次の遺族に支給 ・ 18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある（1 級または 2 級障害者は20歳未満）子のある夫または妻 ・ 18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある（1 級または 2 級障害者は20歳未満）子（妻が受給している間は、子は支給停止）	・ 子のある夫または妻の場合 子 1 人 1,071,000円 子 2 人 1,310,300円 子 3 人目から 1 人につき 79,800円加算 ・ 子の場合 子 1 人 831,000円 子 2 人 1,071,000円 子 3 人目から 1 人につき 79,800円加算																				

年金名	受給資格	年金額
寡婦年金	第1号被保険者として老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡したときに、夫に生計を維持されており、かつ、10年以上婚姻関係を継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給	夫の受ける年金額の3/4
死亡一時金	第1号被保険者として36月以上保険料を納めた人が何の年金も受けずに死亡したとき、故人と生計を同じくしていた遺族に支給（優先順位あり）	保険料を納めた期間により次の額が支給される 36月以上180月未満 120,000円 180月以上240月未満 145,000円 240月以上300月未満 170,000円 300月以上360月未満 220,000円 360月以上420月未満 270,000円 420月以上 320,000円
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6月以上納めた外国人が、老齢基礎年金等の受給資格期間を満たさないうで被保険者資格を喪失し、日本国内に住所がなくなり、障害基礎年金等の受給権を有したことがない場合（2年以内に請求）	最後に保険料を納付した月が属する年度と、保険料納付済月数に応じて支給される（例：令和7年4月以降に最後に保険料を納付した月を有する場合の受給金額） 6月以上12月未満 52,530円 12月以上18月未満 105,060円 18月以上24月未満 157,590円 24月以上30月未満 210,120円 30月以上36月未満 262,650円 36月以上42月未満 315,180円 42月以上48月未満 367,710円 48月以上54月未満 420,240円 54月以上60月未満 472,770円 60月以上 525,300円

② 旧法による年金

（令和7年4月1日現在）

年金名	受給資格	年金額
老齢年金	25年（平成29年8月以降は10年）以上（昭和5年4月1日以前に生まれた人は25年の資格期間が10年～24年に短縮）保険料を納めた人が65歳になったとき	・ 保険料の納付期間に応じて年金額を算出 ・ 全期間納付の場合 年額829,300円
通算老齢年金	他の公的年金の納付期間を合わせて25年以上（老齢年金と同じく短縮）ある人が65歳になったとき	・ 各年金制度から加入期間に応じて年金がそれぞれ支給される
10年年金	明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれ、高齢任意加入した人が10年間保険料を完納して65歳になったとき	年額 503,760円
5年年金	10年年金の受給対象の生年月日の人でこれに加入しなかったが、後日高齢任意加入し、5年間保険料を完納して65歳になったとき	年額 428,800円
障害年金	最近の1年以上保険料を納めている人が病気やけがのため体が不自由になり、国民年金法の障害程度に該当するとき	1級年額 1,039,625円 2級年額 831,700円 子の加算（1人につき） 2人まで 239,300円 3人目から 79,800円

(2) 国民年金給付状況

(単位：人、円)

種 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受給権者	金 額	受給権者	金 額	受給権者	金 額
老齢基礎年金	251,478	166,239,978,689	254,353	171,987,970,007	257,252	179,237,695,918
老齢年金	825	400,024,490	634	312,150,498	470	232,437,891
5年年金	37	14,881,400	37	15,166,300	36	15,148,800
通算老齢年金	1,089	246,958,021	822	192,114,148	609	144,561,812
障害基礎年金	8,158	6,856,618,200	8,450	7,252,024,700	8,708	7,659,548,900
障害基礎年金 (20歳前障害・旧 障害福祉年金)	9,630	8,382,973,950	9,965	8,841,239,400	10,260	9,319,227,750
障害年金	165	143,698,550	149	132,776,100	133	120,643,100
遺族基礎年金	1,861	1,470,519,288	1,899	1,527,365,181	1,937	1,599,900,990
寡婦年金	77	29,792,231	72	27,429,588	75	27,810,252
合 計	273,320	183,785,444,819	276,381	190,288,235,922	279,480	198,356,975,413
死亡一時金	135	19,518,000	97	14,558,000	89	13,122,000

〈資料：保険年金課〉

2 被保険者・保険料

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満の人（被用者年金受給権者を除く）が加入（強制加入）し、一定期間以上保険料を納付して年金を受給する制度である。なお、被用者年金受給者、日本に住む60歳以上65歳未満の人、外国に住む日本人（20歳以上65歳未満）は任意加入できる。全市民が年金の受給資格を得られるよう、制度の周知に努めている。なお、平成14年度から保険料は国（現在は日本年金機構へ委任）が徴収することになった。

(1) 国民年金被保険者数

(単位：人)

	第1号被保険者 (強制加入)	第1号被保険者 (任意加入)	第3号被保険者	計
令和4年度	121,040	1,446	67,571	190,057
令和5年度	120,468	1,528	63,961	185,957
令和6年度	119,762	1,555	59,368	180,685

〈資料：保険年金課〉

(2) 保険料

ア) 保険料の額（月額）

- ・令和7年度は17,510円（保険料の4分の1免除を受けたときは13,130円、半額免除を受けたときは8,760円、4分の3免除を受けたときは4,380円になる）
- ・付加保険料 400円

イ) 保険料の全額免除（強制加入者のみ）

- ・生活保護法による生活扶助を受けているとき（法定免除）
- ・公的年金の障害年金を受けているとき（法定免除）（障害厚生年金は1級、2級の受給権者のみ）
- ・本人、配偶者、世帯主の所得が一定額を下回るとき（申請免除）
- ・災害、失業等により保険料を納付することが著しく困難であるとき（特例免除）
- ・いずれの場合も10年以内に保険料の追納が可能。

ウ) 保険料の一部免除（申請免除。平成18年7月施行。強制加入者のみ。）

- ・本人、配偶者、世帯主の所得が一定額を下回るとき
- ・所得基準により、4分の1免除、半額免除、4分の3免除がある。10年以内に保険料の追納が可能。

エ) 納付猶予制度（平成17年4月施行。平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が対象。）

- ・本人、配偶者の所得が一定額を下回るとき。10年以内に保険料の追納が可能。

オ) 学生納付特例制度（平成12年4月施行）

- ・ 学生本人の所得が一定額を下回るとき。10年以内に保険料の追納が可能。

カ) 全額免除及び納付猶予の継続申請制度（平成17年7月施行）

- ・ 全額免除（災害、失業等による特例免除を除く）または若年者納付猶予が承認された場合、申請者の希望により、翌年度以降はあらためて申請しなくても継続して申請があったものとみなす。

キ) 産前産後免除（平成31年4月施行。第1号被保険者のみ。）

- ・ 出産予定日の前月から4か月間（多胎の場合は3か月前から6か月間）の納付を全額免除。

(3) 納付状況及び免除状況

（単位：月，人，％）

	納付対象月数	納付月数	納付率	法定免除	申請免除	学生納付特例	計	免除率
令和4年度	763,427	587,006	76.89	12,679	28,679	19,041	60,399	49.9
令和5年度	757,341	595,265	78.60	13,263	28,270	18,420	59,953	49.8
令和6年度	752,737	596,362	79.23	13,573	28,019	18,423	60,015	50.1

※申請免除は、全額免除と一部免除、納付猶予を含む

（資料：保険年金課）

3 年金生活者支援給付金

令和元年10月1日からの消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されている。

（令和7年4月1日現在）

種別	支給要件	給付額
老齢年金生活者支援給付金 補足的な老齢年金生活者支援給付金	以下すべて満たす方 ・ 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。 ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税 ・ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が889,300円*以下 *789,300円を超え889,300円以下の場合には、補足的な老齢年金生活者支援給付金として調整支給率を乗じて給付額を算出	・ 保険料の納付期間、前年の年金収入額と所得額の合計額に応じて給付額を算出 ・ 加入可能な全期間を納付した場合の基準額 月額 5,450円
障害年金生活者支援給付金	障害基礎年金の受給者で、前年の所得が4,721,000円*以下である。 *扶養親族の数に応じて増額	1級月額 6,813円 2級月額 5,450円
遺族年金生活者支援給付金	遺族基礎年金の受給者で、前年の所得が4,721,000円*以下である。 *扶養親族の数に応じて増額	月額 5,450円